

2021年2月2日開催

第28回海外安全対策会議(オンライン開催)

第28回海外安全対策会議
～オーストラリア・ニュージーランドセミナー～
資料2

コラム(『治安フォーラム』立花書房刊より)

目次

1. メキシコ誘拐事件に学ぶ（1）－何のためのマニュアルか？－	1
2. メキシコ誘拐事件に学ぶ（2） －セキュリティ・コンサルティング会社は駆込寺か？－	1
3. メキシコ誘拐事件に学ぶ（3）	2
4. メキシコ誘拐事件に学ぶ（4）	2
5. “テロに弱い国、日本”を返上するために	3
6. “報道の自由”とは何か	3
7. ノブレス・オブリージュ（高い身分に伴う徳義上の義務）	4
8. 他人事でないペルー事件	4
9. ペルー事件に学ぶ	5
10. 現地と本社との連携	5
11. 狙われる海外邦人	6
12. 世界30のテロ組織－アメリカが指定、オウム真理教も－	6
13. トップの使命	7
14. 誘拐事件の被害者にお会いして	7
15. ペルーを訪問して	8
16. 東南アジアにおける通貨危機と安全対策	8
17. 海外駐在員及び家族の退避・帰国問題	9
18. ペルー事件を考察する（1）	9
19. インドネシア大騒動	10
20. 変化が求められる株主総会	10
21. 米国大使館同時爆破事件と企業の対応	11
22. 海外安全対策と情報収集（1）	11
23. 海外安全対策と情報収集（2）	12
24. 海外安全対策と情報収集（3）	12
25. 海外安全対策と情報収集（4）	13
26. 海外安全対策と情報収集（5）	13
27. 海外安全対策と情報収集（6）	14
28. 海外安全対策と情報収集（7）	14
29. 海外安全対策と情報収集（8）	15
30. 海外安全対策と情報収集（9）	15
31. 海外安全対策と情報収集（10）	16
32. 最近のちょっとしたいい話	16
33. 戦後最大の危機事象	17
34. 日本人の利用価値	17

35. 米国国務省が世界28のテロ組織を指定	18
36. 先進諸国の在外自国民保護対策Ⅰ 米国における在外自国民保護活動（上）	18
37. 先進諸国の在外自国民保護対策Ⅰ 米国における在外自国民保護活動（下）	19
38. 先進諸国の在外自国民保護対策Ⅱ フランスにおける在外自国民保護活動（上）	19
39. 先進諸国の在外自国民保護対策Ⅱ フランスにおける在外自国民保護活動（中）	20
40. 先進諸国の在外自国民保護対策Ⅱ フランスにおける在外自国民保護活動（下）	20
41. 先進諸国の在外自国民保護対策Ⅲ 英国における在外自国民保護活動（上）	21
42. 先進諸国の在外自国民保護対策Ⅲ 英国における在外自国民保護活動（下）	21
43. 重信の逮捕でテロの脅威は去ったのか？	22
44. 先進諸国の在外自国民保護対策Ⅳ ドイツにおける在外自国民保護活動	22
45. 海外安全対策ビデオ「人質 (hostage)」	23
46. 日本人誘拐事件について思うこと	23
47. 重要な経営資源としての安全対策	24
48. アフガン後に本格化するテロ対策	24
48. 北朝鮮・イラク問題とテロ対策	25
50. イラク戦争後のテロ情勢	25
51. イラク戦争後のテロ情勢（続）	26
52. SARS問題とバイオテロ対策	26
53. イラク戦争はテロとの戦いか？	27
54. 懸念されるイラクのアフガニスタン化	27
55. イラクは9.11事件に関係したのか？	28
56. 相次ぐアル・カイダ幹部の声明	28
57. イラクの邦人誘拐殺害事件で思うこと	29
58. WTC跡地で思ったこと	29
59. 外国テロ組織等の指定について	30
60. TOPOFF（大量破壊兵器テロ対応訓練	30
61. 相次ぐイラクでの人質事件で気になること	31
62. ロンドン同時多発テロと日本	31
63. 「国産テロ」の脅威	32
64. 相次ぐテロ計画、テロは阻止できるのか？	32
65. 転換期を迎えつつあるテロとの戦い	33
66. 北海道洞爺湖サミットに向けて	33
67. アフガニスタンでの韓国人人質事件について	34
68. 北海道洞爺湖サミットに向けて、テロの警戒強化を	34

コラム 企業の安全対策

板橋 功

メキシコ誘拐事件に学ぶ(1)

—何のためのマニュアルか?—

8月10日午後7時(日本時間11日午前11時)頃、メキシコのティファナ市で、三洋電機米国現地法人のサンヨー・ビデオ・コンポーネンツの金野社長が誘拐され、身代金を支払い、9日後の19日未明に無事に解放されるという事件が発生した。

今回の事件は、数々の問題点や教訓を残し、改めて日本企業の海外における安全対策、危機管理対応能力が問われている。とりわけ、最大の問題点は、身代金の支払い事実及び支払い金額まで明らかとなったことである。これは、犯罪者に資金を供与したことを公に認めたことになり、類似の犯罪を誘発する要因を作ってしまったということである。事件の一連の経緯は、世界中のテロリスト、犯罪者の目にも触れている。メキシコにおいては外国人を狙った、世界中においては日本人を狙った類似の犯罪を誘発する要因をつくったことになる。これに対して、企業としてどのような責任を果たすのか、注視して行く必要がある。

ところで、事件そのものに関する分析は、改めて行うことにしたいが、今回の事件の報道を見ていて、大変驚き、疑問に感じたことがある。それは、マニュアルを作成していたり、研修を行っている

企業、セキュリティ・コンサルティング会社と契約している企業が予想以上に多いことである。また、日本企業がこんなに熱心に海外安全対策を行っていたのだろうか? そして、いったいどなたが担当されているのだろうか? という疑問である。これらの企業の多くは、マニュアルを作成・配布したり、安全対策研修の時間を設けたり、セキュリティ・コンサルティング会社と契約さえすれば、安全対策を実施していると勘違いしてはいないだろうか。

そこで、本稿では、とりわけマニュアルについて考えてみたいと思う。マニュアルには大きく分けて2種類が考えられる。一つは、駐在員や家族に対して、留意事項や緊急連絡先等を整理した「安全の手引き」である。そして、もう一つは不幸にして事件・事故が発生してしまった場合の対応指針や対応要領を整理した「危機対応マニュアル」である。

前者の「安全の手引き」は、駐在員やその家族などの使う側に、安全に対するマインドやセルフ・ディフェンスの意識を高めれば役に立たない。殆どの場合、配布しても机の隅にしまわれてしまったり、時間がたったり、筆致何事も無いと注意して行動することを忘れてしま

う。逆に、安全に対するマインドやセルフ・ディフェンスの意識がしっかりしてきえれば、自然に注意して行動するようになり、マニュアルなど必要なくなるのである。このためには、責任ある担当者が安全教育をしっかりと行い、自社独自の最新の情報分析に基づき常に本社サイドから注意を喚起し、リ・マインドを行うことが重要である。

また、「危機対応マニュアル」も、対応者に専門的な知識や経験、ノウハウ、センス、そして権限が無ければ役に立たない。なぜなら、事態がマニュアルの想定通りに展開することはまれであり、臨機応変な対応を求められるからである。すなわち、誰が作業を行っても均一な製品製造や事務処理が行えるためのマニュアルとは根本的に異なり、「危機対応マニュアル」は対応者にとっての手順ではなく、対応指針であり、チェック・リスト、あるいは一つのシナリオに過ぎないことを理解する必要がある。もちろん、マニュアルを作成することは重要である。なぜなら、作成の過程で種々の想定を行い、問題点を抽出し、分析、検討を行うことで、専任担当者等に知識やノウハウが蓄積される。また、対応指針により基本的な考え方を共有でき、チェック・リストがあることにより、混乱時にも適切な対応が可能となる。そして、日頃の小さな事件・事故・トラブル対応や

シミュレーション訓練を通じて、常に専任担当者等の対応能力を向上させることが重要である。

今回の事件を契機に、多くの企業が上司からの指示で、マニュアルの作成や見直しを行うようであるが、マニュアルそのものを作ることは非常に簡単である。現在では、多くの参考図書や資料もあり、1日もかければ立派なマニュアルができるであろう。でも、このマニュアルが本当に役立つのであろうか? 企業によって、扱っている製品も異なれば、組織形態も異なる、社風や社員の内質も異なる。これらを考慮した、自社独自のマニュアルの作成が必要である。

また、何れのマニュアルも作っただけでは無意味である。「安全の手引き」は使う側に安全に対するマインドやセルフ・ディフェンスの意識をいかに持ってもらうかであり、「危機対応マニュアル」は中心となる対応者(専任担当者)をいかに育てるかが大きなポイントである。すなわち、マニュアルの問題は人の問題である。

まだ多くの企業で「安全対策=マニュアル」と勘違いしているところがあり、マニュアルを作ることそのものが目的となっているように見える。改めて、何のためにマニュアルを作るのかを考える必要があるように思う。

(財公共政策調査会 研究室長)

コラム 企業の安全対策

板橋 功

メキシコ誘拐事件に学ぶ(2)

セキュリティ・コンサルティング会社は駆込寺か?

今回の三洋電機金野社長誘拐事件においても、解決に際して、米国の中小のセキュリティ・コンサルティング会社がアドバイスをを行ったと言われている。

海外で誘拐事件が発生する度に、コンサルティング会社がクローズアップされるが、興味本位で誤解を招きかねない報道が多い。そのため、多くの日本企業では、コンサルティング会社に対する正しい認識が不足しているように思う。

今回の事件を契機として、私のところにも多くの企業の方が相談に見えたが、「何かあった時に全てお任せすれば事件を解決してくれる会社」、「米国のCIAやFBI、英国のSASといった、軍の特殊部隊や情報機関等出身の強者揃いで、救出作戦を行ってくれる会社」と勘違いしている企業が多い。確かに、コンサルティング会社のスタッフには、軍の特殊部隊や情報機関の経験者が多いが、これはいざという時に武装して救出作戦を行うために強者を揃えているのではない。これらの機関は、情報の分析においてもたけているため、優れた分析者が揃っており、それゆえにコンサルティング会社にこれらの出身者が数多くいるのであり、決して武装して、強硬な手段で

人質を救出するためではない。

また、セキュリティ・コンサルティング会社は、誘拐事件が発生した場合でも、全て彼らが対応してくれるわけではない。このような事件の対応には、極めて専門的な知識やノウハウが必要とされるため、情勢の分析や適宜適切なアドバイスは行うが、あくまでも対応の主体は企業であり、意思決定を行うのも企業自身である。全て彼らが対応して、人質を救出してもらえんと考えているのなら、大きな間違いである。誘拐事件が発生した時に、駆込寺的に依頼すれば引き受けてもらえんと思っていれば、それは大きな間違いである。このような微妙な事件の場合、その企業の風土や事業内容等もある程度把握していなければアドバイスが難しい。よって、日頃からお付き合いのある企業でないと引き受けられないのが普通である。

そして、セキュリティ・コンサルティング会社は、誘拐事件が発生した場合のアドバイスだけを行っているわけではなく、これは、彼らの業務のほんの一端にしか過ぎないのである。欧米には、中小を含めて多数のセキュリティ・コンサルティング会社があるが、大手のコンサル

ティング会社の場合、概ね次のようなサービスを提供しており、どちらかというと事件・事故等に巻き込まれないための予防的対策に主眼が置かれている。

- 1) 情報提供サービス
世界各国の政情や治安情勢、犯罪組織やテロ・ゲリラ組織の動向、最近発生した犯罪の概要等について、コンピュータ・オンライン(24時間)、週報、月報、季報などにより提供を行う。
- 2) 進出時の調査・安全対策の策定
企業が海外に拠点や工場施設を設置する場合に、現地の情勢、治安等について詳細な調査を行い、安全対策(ハード及びソフト面)案を策定し、指導・助言を行う。
- 3) 安全対策の診断及び策定・改善
既設の海外事務所や工場施設、駐在員の住居等の安全対策の状況を点検し、その地域や施設に最も適した安全対策案を策定したり、改善のための指導・助言を行う。
- 4) 危機管理計画の策定・シミュレーション訓練
事件・事故が発生した場合の企業の対応計画(危機管理)案を策定し、アドバイスを行うと共に、実際に発生した場合を想定して模擬(シミュレーション)訓練を実施し、指導・助言を行う。
- 5) 教育・研修サービス

企業の安全対策担当者を対象にした研修や一般社員等(企業幹部、駐在員やその家族)を対象にした研修等を行う。

- 6) 危機時の指導・助言
実際に事件・事故が発生した場合に、指導・助言を行う。
- 7) その他

その他、戦争や革命が発生した場合の避難計画の策定やVIPのボディガードの派遣、ディフェンシブ・ドライビング・テクニックの指導等を行っている会社もある。

すなわち、セキュリティ・コンサルティング会社はあくまでも指導・助言を行う会社である。各企業が組織改革や新製品の販売を行う際に、組織や財務、マーケティング等を専門とするビジネス・コンサルティング会社に調査を依頼したり、アドバイスを受けることがあるが、セキュリティ・コンサルティング会社もこのビジネス・コンサルティング会社の一つであり、セキュリティという分野を専門としている会社であると理解した方がよい。コンサルティング会社と契約さえすれば、安全対策は万全と勘違いしている企業が多いが、情報の提供やアドバイスは行ってはくれるが、それをどう使うか、また何か起こった時に対応や意思決定を行うのは、あくまでも企業自身であることを忘れてはならない。

(財公共政策調査会 研究室長)

コラム 企業の安全対策(3)

板橋 功

メキシコ誘拐事件に学ぶ(3)

三洋電機金野社長誘拐事件は、世間では、もうすっかり忘れ去られ、過去の出来事となった感がある。この事件の解決までの経緯や対応、身代金支払いの是非などについては、時間をかけて分析・検討を行う必要があると考えているので、本稿では解放までの対応そのものについては取捨は触れないが、解放後の企業の対応について、教訓として、どうしても指摘しておかなければならない点が3点ある。

第一点目は、解放後に行われた金野さんの記者会見についてである。解放から一夜明けた8月20日午後0時30分(日本時間21日午前4時30分)、サンディエゴの三洋電機現地法人本社で金野さん自身が記者会見を行った。私自身、この中継をテレビで見ていたが、俄かに信じがたい光景が目飛び込んできた。会社側が設定した会見に、なんと金野さんのご子息が同席しているではないか。このような事件の場合、ご家族の心労は計り知れないものがあり、むしろマスコミの取材攻勢からご家族を保護するのが企業の責務ではないだろうか。

会見は、冒頭、会社側から「ただ今より、金野衛よりですね、皆様方へ一言、お言葉をということで、記者会見を、といいますか、はじめさせていただきます。本日はですね、金野は非常に疲

れておりますので、クエスチョン・アンド・アンサーといいますが、Q&Aは無しということで、ひとつご理解のほどを賜りたく存じます。」との発言で始まり、約2分半の金野さんのコメントがあり、次いで、ご子息より「事件解決にあたって、父の安全を第一にご尽力下さった関係者の方全員に心より御礼申し上げます。こうして再び父に会うことができ、家族全員非常に喜んでおります。本当にありがとうございます。」と深々と頭をさげた。通訳を含め、約7分の会見であった。ご子息のコメントは、約15秒ではあるが、非常にしっかりとした、胸を打たれるものであった。しかし、何とも釈然としない会見である。確かに、金野さんご自身が元氣な姿を見せることには非常に意味があるし、健康状態を考慮して、金野さんご自身が質問に応じないというのは理解できる。しかし、この会見を見る限り、何ゆえにご子息を同席させたのか、理解に苦しむ対応である。この誘拐事件は、企業の問題であり、企業が責任を持って対応すべきものではないだろうか。

第二点目は、身代金の支払いについて、会社自らが認めてしまっていることである。金野さんが解放された19日正午(日本時間20日午前4時)から、メキシ

コ・バハカリフォルニア州の検事総長が記者会見を行い、解放に際して身代金200万ドルを支払ったことを明らかにした。そして、同日午後1時半(日本時間20日午前5時半)には、サンヨー・ノースアメリカ・コーポレーションの非植社長が記者会見を行った。報道によれば、この会見で同社長は、200万ドルの身代金について、「直接支払ったのは捜査当局だと思うが、出所はもちろん三洋側だ」と支払いを認める発言を行っている。但し、日本時間午前5時半から行われた大阪の三洋電機本社での高野三洋電機社長と山田対策本部長(三洋電子部品社長)の会見では、身代金については、「現地対策本部にすべて一任している」(高野社長)、「確認していないので、コメントは控えない」(山田本部長)、「(身代金の支払いについては)他にも影響するのでコメントは差し控えない」(高野社長)として、支払いの事実については明らかにしていない。

身代金の支払い事実と金額については、現地当局がどのように発言し、マスコミがどう報道しようとも、企業自らが明らかにするべきではない。1986年の三井物産マニラ支店長誘拐事件でも、1991年のコロンビアでの東芝技師誘拐事件でも「数億円の手代金が支払われたと言われている」であり、両企業とも支払額や支払い事実については明らかにしていないのである。何故なら、まさに高野社

長が奇しくもコメントした通り、「他にも影響する」からである。支払い事実を認めることは犯罪者に資金を供与したことを企業自ら認めることであり、支払い金額を明らかにすることは、一つの相場を作ってしまうことになる。現在のようなメディアが発達した時代においては、このような犯罪の経緯は、世界中のテロリストや犯罪者が注視しているといっても過言ではない。類似の犯罪を誘発する契機を作り、日本企業等に対するリスクを高め、他社にも影響を与えてしまったことは否めない。これに対する社会的責任を果たす必要がある。

第三点目は、この社会的責任の問題である。三洋電機は9月11日付で「海外危機管理センター」を設置し、海外危機管理体制を整備することを発表した。これは非常にすばらしいことであり、素早い対応に敬意を表したいが、自社の体制整備を行う前に、行うべきことがあるように思う。それは、少なくともティファナに進出している日系企業に対して、一連の経緯を説明することである。これが、少なからず他社にも影響を与えてしまった企業が果たすべき、最低限の社会的責任であるように思う。そして、是れも三洋電機には、今回の教訓を生かし、海外安全対策推進のリーダー企業的存在となって頂き、普及・啓蒙を通じて社会的責任を果たして頂きたいと思う。

(財公政策調査会 研究室長)

コラム 企業の安全対策(4)

板橋 功

メキシコ誘拐事件に学ぶ(4)

メキシコにおける三洋電機米現地法人子会社社長誘拐事件は、我が国海外展開企業にどのような影響を与えたのであろうか。確かに、この事件を契機として、海外安全対策を考え始めた企業や見直しを行うとする企業も見られた。

財団法人公共政策調査会では、この事

メキシコにおける邦人社長誘拐事件を契機とした海外展開企業の社長に向けての緊急提言

日本企業や日本人駐在員は、現地において、経済大国日本の象徴的な存在であり、目立った存在であるということを改めて認識する必要があります。そして、今回の事件を契機として、どの企業も狙われる危険性は常に存在するということを認識し、自社の問題として捉え、海外安全対策、危機管理体制の整備に取り組む必要があると考えます。まさに、社員の安全対策は経営上の重要課題であります。そこで、以下の4点を、海外展開企業の経営者の皆様方に提言いたします。

1 専門組織、担当者の設置

企業が海外安全対策や危機管理体制の整備を行うためには、専任の担当者や担当部署の設置が不可欠であり、これが第一歩であります。これまでも専門組織を設置し、専任の担当者を置いている企

業が解決した直後に、海外展開企業約700社の社長に向けて緊急提言を行った。そして、この提言に対して、企業からさまざまな問い合わせや相談が寄せられた。以下、この提言の内容をご紹介します。また、今回はこの提言に対する企業の反応についてご紹介する予定である。

業もありますが、多くの場合、被害の教訓をもとに設置されており、一度被害に遭った企業でない専門組織の設置を行うことは極めて難しい状況にあります。これは、ひとえに安全に対するトップの意識の問題であります。

しかし、海外安全対策の推進や危機管理体制の整備は、被害に遭わないために行うのが主たる目的であり、一度被害に遭ってからでは遅いのが現実であります。被害に遭った企業は、一度発生してしまうと、いかに対応が大変であるか、損失が大きいかを経験上學んでいるからこそ被害に遭う危険性を可能な限り小さくするために、資金と人材を投入して専門組織を設けるわけです。

そこで、本事件を契機として、可及的速やかに、本社に国内外の企業に係る危

険を総合的に分析・管理し、また関連企業を含めたグループ全体の安全対策を総合的に指導、助言できるようなコーポレート・セキュリティを行う専門組織を設け、さらに各支店、現地法人、事業所、関連企業に正・副2名の安全対策担当者を指名することを提言いたします。

2 ポリシーの明確化

企業が日頃から安全対策を推進し、予防対策を行うためにも、また危機発生時の対応を行うためにも、安全対策のポリシーを明確にしておくことが重要であります。

日頃の安全対策のポリシーについては、「社員の安全確保を最優先事項とする」とか、「セルフ・ディフェンスを基本とする」等を設定して、この基本方針に基づいて、社員全員の安全対策意識の徹底や高揚を図り、個々の海外安全対策を実施する必要があります。すなわち、トップ自らが、本社が日頃から継続的に安全対策に力を入れ、社員の生命、身体の安全を第一に考えていることを明確に示し、この考えに基づいて実際に安全対策を講じていることを具体的な形で示すことが重要であります。こうしたことから、企業としての安全対策、危機対応のポリシーを明確化することを提言いたします。

3 企業の社会的責任

身代金の支払いは、犯罪者に対して資金を供与することになり、次なる犯罪を

誘発するなど、企業として大きな社会的責任を負うものであります。

したがって、このような事態を発生させないことが企業の責務であり、予防対策を充分に行うことが望まれます。

4 コーポレート・セキュリティの推進

日本企業を取り巻く環境は、急速に変化しております。その大きな一つは、犯罪のボーダレス化であります。従来は、国内で起こる犯罪と海外で起こる犯罪とは、比較的セパレートでありましたが、最近では、国内で発生する犯罪も、多分に海外諸国の情勢を反映していますし、海外で起こる犯罪も日本国内の諸事情が絡んでおります。特に、企業を対象とした犯罪等は、国内の事情と海外の情勢とが複雑に絡み合って発生する時代になってきており、自社を守るには複雑に絡み合う国内の状況と海外の状況とを的確に把握し、総合的に判断していくことが必要であります。

そこで、我が国企業においても、国内・国外を問わず企業のあらゆる安全を確保するための、コーポレート・セキュリティを真剣に考えることが必要の時代になってきました。そして、海外のテロ・過激派、犯罪組織の動向や治安の状況から、暴力団や総会屋の状況に至るまで、企業の安全に係るあらゆる情報を一元的に把握、分析し、企業や社員を守るための安全対策を講ずる必要があります。【財公政策調査会 研究室長】

コラム 企業の安全対策⑤

板橋 功

“テロに弱い国、日本”を
返上するために

12月17日午後8時(日本時間午前10時)、またしても海外で日本に係わる大きな事件が発生した。ペルーの日本大使公邸に反政府ゲリラ組織トウバック・アマルのネストル・セルバをリーダーとする武装ゲリラグループが襲撃し、天皇誕生日を祝う青木大使主催のパーティーに出席していた多くの各国大使・外交官、ペルー政府要人、在留邦人等を人質に、公邸を占拠した。これは、彼らがどんな主張をしようとも、まぎれもないテロ行為であり、彼らはテロリストである。

この事件は、本稿執筆の現時点では解決していないが、明らかなのは「日本」が狙われたということであり、このことを我々日本人は真剣に考える必要がある。

好むと好まざるとにかかわらず、日本人、日本企業、日本政府、日本の利益が狙われる時代になったということを現実の問題として認識する必要がある。海外における日本のプレゼンスは、日本人が考えている以上に高いということである。

今回の事件では、テロリスト達は1年以上かけてこの襲撃の準備をしていたそうであるが、彼らが日本大使公邸を狙ったのは、「ペルー政府に影響を持ち、

しかも“テロに弱い国、日本”という意識があったことは否めないであろう。つい最近でも、メキシコでの邦人社長誘拐事件で、「人命尊重第一」のみを掲げ、億単位の身代金を支払っており、このような行為がテロリスト達に心理的な影響を与えていることは充分に考えられる。

また、この種の事件が起こると、すぐに「そんな援助であれば、止めればよい」とか「撤退すればよい」という意見がでるが、そういう問題ではない。この根底には、日本人は援助や企業進出について、「その国の国民に対して良いことをしているのに、経済に貢献しているのに何が悪いのか」という意識があるが、これらに反対する人達がいることを忘れてはならない。そして、政府が援助を行う際に、或は企業が海外に事業展開する際に、援助や企業進出を良く思わない人達がいるということを現実の問題として捉え、このような事態が発生する可能性が充分にあるということを前提にして、ある意味で覚悟して、その対策や発生時の対応を充分に検討・整備してから援助や事業展開を行わなければならない。もはやこのような考え方ができない企業は、海外に進出する資格がないのである。

ところで、この種の事件が発生した場

合に、我が国では必ずと言っていいほど、「人命尊重」か「強行突入」かと二者択一(二律背反)のような見方をするが、人質救出作戦というのは、何も人命を犠牲にするということではない。これには三つの意味があり、文字通り、人質を救出するという意味、二つ目は救出作戦の可能性を選択肢として持つことにより、相手方の譲歩を促すという意味、そして最後に二度と同じような事態を招かないよう、このようなテロ行為を行っても無駄であるということを示すこと、これをテロリストに分らせるという意味がある。すなわち、将来危険にさらされるであろう何千人、何万人もの人命を守るという意味もあることを忘れてはならない。だからこそ、多くの先進諸国では、多額の資金をかけて、特殊部隊の能力を向上させているのである。人命尊重というのは、この種の事件では当たり前のことであり、テロに対して強い態度で望んでいる米国や英国でも、決して人命を軽視しているわけではない。そこを誤解してはいけない。

アメリカやイギリスは、何故、テロに対して強い態度で望んでいるのか。それは、まぎれもなく、テロに譲歩すれば際限なくエスカレートし、何千、何万もの国民の生命、身体、財産が危険にさらされることになるということを経験上、理解しているからにはほかならない。

日本は、ダッカのハイジャック事件を

教訓に、対テロ政策を変更し、累次のサミットで、ノン・コンセッション・ポリシー、すなわち、いかなるテロにも譲歩しないという趣旨の宣言に署名してきたが、幸いにもこれまではこのポリシーが問われる事件がなかった。今回の事件は、まさにこのポリシーが問われる事件であり、単に今回の事件を解決すればそれでよいという問題ではない。これから先の日本に大きく影響を与える問題である。日本国民の多くは、フジモリ大統領が譲歩して、人質が全員解放されれば、それでこの問題は終わると他人事のように考えているかもしれないが、それは大きな誤りである。ペルー政府がいかなる対応を決定しても、日本政府の了解を得るであろうことからして、日本政府は、この問題の当事者から逃れることはできない。これは、救出作戦を行うときもそうであるし、テロリストに譲歩する場合もそうである。日本はどの元を過ぎればすぐに忘れてしまうが、国際社会では「あのときは、あのとき」では通用しない。対応次第では、ますます日本が狙われるし、国際社会からも信用されなくなる。今回、安易な対応や解決を望めば、今後、最も危険にさらされるのは日本であり、日本人であることを肝に銘ずる必要がある。今回の事件で、「日本は、信頼を失い、危険を得た。」ということにならないことを願うのみである。

(財公政策調査会 研究室長)

コラム 企業の安全対策⑥

板橋 功

“報道の自由”とは何か

ペルーの日本大使公邸占拠・人質事件は、「予備的対話」なるものが始まったが、2カ月が経過した現時点においても、未だに解決をみていない。

この事件は、明らかに卑劣なテロ行為であり、即刻、無条件で全人質を解放すべきであり、彼らの主張に対する検討は、人質が全員解放されてからの話である。

マスコミはこのことを毎日、繰り返し伝えるべきであると思う。武力を以て人間の自由を拘束するというような行為は、日頃から「人権の尊重」を主張しているマスコミが最も非難すべき行為なのではないのだろうか。今回の事件で、殆どこのような報道を見かけないのが残念である。人権を侵すのは、「権力」とは限らないのである。

本誌が刊行された時点で、この事件がどのような形で解決しているのか、あるいは解決していないのか分からないが、まず、本稿ではこのことを最初に明記しておきたいと思う。

ところで、日本国民や日本企業は、今回の事件にあまりに関心がないように思える。地球の反対側で起きている出来事であり、この事件を第三者的に見ている、すなわち傍観しているように思える。はたして、それでいいのだろうか。今回の事件は、海外における日本人・日本企

業の今後の安全に大きな影響を与える事件であり、今回の事件を解決すればそれでよいという類のものではない。海外における日本人・日本企業の今後の安全を左右する、まさに分水嶺ともいえるべき事件であるように思う。

今回の事件と事件に対するこれまでの日本の対応(「人命尊重」[「平和的解決」]によって、再び、「テロに弱い日本」を露呈してしまっている。「テロに屈することなく」という枕詞を付けたとしても、少なくとも世界中のテロリストの目には、そのように映っているはずである。

次にテロリストのターゲットとなるのは、大使館でもなければ大使公邸でもない、最も狙い易く、世界中に点在する日本企業である。今回の事件で、日本人・日本企業のリスクが高まったのは明らかである。にもかかわらず、未だ人質に取られている(人質に取られた)企業やその関係者を除く、多くの日本人や日本企業は、この事件が大使公邸で発生していることから、ペルーの問題あるいは日本政府の安全対策や危機管理の問題としか捉えていないように思う。今回の事件を他人事と捉えず、明日は我が身と考え、速やかに対策を講ずるべきである。

次に、マスコミについて、とりわけテレビ朝日系列の記者が公邸内に侵入した

事件について考えてみたいと思う。彼の行動について、メディアでは、「報道の自由」や「記者の使命」[放映すべき]、「人質の生命を危険にさらす」、「不測の事態を招く」等の賛否両論が渦巻き、最近ではどちらかというところ「報道の自由」をかき、肯定的な意見が多くなりかけたが、その矢先、公邸内に無線機を置いてきた問題が明らかとなった。

しかし、マスコミのこの問題に対する一連の議論で、一つ欠けていることがあるような気がする。それは、ペルーの法律に本当に違反していなかったのかという問題である。メディアは、「報道の自由」を云々する前に、本当に現地の法律に違反していないのかどうかを検証し、報道すべきである。それとも、マスコミは「報道の自由」のためなら法律を侵してもよいのだろうか。

もし、公邸内に入ったのが、マスコミではなく、仮に私だったらどうだったであろうか。私もこのような問題をテーマに研究を行っている研究者の端くれであり、今後の教訓を得るためにも、公邸内の様子を自分の目で確認できるものなら確認したいという気持ちはある。もし、私があのような行為を行ったらどうだろうか。マスコミは一斉に「暴挙」と書き立て、ペルー警察も間違いなく私を逮捕するであろう。では、マスコミなら許されるのだろうか。

テレビ朝日側は、彼の行動は現地の法律に触れることはなかったとしているが、であるならば、なぜ釈放後、すぐに

ペルーから出国させたのか。ペルー警察は逮捕も可能だったのではないだろうか。一種の司法取引(ペルーに司法取引の制度があるのかどうか分からない)のようにも見えるが、疑問が残るところである。もし、本当に現地の法律に違反するところが無いのなら、テレビ朝日は、彼がペルー警察からどのような嫌疑をかけられ、どのような取調べが行われ、法律に違反していないことがどのように明らかとなったのか、その経緯を自ら報道で明らかにするべきではないだろうか。また、他のマスコミもこの部分を取材し、報道すべきである。

確かに、大統領による非常事態宣言が出され、公邸を含めたあの地域は当局が定めた立ち入り禁止区域であるはずである。また、仮にこれに該当しないとしても、ペルーには住居侵入罪は無いのだろうか。もし、有るとしたら、何故、該当しないと判断されたのだろうか。

ペルーは政府軍と反政府軍とが対峙し、内戦状態にある国でもなければ、無政府状態にある国でもない。法治国家である。ペルー警察は、法に則り、厳正な捜査を行ったのか、それが法律に基づく妥当な判断であったのか、外国(日本)のマスコミであるが故に罪を問われなかったとしたら、それを明らかにするのでもまたマスコミの役目ではないのだろうか。「報道の自由」についての議論は、これが明らかになった後の問題であると思う。

(財公政策調査会 研究室長)

コラム 企業の安全対策(7)

板橋 功

ノブレス・オブリージュ

(高い身分に伴う徳義上の義務)

ペルーの日本大使公邸占拠・人質事件は、110日が経過した現時点においても、未だに解決をみていない。そこで、改めてテロ対応のポリシーについて考えてみたい。

我が国は、テロに対しては、過去のハイジャック事件等において、「人命は地球よりも重し」との考え方で対応を行った経緯があるが、現在では、国際的協調の立場から「断固たる態度をもって望む」ことを明らかにしている。

1977年に発生した日本赤軍によるグッカのハイジャック事件等において、身代金の支払いや超法規的措置による囚人の釈放を行うなど、人命尊重の観点からテロリストの要求に屈した経緯がある。グッカのハイジャック事件の翌年7月に行われた第4回先進国首脳会議(ボンサミット)では、初めてのテロに関する声明である「航空機のハイジャックに関する声明」が行われ、我が国においても、この声明を受け、同年8月には政府のハイジャック等非人道的暴力防止対策本部が、「ハイジャック等に対する対応方針」を定め、ハイジャック等のテロリズムによる、犯人の不法な要求に対しては断固たる態度をもって望む決意であることを明確に

し、テロ対策の方針の転換を行った。

先進国首脳会議では、この後も第6回(ベネチアサミット)、第7回(オクワサミット)、第10回(ロンドンサミット)の会議でテロリズムに関する声明や宣言を行い、第12回の東京サミット以降においては、毎年、テロの要求には屈しない旨の声明や宣言を行ってきており、我が国もこれらの声明や宣言に署名している。

特に、昨年のリヨンサミットにおいては、「我々は、これらの悲劇的な出来事により、今日のすべての社会及び国家にとってテロリズムが重大な挑戦であるとの信念を一層強めた。我々は、改めて、その犯人又は動機を問わずあらゆる形態及び主張のテロリズムを無条件に非難する。テロリズムは、憎むべき犯罪であり、その犯罪者を法の裁きにかからしめる上で免責又は例外はあってはならない。我々は、努力と決意を結集し、すべての法的手段を用いてテロリズムと闘うという共通の決意を宣言する。」との宣言文に橋本首相が署名していることを忘れてはならない。

さらに、外交書書において、「テロリズムと日本の立場」という項目を設けて、国家としてのテロに対する姿勢を明らか

にしている。平成7年版の外交書書によれば、「海外において日本人を人質にとり政府に不法な要求を突きつけるような事件が発生した場合には、政府としては、事件解決に一義的責任を有する当該国政府と協力して、人質の安全救出に最大限の努力を払うことは当然であるが、同時に、国際社会における法秩序を維持し、将来同種の事件を抑止するためにも、累次のサミットで確認されたとおり、テロリストに対しては根歩しないという原則にのっとり、断固たる態度をもって対処する必要がある。」としている。

今回の事件のように、海外で発生する事件や事故においては、外交関係や政治的な問題も複雑に絡んでくる。海外に事業展開している企業は、誘拐事件等における身代金の支払や爆破予告等の脅迫などにおける強要金の支払、革命税の支払等の問題も含めて、さらにこれと「断固としてテロに屈しない」という国のポリシー、国際的な合意事項との整合性をどう図るかという問題も含めて、テロ対応のポリシーを真剣に考える必要がある。

今回の事件を契機として、日本の大手企業の現地(特に、東南アジアや中南米の)代表者は、自らが現地の政治(政権)と密接な関係にある(少なくとも狙う側の反政府組織やテロリストとも思っている)ということに再認識をすべきであると思う。例えば、大使館の一等書記官クラスが一國の大統領や首相と単

独で面会したり金食することは殆ど不可能に近いことであるが、日本の商社や大手企業の代表者であれば可能なことであろう。それだけ現政権に近い、すなわち現地の政治と密接に関係する人物と見られても不思議ではないのである。

また、日本の商社や大手企業の東南アジアや中南米諸国の支店長、現地法人の社長クラスは、現地の関係や資産家の豪邸がある高級住宅街に、同様に豪邸を構えている場合が多い。運転手付きの高級車に乗り、メイドを雇い、高級レストランで金食をする。このようなことは、仕事上でも、安全対策上でも必要である場合も多く、決して非難するつもりはない。確かに、日本に帰国すれば、部長、平取締役で、郊外の狭い住居に住み、電車で通勤し、現地の関係や豪家に比べれば、資産も少なく、一介のサラリーマンに過ぎない場合が多い。しかし、少なくとも現地では、そのような見られたいないことを常に認識しなければならぬ。そして、これからの日本の大手企業の現地代表者は、高いリスク(経済的なリスクだけではなく、生命・身体上のリスクも含め)と公の責任を負い、場合によってはその国に殉ずるぐらいの覚悟ができれば、その資格がない時代になつたのかもしれない。日本企業は、企業としてこのことを真剣に考える必要がある。

(財公共政策調査会 第一研究室長)

コラム 企業の安全対策(8)

板橋 功

他人事でないペルー事件

ペルー日本大使公邸占拠事件は、127日目の4月22日午後3時23分(日本時間23日午前5時23分)、フジモリ大統領の英断と直接指揮によりペルー特殊部隊約140名による救出作戦(チャピンテワタル作戦)が敢行され、人質71名が無事に解放されたが、人質1名が死亡し、救出部隊員2名が殉職した。この救出作戦において、法と秩序、世界の平和を守るために貴い犠牲となったペルー最高裁ジュスティ判事、陸軍バレル大佐、ヒメネス大尉に心から哀悼の意を表したい。

今回の事件は、最終的に72人もの人質をとり、127日間もの長期間、武力により人間の自由を拘束し、恐怖感を与え続けるという、著しく人権を侵害し、人道上からも許されない、テロリストによる卑劣な憎むべき犯罪であり、改めてMRTA(トゥパックアマル革命運動)によるこのような行為を強く非難したい。

今回の救出作戦の成功は、決して奇跡や偶然ではない。フジモリ大統領の一貫したテロに対するポリシーと一國の指導者・政治家としての責任を背景とした強いリーダーシップ、そして情報機関や軍・警察当局によるインテリジェンスとこれを基にした極めて綿密に計画された

作戦と厳しい訓練の成果であると捉えるべきである。また、今回の作戦の成功の裏には、約20名の人質がペルーの軍、警察関係者であり、その大部分が長い間テロと闘ってきた、いわゆるテロ対策の専門家であったことを忘れてはならない。

フジモリ大統領は、事件発生以来一貫して、国際的なテロ対応の基本である「テロには屈しない」というノンコンセッションポリシーを貫き、全責任を一人で背負って英断を下した。今回の事件で、ペルーは「テロに屈する国ではない」ことを世界に示した。このことを日本人は改めて認識しなければならぬ。

今回の解決方法について、日本の政治家が「結果オーライ」的な発言を行っているが、それは大きな間違いである。事件発生以来、本コラムでもたびたび指摘してきたとおり、我が国は、1977年9月に発生したグッカのハイジャック事件を契機として、それまでのテロ対応の方針を変更し、以後、現在に至るまで、国際的協調の立場から「断固たる態度を持って臨む」ことを明らかにしている。

グッカ事件の責任をとり辞任した福田法相に代わり、法相に就任した瀬戸山氏は就任会見で、「多くの先人が血を流し

て確立した立憲法治国家という制度を少数暴力によって破壊されることはきわめて重大なことであり、場合によっては血を流してもこれを守るといふ決意を持つことが必要であろう」(1977年10月5日付朝日新聞朝刊より)とその決意を述べている。

さらに、同法相は衆議院法務委員会で、「法治国家を維持できない方策を断じて繰り返すべきでない。やむを得ない場合には一部の人命が犠牲にされることもあり得る」(1977年11月2日付朝日新聞朝刊より)と答弁を行っている。

そして、翌年7月に行われた第4回先進国首脳会議(ボンサミット)では、初めてのテロに関する声明がなされ、この声明を受け、我が国においても、同年8月には政府のハイジャック等非人道的暴力防止対策本部が、「ハイジャック等に対する対応方針」を定め、ハイジャック等のテロリズムに対しては、犯人の不法な要求に対しては断固たる態度をもって臨む決意であることを明確にし、テロ対策の方針の転換を行った。

今回、日本人は、この基本的なポリシーを忘れてしまったように思う。確かに、グッカのハイジャック事件以降は、幸いにもこのポリシーを問われる事件が発生しなかったため、テロ対策についての議論が行われず、国民的な合意や理解が得られていなかったのが現実である。日本人はのど元を過ぎればすぐに忘れて

しまうが、国際社会では「あのときは、あのとき」では通用しない。安易な対応は、ますます日本人が狙われる結果を招き、国際社会からも信用されなくなることを肝に銘ずる必要がある。今回の事件で、「日本は、信頼を失い、危険を得た。」ということにならないことを願いたい。

また、多くの日本企業や日本人は、今回の事件を自らの問題として捉えていないように思う。事件後の企業の反応を見ていると、「今回の事件は、あくまで政府の危機管理の問題であり、企業の問題ではない」、「当社は中南米では事業展開していないから」、「今回の事件を契機として安全対策の強化や見直しは考えていない」という企業が多い。

さらに、事件解決直後に日経新聞社が大手企業を対象に行ったアンケート調査(4月24日付日経新聞朝刊)では、身代金の支払いに関する設問があり(本稿では、あえて具体的な結果を載せることは避けるが)、日本を代表するような企業の多くがこの設問に回答している現実には、非常にショッキングである。このような設問に答えるべきではないし、結果を掲載するべきではないと思う(その理由もあえて書かないので、考えて欲しい)。まさに、このアンケート調査結果に、日本企業の危機管理の甘さを感じざるを得ない。

(財公共政策調査会 第一研究室長)

コラム 企業の安全対策(9)

河本志朗

ペルー事件に学ぶ

4月23日、ペルー日本大使公邸占拠・人質事件は、ペルー特殊部隊による救出作戦により127日目にして解決した。日本人人質は全員無事救出されたものの、ペルー人質1名、特殊部隊員2名が貴重な犠牲となった。

日本人人質全員が無事であったことから、事件はいわゆる「結果オーライ」に終わり、日が経つにつれて国民の意識から忘れ去られようとしているように思われる。しかし、喉元過ぎて熱さを忘れてしまうことがあってはならない。今回の

事件は、海外での日本のプレゼンスが日本人が考えている以上に高く、日本人、日本企業がテロに狙われる時代であることを現実として突きつけたものであることを厳しく受け止める必要がある。

財団法人公共政策調査会では、今回の事件を風化させることなく貴重な教訓をくみとり、今後に生かすことが我々の使命であると考え、6月30日に「ペルー日本大使公邸占拠・人質事件を契機とした提言」を行ったところである。ここでその提言の概要を紹介してみたい。

ペルー日本大使公邸占拠・人質事件を契機とした提言

1. テロ対策ポリシーの再確認

～テロリストには譲歩しない。そのためには取返して犠牲をも覚悟する～

我が国は、1977年の日本赤軍によるグッカ事件等において人命尊重の観点で対応し、身代金の支払いや囚人の釈放などを契機にテロ対処方針を変更し、現在に至るまで、法秩序の維持のため、犯人の不法な要求に対しては断固たる態度をもって臨むことを方針としてきた。当時、グッカ事件の責任をとって辞任した福田法相に代わり就任した瀬戸山法相は、国会答弁で「法治国家を維持できない方策を断じて繰り返すべきでない。や

むを得ない場合には一部の人命が犠牲にされることもあり得る」と答弁した。翌年開催されたボンサミットでは、初めてテロに関する声明がなされ、以後果次のサミットでテロに関する声明や宣言が行われてきた。特に第13回のヴェネツィアサミットでは、テロリストに対しいかなる譲歩も行わないとする、いわゆるノー・コンセッションの原則が初めて明確にうたわれ、その後この原則が繰り返し確認されている。我が国ももちろんこれらの声明や宣言に署名してきたところである。

今回の事件を契機として、今こそ国民的レベルでこのテロ対策ポリシーを再確認する必要がある。

2. 在外公館警備の責任の明確化と警備の強化

～在外公館警備強化のための「人と資機材」の増強の必要性～

在外公館警備の最終的な責任が在外公館の長にあることをあらためて再確認するとともに、在外公館の長は公館警備の重要性を再認識し、必要な警備措置が講じられるよう、的確な指揮をする必要がある。また、治安関係情報の収集及び分析能力を有する警備の専門要員を在外公館に増強配置することや、在外公館における警備や緊急時の通信連絡等に必要となる各種の高性能資機材をさらに整備充実させることも極めて重要である。

3. 企業における海外安全対策

～今こそ安全対策担当専門組織の設置を～

多くの日本企業は、今回の事件を「ペルーの国内問題」、「在外公館の警備の問題」、「政府の危機管理の問題」と考え、自らの問題としてとらえることなく、事件から何らの教訓もくみ取っていないように思われる。「今回の事件を契機として安全対策の強化や見直しは考えていない」とする企業関係者の声も報道された。しかし、今回、日本の大使公邸が占拠され、多くの日本人企業関係者が最後まで人質として捕らわれたのは、テロリストにとってまさに「日本」そして日本人が恰好の標的であるとして狙われたからである。

今回の事件では、フジモリ大統領の決断と指揮に基づく武力解決が、極めて鮮

明な印象を全世界に与えたことから、結果として、我が国がテロに対する対決姿勢を強くアピールできなかったことは否めない。だとすれば、今後最も狙われるのは世界中に点在する日本企業であり、今回の事件が海外における日本人・日本企業の今後の安全に大きな影響を与える事件であるということも認識する必要がある。

4. ノーブレス・オブリージュ

～危機に際しては、国家社会に殉ずる覚悟を～

日本の大企業の海外拠点の責任者は、現地政府との関係も密接であることが多く、現地での生活程度も高い。日本ではさほどのステータスがなくなると、現地ではエスタブリッシュメントの一員と見られていることを忘れてはいけない。

海外での事件事故の対応にあたっては、国の外交的あるいは政治的な問題が複雑に絡むこともある。海外展開企業は、断固としてテロに屈しないとする政府のテロ対策ポリシーとの整合性も考慮に入れた、企業としての基本的なポリシーを考へておく必要がある。

日本を代表する企業の現地責任者は、高いリスク(経済的のみならず生命・身体上のリスクも含め)と公の責任を負っており、テロリストの不法な要求いかんによっては国に殉ずるくらいの覚悟がなくてはその資格がない時代になったといえる。日本企業は、今こそこのことを真剣に考える必要がある。

【財公共政策調査会 第二研究室長】

コラム 企業の安全対策(10)

板橋 功

現地と本社との連携

企業が海外安全対策を推進していく上で、ベテランの駐在員や拠点の責任者、現地サイドにいかにか理解してもらうかが大きな課題である。これまでも、本社の担当者からこのような相談を受けたことがしばしばある。何故なら、誘拐などの大きな事件に巻き込まれるのは、初めて海外赴任する駐在員よりも、むしろベテランの駐在員や拠点の責任者だからであり、彼らに意識してもらう必要があるからである。安全対策は、時としてその人の行動を制限したり、不便を強いることになる。ゆえに、支店長等の幹部は、できるだけ避けたいと考える場合が多い。しかし、その地位にある者が、安全確保のために行動を制限されたり、不便が生じたりすることは、海外においてはごく当然のことである。もし、誘拐などの被害にあえば、その損失(あらゆる意味での)は莫大なものとなるからである。

ところで、先般、東南アジアのある国の邦人団体(日本人会、日本人商工会議所)の幹部と邦人や企業の安全対策について議論する機会があった。これらの幹部の殆どは、日本を代表するような企業の支店長や現地法人の社長クラスの方々である。

これらの方々も議論していて、改めて感じたことがある。それは、在外経験や当該国での駐在経験の多い方々、とりわけ支店長や現地法人の社長クラスの方々には、「この情勢は、本社より我々の方がよく知っている」、「この国のことは、自分が一番よく理解している」等の意識が強いということである。また、安全対策について関心を持ってはいるものの、「現地が一番よく分かっているのだから、安全対策も現地ですっかりとやっているから大丈夫だ」という意見が多かった。ゆえに、本社から現地の治安情勢や安全対策についてあれこれと書かれると、「何も知らない本社が何を言っているのか」ということになるのも当然である。しかし、安全対策というのは、現地ですべてやればそれで良いというものではない。現地と本社とが連携して推進することが必要なのである。その重要性が理解されていないように思う。

これは、日本の本社サイドに大きな原因があると私は考えている。本社サイドもまた、「現地の情勢は、現地が一番よく分かっている」、安全対策は、現地に任せればよい」と考え、現地任せにしている企業が多く、日頃から本社で真剣に取り組んでいない場合が多い。ゆ

えに、大きな事件が発生したり、政情が不安定になったときに、あわてて現地に「安全対策は大丈夫か?」、「くれぐれも注意するように」等の何ら具体性の無い指示が行われる。また、事前に注意を行っている場合でも、「安全対策を考へるように」とか、「通勤経路や通勤時間を頻りに変えるように」とかがせいで多い。現地に行ってみれば、「交通渋滞や一方通行の多いことで、どのように通勤経路や時間を変えるのか?」ということになる。これでは、現地に対して説得力もないし、現地から信頼されないのも当然である。

これは、なによりも本社に専任の担当者や専門家がいないことが原因である。本社が日頃から情報の収集や分析を行っておらず、安全対策に関する知識不足からである。

安全対策は、現地だけでできるものではないと私は考えている。何故なら、支店長や駐在員は、安全対策や治安情勢を収集するために現地に出向しているのではない。ビジネスのために出向しているのである。ゆえに、現地の治安が良くなったり、現地での日常生活に慣れたりしてくると、緊張感が薄れたり、安全に対する配慮が欠けたり、油断が出てくるのは当然のことである。そこで、これを補うのが本社の役割であると考ええる。

もちろん、現地ですでに分らないこともたくさんあるのは当然であるが、現地では分からないことや見えないこともた

くさんある。むしろ近隣諸国や東京だからこそ、情報が入る場合も多いのである。そこで、本社に専任の担当者や専門家を置いて、日頃から様々なルートから情報の収集を行い、自社の状況を考慮し、客観的な分析を行う必要があるのである。

そして、何か兆候がある場合には、日頃の情報蓄積や分析を基に、最新の情報・分析を行い、具体的な注意事項や対処要領を作成し、現地に提示することが必要なのである。このようなことは、兼任の担当者が片手間にできることではないし、きわめて専門的な知識やセンスを要求されることである。

内乱、騒擾、クーデターや戦争等の緊急事態が発生したときには特に顕著となる。このような場合、現地では報道管制が敷かれたり、通信が途絶えてしまうケースが多く、意外と日本や近隣諸国の方が情報が多かったり、早かったりする。

ゆえに、このような場合、本社が情報収集や情報集約を行い、現地に進むことが必要である。現地の状況は、現地が一番よく分かっていると考えられるのは、間違いであり、日本で報道されていることでも、現地では報道されていない場合が多い。このようなときには、まさに本社の役割が重要となる。過去のケースでも、第一報を日本からの連絡で知った例が少なくないのである。

【財公共政策調査会 第一研究室長】

コラム 企業の安全対策(11)

板橋 功

狙われる海外邦人

8月28日午前、「疑高組マニラ事務所長高寺田政由さんが22日に誘拐され、26日に無事に解放されていた」とのニュースが流れた。「やはり、フィリピンで起こったか」、これがニュースを聞いたときの私の第一印象である。当財団では、つい1カ月前の7月22日に、マニラで現地拠点の責任者や駐在員を対象に、誘拐対策を含めた安全対策セミナー「海外安全対策会議(本号71頁参照)」を開催したばかりであった。マニラでの開催は2回目となるが、あえて、最近安全になってきたと言われているマニラで再び開催することにしたのである。

フィリピンの治安は、ラモス大統領就任以来、著しく改善しており、出張するたび毎に良くなっていることが実感できる。街は明るくなり、数年前までは恒常的に起こっていた停電も殆どみられなくなったし、車も新しくなった。現地日本人商工会議所に加盟している日系企業数も、3年前には約220社ほどであったが、現在では約400社と、急速に増加している。駐在員の方々に治安について尋ねると、異口同音に「かつてのフィリピンとは違う」という声が返ってくる。体感治安が良くなるにつれて、かつての緊張感や安全に対する意識が薄れつつあり、安全対策が後退していくように感じられた。このようなときに大きな事件という

のは起こるものであり、安全対策において、安心感や油断こそが大敵である。フィリピンがとりたてて世界中のどの国よりも治安が悪いというわけではないが、何が起ころうと、とりわけ誘拐事件がいつ起ころうと不思議ではない感じがする国である。

確かに、かつてクーデターを起こしていたRAM(国軍改革運動)等の国軍反乱派とは、和平が成立し、RAMのリーダーであったホナサン元大佐は、現在では上院議員となっている。また、三井物産若王子支店長誘拐事件やオイスカの水野事務所長誘拐事件等を起こしたとされる、新人民軍(NPA)の勢力も大幅に減少し、壊滅状態にある。さらに、イスラム反政府集団であったモロ・民族解放戦線(MNLF)は、政府と和平協定を締結し、ゲリラ活動に終止符を打った。しかしながら、モロ・イスラム解放戦線(MILF)やアブ・サヤフグループ(ASG)は、依然、ゲリラ活動を続けている。また、誘拐事件も依然として頻発しており、今年の1月から3月の身代金の支払総額が、昨年1年間の総額に近づいているとして、5月には、ラモス大統領が国軍に対して、誘拐事件を撲滅するよう命令を出している。また、最近、フィリピン国家警察は今年1月から59件の誘拐事件が発生し、94人が人質になったと発表した。

さて、今回の疑高組事務所長誘拐事件の経緯は、8月22日夕方にマニラ近郊のダム改修工事現場から帰宅する途中、高速道路の入り口で車がバンクし、その修理中に、武装グループにフィリピン人の運転手と共に誘拐されたものである。そして、犯人側との交渉の末、26日に運転手とともに無事解放された。この事件が明らかとなったのは、28日午前である。現時点では、まだ犯人グループが逮捕されていないことから、背景等は明らかではないが、今回の事件の対応について、いくつか教訓となる点があると思われるので、整理しておくことにする。まず、第1点目は、何と言っても、事件解決まで係留が保たれたということである。これによって、当事者側は、マスコミ対応に追われることもなく、また便乗犯が出現することも無く、犯人との交渉に集中できたことである。これは、当事者がいくらか努力しても難しい面もあるが、保秘に対する関係者の努力があったことが伺える。第2点目は、発生直後から速直適切なところに、連絡が入ったことを伺わせることである。本社、大使館、フィリピン国家警察、コンサルタント等の適切な関係者に、適切なタイミングで連絡が入ったと思われる。これが、保秘を保つことにも繋がったものと思われる。第3点目は、疑高組が組織的に対応している点である。意志決定のできる速直に責任者を、早期に大阪本社から現地に派遣し、陣頭指揮を取っている点。また、解決後のマスコミ対応を現地ではなく、大阪の本社で一元化している点などであ

る。第4点目は、身代金に関しては、マスコミ報道でいろいろと出てはいるものの、企業として、一切認めていないこと。第5点目は、大使館やフィリピン政府、同国家警察が極めて適切な対応を取ったこと。

これらが、今回の事件から学ぶべき教訓であると思われるが、どのケースでもこのような対応ができるわけではない。もちろん、ケース・バイ・ケースであり、いくつかの環境や条件が整う必要がある。しかし、対応し易い条件や環境を整え、創り出すことも当事者たる企業の努力である。そのためには、事前からこのようなケースを想定して、企業として準備をしておくことが重要である。

ところで、最近、非常に心配なことがある。タイのバブル経済崩壊で始まった東南アジアの通貨危機である。東南アジアに展開している企業や駐在員の方々は、視点のマナーシメント面で大変であろう。しかし、もう一つの側面も考えておく必要がある。それは、経済が悪化すれば、政情が不安定になったり、犯罪が増加し、治安が悪化する可能性があるということである。また日本企業として、特に、労使関係には注意を払う必要がある。労使関係の悪化は、労働争議を招いたり(場合によっては騒擾に発展する可能性もある)、レイオフ等が犯罪を誘発する可能性もある。企業の安全対策担当者は、少なくともこのような視点から通貨危機を捉え、自社への影響を考

【財公共政策調査会 第一研究室長】

コラム 企業の安全対策(12)

板橋 功

世界30のテロ組織

—アメリカが指定、オウム真理教も—

オブライト米国防務長官は、10月8日の記者会見で、昨年4月に制定されたテロ対策及び効果的死刑法(ANTITERRORISM AND EFFECTIVE DEATH PENALTY ACT 1996:以下「テロ対策法」という)に基づき、世界各国の30の組織(下記参照)を「テロ組織」として指定した。この中には、「オウム真理教」、「日本赤軍」、「ツッパック・アマル革命運動(MRTA)」が含まれている。

テロ対策法では、これらの組織に対して資金、武器、隠れ家等の物的な支援やresourceを提供した者は、刑事犯罪として罰せられる。また、これらの組織の代表者やメンバーは、米国へのビザの取得は拒否され、退去の対象となる。さらに、金融機関は、これらの組織や組織の代理人の口座の報告及び凍結が義務づけられている。

オウム真理教の指定について、米国防務省の担当者は、「サリンによるテロは、何百万人もの犠牲者を生み出す危険性があり、米国民と米国の安全保障に脅威となる」(’97.10.9付読売新聞夕刊より)と述べている。オウム真理教は、それまでは、世界中のテロリスト達ですら使わなかった「化学兵器」と「生物兵器」をテロ行為にはじめて実際に使用した組織

であり、まさにパンドラの箱を開けた組織である。他のテロ組織が、いつこのような「放射線物質兵器」や「生物兵器」、ひいては「放射性物質兵器」を用いたテロを起こしてもおかしくない状況をつくりだしてしまったのがオウム真理教である。そういう意味で、日本は、世界のテロ対策に対して大きな責任を負っているものと考えられる。

日本人の多くは、一連のオウム事件は一時的な(例外的な)犯罪であり、日本国内では再びあのような事件は、起こらないと安心している感がある。

しかしながら、米国では今年の5月にも、ワシントンDCで毒ガステロ対策の訓練を実施している。この訓練は、議会前で神経性の毒ガスが撒かれ、約150人の海兵隊対生物兵器特殊部隊が救助に駆けつけるという想定で行われた。海兵隊では、約1,000万ドル(約12億7,000万円)をかけ、この特殊部隊を創設したそうである。

米国では、C B R (Chemical, Biological, Radioisotope)兵器を用いたテロの研究を1960年代から盛んに行っていたが、オウム事件以降は、米国でいつ起ころうとも不思議ではないという前提で着々とテロ対策を進めているのである。

アメリカ国防務省が指定したテロ組織は下記の通りである。

- 1) アブニダル派 (ANO): リビア
- 2) アブ・サヤフ・グループ (ASG): フィリピン
- 3) 武装イスラム集団(GIA): アルジェリア
- 4) オウム真理教 (Aum): 日本
- 5) バスク祖国と自由 (ETA): スペイン
- 6) パレスチナ解放民主戦線 (DFLP): シリア
- 7) ハマス (Islamic Resistance Movement): イスラエル
- 8) ハラカット・ウル・アンサル (HUA): パキスタン
- 9) ヒズボラ (Party of God): レバノン
- 10) イスラム集団 (Islamic Group, IG): エジプト
- 11) 日本赤軍 (JRA): レバノン
- 12) シハード団 (al-Jihad): エジプト
- 13) カハ (Kach): イスラエル
- 14) カハネ・ハイ (Kahane Chai): イスラエル
- 15) タメル・ルー・ジュ: カンボディア
- 16) クルド労働者党 (PKK): トルコ
- 17) タミル・イーラム解放の虎 (LTTE): スリランカ
- 18) マヌエル・ロドリゲス愛国戦線 (FPMR/D): チリ
- 19) ムジャヒディン・ハルク・オーガニゼーション (MEK, MKO): イラク
- 20) 国家解放軍 (ELN): コロンビア
- 21) パレスチナ・イスラミック・ジハード (PIJ): イスラエル
- 22) パレスチナ解放戦線 (PLF): イラク
- 23) パレスチナ解放人民戦線 (PFLP): シリア
- 24) パレスチナ解放人民戦線-総司令部派 (PFLP-GC): シリア

- 25) コロンビア革命武装軍 (FARC): コロンビア
- 26) 11月17日組織 (17 November): ギリシャ
- 27) 革命人民解放党/戦線 (DHKP/C): トルコ
- 28) 革命的人民闘争 (ELA): ギリシャ
- 29) センテロ・ルミノソ (SL): ペルー
- 30) トッパック・アマル革命運動 (MRTA): ペルー

※ 団体名は、主な拠点や活動地域。

この原稿を執筆している最中にも、スリランカのロンボで「タミル・イーラム解放の虎」によるものと見られる爆破事件が発生し、JICAやNNTTの社員など7名の日本人が負傷している。幸いにも、これらの日本人は軽傷であったが、この事件で少なくとも15人が死亡し、100人以上が負傷している。この「タミル・イーラム解放の虎」も、今回指定されたテロ組織の一つである。

このように、いつ、どこで日本人がこれらのテロ組織によるテロ行為に巻き込まれても不思議ではないのが現状である。

しかしながら、日本人や日本企業は、国際テロに対して、あまりにも無関心過ぎるように思う。これだけ日本人のグローバル化が進んだ現在において、これらの組織が直接的に日本人や日本企業をターゲットにしないまでも、これらのテロ組織のテロ行為に巻き込まれる危険は十分に考えられることである。

【財公共政策調査会 第一研究室長】

コラム 企業の安全対策(13)

河本 志 朗

トップの使命

総会屋に利益供与をしたとして、日本を代表する多くの大企業に捜査のメスがいった。これまでに明らかになった一連の事件は、日本の経済界のみならず、社会全体を揺るがす大きな問題となっている。政府は11月6日、首相官邸に経済・業界団体の代表を呼び、村岡官房長官が企業と総会屋の絶縁を要請した。席上、官房長官は「このまま総会屋との関係を続けられ、日本の経済界全体に対する国際的な信用が崩壊しかねない」との懸念を示した。上杉国家公安委員長は、総会屋との絶縁に取り進む企業に警察が可能な限り支援する、との考えを示した。これに対して、業界団体側は絶縁に向けた姿勢を示したものの、「総会屋への罰則が甘すぎる」「役員らの家族への警備体制をどうするかという問題もある」などの指摘もあったという。

企業側にしてみれば、総会屋との絶縁はもちろんしたが、住友銀行支店長射殺事件などの、いわゆる企業テロといわれる事件が未解決であることや、すべての企業関係者を警察が警戒することは困難であることを考えると、総会屋に妥協する誘惑にかられるという経営者もいるという。「部下に、『殺されてもいいから総会屋を無視しろ』とは言えない」「自分や家族を危険な目に遭わせてまで立ち

向かう人は滅多にいない」などの企業関係者の声も報道された。総会屋からいやがらせを受けたり、会社に怒鳴り込まれたり、無言電話がかかるなど、恐怖を感じた経験を持つ関係者もあるという。

本気で絶縁しようとする企業に対して、その決意を覆すために、総会屋が脅迫的な言辭を含め、何らかの圧力をかけてくることは十分予想されることである。これに対して、警察が企業側に立ち、全力を挙げて警戒・取締りに当たらなければならないのはもちろんであるが、警察には組織を挙げて取り組んでもらいたい。

しかしながら、最も重要なことは、これまでに何度も繰り返指摘されているように、本気で総会屋と手を切るという、企業の、それもトップの姿勢であろう。この問題を、単なる総務部門における総会屋対策業務といったレベルで考えるのではなく、企業の存立に関わる「危機」として対処すべき問題と捉え、全社的に取り組むべきであり、まさにトップの決断が求められているのである。総会が長引いても構わない、多少のスクランブルが表沙汰になっても構わないから総会屋とは断固として絶縁する。そうすることによって予想される危険に対しては、あらゆる手だてを講じて役員や担当

者あるいはそれらの家族を守る。そうすることで総会屋から企業を守る唯一の方法である。トップがそうした決断をし、内外に宣言しない限り、組織の一員として、上司の意に添って仕事をせざるを得ない総務担当者が毅然として立ち向かうことを期待することは難しいのではない。逮捕された総務担当者は、組織のためにやったことで罪に問われたのである。

昭和57年の改正商法施行後、多くの企業は総会屋との縁を切ったと言われ、翌年の4、5月の総会では、マラソン総会に耐えた企業も少なからずあった。しかし、総会屋の多くは廃業したわけではなく、いずれは息を吹き返すべくその時期を虎視眈々と狙っていた。その年6月の総会の多くはスムーズに終了したが、当時の総会屋の幹部は新聞社の取材に対し、「スムーズに終わった総会には2種類ある。ひとつは、我々が攻めても意味がないと判断した企業。もうひとつは、賛助窓口を再開するという意味ではないが、広い意味で我々に対する姿勢が今後緩むと見られる企業だ。プロ株主(総会屋)として生きていける自信は崩れていない」と答えている。つまり、彼らは、いったんは絶縁した企業もいずれは復縁可能と確信し、それがどの企業であるかを見分けようと再び企業に対する揺さぶりを開始しているのだ。そして、昭和59年には初の利益供与を適用した事件が監視庁によって検挙され、その後毎年の

ように多くの企業が検挙されてきた。昭和57年の改正商法施行の際、企業が本気で絶縁する気さえあれば、絶縁は可能だったのではないかと。二度と総会屋とはつき合わないという姿勢をトップが明らかにし、総会屋からの働きかけに対して総務部主任にせず、企業の危機管理と位置づけて、毅然として全社的に取り組んでいけば、毅然として全社的に取り組んでいけば良かったのではないかと。

今回の一連の事件は、日本の企業にとって最後のチャンスといえよう。日本版ビッグバン(金融大改革)に象徴されるように、今後、日本企業は国際基準の中で、ますます背烈な競争の荒波にさらされることになる。その中で、総会屋との関係を続けていく企業がはたして生き残っていけるのか。日本の企業社会の倫理が必ずしも世界で通用しないことは、1995年に発覚した、大手都市銀行ニューヨーク支店による米国債不正取引事件で明らかになったはずである。その教訓は何ら生かされていないのだろうか。

繰り返すが、今、必要なのは企業のトップの姿勢である。自らが、断固として開くという毅然とした姿勢を示すことが何より求められている。組織のために働いた担当者を犯罪者にしてみよう悲劇を繰り返してはいけない。それがいかに大変な覚悟を必要としようとも、企業活動を通じて国家に貢献するという重い責任を担った、人の上に立ち、尊敬に値すべき地位にある者の使命であろう。

【財公共政策調査会 第二研究室長】

コラム 企業の安全対策(14)

板 橋 功

誘拐事件の被害者にお会いして

1997年8月、フィリピンで銭高組の事務所長が誘拐され、4日後に無事に解放されるという事件があった。この事件は、現地邦字紙では詳細に報じられているが、筆者は11月にその誘拐現場や事務所長が責任者を務めていた溜瀝ダム工事現場を視察する機会を得た。そして、たまたま引継のためにフィリピンに一時的に戻っていた被害者の方ともお会いし、話を伺うことができた。

誘拐現場は、著者が想像していた人気が少ない、薄暗く雑草の生い茂る、高速道路の入り口近くに軒だけぽつんとあるガソリンスタンドの前というイメージとは全くかけ離れたものであり、現場を見て非常に驚いた。道路は渋滞が激しく、沿道には商店が連ち並び、活気のある場所であった。「何故、こんなところで」というのが現場を見た第一印象である。事件当日も、車の往来は激しく、事務所長と運転手を拉致した犯人達は、ガソリンスタンドの前から道路に出る際に、自ら交通整理までして逃走したようである。

1 拉致された時の状況

マニラ郊外の溜瀝ダム工事事務所からの帰路、マニラ市内へ向かう高速道路のインター・チェンジ手前約200メートル

のところで、突然、車の右後輪がパンクした。数十メートル先に、ガソリンスタンドが見えたので、運転手はこのガソリンスタンドの横に車を停車させ(スタンドの中には入っていない)、パンクの修理を行った。修理後、運転手がスタンド裏の水道に手を洗いに行った。戻ってきた運転手は、後ろ手錠で両脇を2人の男に抱えられていたので、「何で運転手は警察に逮捕されたのか」と思ったようである。

その後、別の2人の男が現れ、事務所長も両脇を挟まれた。けん銃を突きつけられて、後ろ手錠と目隠しをされ、パンクを直したばかりの自身の車に押し込められた。この時に初めて「誘拐だ」と認識したとのことである。そして、4人組の犯人もその車に乗り込み、運転手と共に拉致されたのである。

2 兆 候

誘拐事件の場合、犯人グループは事前に行っている調査活動を行うケースが多い。今回の事件でもその兆候はあったという。事件の1カ月ぐらい前に、事務所長の行動予定を問い合わせる不審な電話がかかってきたのである。

不安に感じた事務所長は、しばらくは2台の車で行動するなどの注意はしてい

たということである。しかしながら、夏休みや、他の地方のプロジェクト・サイトの視察などが続き、不審電話のことをいつの間にか忘れてしまっていた。ちょっと油断したそのすきに今回の事件が起こったとのことである。

3 監禁の状況

5日間におたる監禁の間中、食事や睡眠の時も、目隠しと手錠(後に前手錠はなくなった)をされたままで、特に手錠が一番つらかったそうである。食事は、コーヒー、クラッカー、フライドチキン、スパゲティ、焼きそば、カップヌードル(現地製)等が出され、サンドイッチも出されたが、体調を崩すといけなかったので、生ものは避けたとのことである。

また、スプーンやホークもあてがわれたが、目隠しと手錠をされており、実際には使うことが出来ず、手づかみで食べたそうである。

4 狙われた要因

事務所長が狙われた要因として、ご本人は次の2点を指摘している。

1) 銭高組は、フィリピンでの事業の歴史が長く、日本の大手セネコンの中でも、T建設、K組と共に「先乗り3社」と呼ばれ、外資系セネコンの大手企業というイメージが定着していたこと。

2) 銭高組では、ルソン島北部で8年にわたるODA関連のプロジェクトを手がけており、事務所長はその責任者として当初から担当してきた。プロ

ジェクトの地鎮祭や起工式、完成時などの行事は、地元紙などに写真入りで紹介されたり、時には大統領と握手している写真が掲載されるなど、露出度が高く、「日本のセネコンの顔」と見られていた側面もあり、目立った存在であったこと。

マニラで、複数の日本企業関係者にもお会いし、この事件とその後の対応について伺った。この種の事件が起こった後に、必ず出るのが、「あの人に問題があった」、「あの会社特有の問題があった」といった類の意見である。今回の事件でも、「事務所長さん自身に特有の問題があったようですね」とか、「銭高組さんに特有の問題があったようですね」との声が出ていた。驚いたことに、これが邦人社会におけるこの事件に対する大方の見方だそうである。

本事件の犯人はまだ捕まっておらず、原因や背景が明らかではないので、もちろんこのような側面を完全に否定することは出来ないかも知れない。しかし、誘拐の被害にあった原因をその人やその企業特有の問題として片づけてしまうのは、「自分だけは大丈夫」、「我が社だけは大丈夫」と不安から逃げたい、安らぎを得たいという一心からに他ならないのではないかと。

今後の安全対策のために、快くインタビューに応じて頂いた被害者の方に心より感謝いたします。

【財公共政策調査会 第一研究室長】

コラム 企業の安全対策(1)

板橋 功

海外駐在員及び家族の
退避・帰国問題

今年の1月から2月にかけて、イラクの国連査察拒否に伴う米国の軍事力行使問題、インドネシアの大統領選挙と通貨危機に伴う情勢等、多くの海外進出企業にとって緊張の日々が続いた。

イラク情勢は、アナン国連事務総長がイラクを訪問し、2月23日にイラク政府との合意文書を調印したことにより、米国等による対イラク武力行使は、とりあえず回避された。しかしながら、米国は依然、2艘の空母をはじめ、多くの艦船、航空機、兵力をペルシャ湾に展開し、いつでも攻撃できる体制をとっており、予断を許さない。

一方、インドネシアの大統領選挙は、学生や反スハルト派の反対集会、散発的な暴動等があったものの、大きな混乱もなく3月10日の国民協議会で予定通りスハルト大統領が再選された。しかしながら、経済状態は依然として改善されておらず、今後も散発的な暴動の発生は危惧されるところであり、特にスハルト大統領の健康状態には注意を要する。また、3月10日付のワシントン・ポスト紙は、「日本の言い訳」と題し、アジアの通貨危機が解消されないのは、日本が果たすべき責任を怠っているからである旨の社

説を掲載した。このような、責任を日本へ転嫁し、日本批判を煽る風潮が、東南アジア各国で起こることが懸念されるところであり、不必要に反日感情を招きかねない問題である。

さて、このような政情不安や戦争等の際に、大きな課題となるのが、駐在員や家族の第三国への退避や帰国問題である。駐在員を帰国させるかどうかは、その国における事業をどうするかという経営上の判断を要する問題であり、必ずしも安全対策上の問題のみでは判断できない問題である。

1991年1月17日、前年の8月2日に始まった湾岸危機は、湾岸戦争へと発展した。当時、アラビア石油のカフジ(クウェート国境に近いサウジアラビア東部の都市)鉱業所には邦人駐在員48人(開戦前は約120人)を含む約500人が残っていたが、同日、カフジ鉱業所はイラク軍のロケット弾の攻撃を受け、原油タンクの一つが被弾し炎上した。この後、サウジアラビア政府の退避勧告が発出されたため、これを受けて同鉱業所は操業を中止し、邦人48人はカフジより無事に退避した。当時、アラビア石油は危機管理のしっかりとした会社と言われたが、これ

は当然の経営判断であると考えられる。何故なら、アラビア石油がサウジアラビアから撤退した場合、事業そのもの、会社そのものが成り立たなくなるわけであり、危険があっても駐在員等を残して事業を継続するという判断は、企業として当然の判断であると考えられる。

あえて誤解を恐れずに言うならば、企業が事業活動を行う上で、仮に社員の生命、身体に危険があったとしても、守らなければ(維持しなければ)ならない拠点や市場があって当然であると思う。これらの拠点や市場に残るか、撤退するかという判断ができるのは、唯一経営者であり、当然、その責任も経営者が負うものである。このような場合に、経営者や本社サイドが、「現地のことは、現地が一番よく分かっているのだから現地の判断で」というのは、はなはだ無責任な指示である。

故に、拠点を維持する場合には、可能な限り人数を少なくし、出来る限りの安全措置を講じるのは当然であり、この措置は、事態が進行してから考えたのでは遅く、警段からなされなければならない。ちなみに、アラビア石油の事例においては、水や食料の備蓄はもちろんのこと、事前に避難用のシェルターを整備し、防毒マスクを準備したり、避難経路の策定や実査を実施するなどの安全措置を講じていたことは言うまでもない。

但し、駐在員の家族の帰国問題は、事

業活動とは別の問題として考える必要がある。

すなわち、帯同家族を帰国させるかどうかという問題は、その国における事業活動をどうするか、あるいは拠点をどうするかという経営上の問題とは別問題であり、これらの判断とは別の問題と考えるべきである。家族を帰国させるかどうかは、安全対策上、あるいは福利厚生上の判断である。その国の治安が悪化した場合や食料や物資が不足している場合、暴動や騒擾が頻発する可能性がある場合、健康に支障をきたすような災害時、通常の生活が出来ないような事態が発生している場合等は、速やかに帰国させるべきである。このような場合には、本社サイドにおいても積極的に家族の帰国を後押しするべきであり、必要ならば帰国のための資金面の措置も本社サイドで考えるべきである。もちろん、子供の教育の面で世界中どこでも往復できる時代である。

家族の帰国問題は、投資や事業活動、経済・外交関係とは無関係な問題と考えるべきであり、相手国を気にする必要もないと考える。ゆえに、躊躇することなく、早め早めに対応することが重要である。これは、中南米や中近東等の危険度が高いと言われている国には、単身赴任をさせている場合も多いことから考えても極めて妥当であると考えられる。

【財公共政策調査会 第一研究室長】

コラム 企業の安全対策(1)

板橋 功

ペルー事件を考察する(1)

昨年4月23日午前5時23分(日本時間)に始まった劇的な救出作戦から1年を迎えようとしている。いわゆる記念日闘争が懸念されるところであるが、果たして我が国ではこのペルー日本大使公邸占拠・人質事件の教訓は生かされているのであろうか? 事件解決から1年を迎えるに当たり、改めてこの事件を考察してみたい。

救出作戦の成功について、我が国のマスコミや多くの識者は、「奇跡であった」、「ラッキーであった」とコメントし、政治家達は口を揃えて「結果オーライ」的な発言を行った。私は、これらの発言に対し、強い憤りを感じ、この時に執筆した本誌コラムで、次のように書いた。

「今回の救出作戦の成功は、決して奇跡や偶然ではない。フジモリ大統領の一貫したテロに対するポリシーと一国の指導者・政治家としての責任を背景とした強いリーダーシップ、そして情報機関や軍・警察当局によるインテリジェンスとこれを基にした極めて綿密に計画された作戦と厳しい訓練の成果であると捉えるべきである。また、今回の作戦の成功の裏には、約20名の人質がペルーの軍、警察関係者であり、その大部分が長い間テ

ロと闘ってきた、いわゆるテロ対策の専門家であったことを忘れてはならない。

フジモリ大統領は、事件発生以来一貫して、国際的なテロ対応の基本である「テロには屈しない」というノンコンセッションポリシーを貫き、全責任を一人で背負って英断を下した。今回の事件で、ペルーは「テロに屈する国ではない」ことを世界に示した。このことを日本人は改めて認識しなければならぬ。」(本誌'97.7月号より)

当時は、明確な根拠があったわけではないが、一国の指導者が、「偶然」や「奇跡」を信じて、72名もの命のかかった作戦の決行を決断できるものであろうかと疑問に思うと同時に、リアルタイムで流れてくる救出作戦の映像からは、周到な準備と訓練がなされた作戦であることが確信させるものがあった。

その後、昨年10月26日に放映された「NHKスペシャル『突入』」では、ペルー特殊部隊が日本大使公邸と全く同じ模型を使って訓練を行っていたことが明らかにされ、この作戦は大統領を中心し、周到な準備の下に実施されたことが検証されている。

また、今年1月26日のNHK-B5放

送「プライムタイム ニュース」で、最後まで人質となっていた元ペルー海軍中将ジャンピエトリ氏へのインタビューが放映された。

ジャンピエトリ氏は、40年以上にわたり海軍の情報部門に所属していた人物であり、このインタビューの中で、公邸内に差し入れられたものの中に、必ず盗聴マイクが隠されてあるはずだと確信し、あらゆる物に話しかけたという。そして、そのマイクがギターケースに仕掛けられていることがわかった時のことについて、「私の生活は一変しました。もはや私は捕らわれているだけの人質ではなくなりました。任務を持った軍人になったのです。24時間常に任務にあたり、寝る時間もないほどでした。どんな情報を公邸外に発信すべきか、どうやって情報を集めるか、そればかり考えていました。」と語っていた。

ジャンピエトリ氏を中心とした、ペルー軍・警察関係の人質達が綿密な情報収集を行って、公邸内部の状況を逐一ペルー当局に伝え、また、没収を逃れた1台のポケベルが双方向の情報伝達を可能にした(なお、詳細については、「突入」NHKスペシャル「ペルー人質事件」プロジェクト編、NHK出版刊を参照されたい)。このことが、今回の救出作戦成功の大きな要因となったことは間違いない。

一方、青木大使は、その著書のなか

で、「人質の仕事は元気で生きつづけていること、それだけです。精神のギアを落として、一喜一憂せず、とにかく一日一日を元気に、できるだけ楽しく生きていく。これしかないのです。」(青木盛久著「人質」クレスタ社刊155頁より)と述べている。

ジャンピエトリ氏達の行動は、場合によっては事態の悪化を招きかねない側面も否定できず、ただひたすら平和的な解決を願うだけの多くの日本人には理解できない行動かもしれない。しかし、作戦成功の裏には、こうした人質達の努力があったことを日本人は認識する必要がある。

日本では、何かアクションを起こして失敗した場合には責任が問われるが、何もしない場合には、仮に事態が悪化したとしても、それは不可抗力、予測の範囲外のこととして、責任が問われないところがある。ジャンピエトリ氏が語った、「もはや私は捕らわれているだけの人質ではなくなりました。任務を持った軍人になったのです。」という言葉の持つ意味、その使命感こそが、今の日本人には失われているように思えてならない。

ペルー事件の解決から1年。事件は風化しつつあり、多くの日本人の記憶の中から消え去りつつあるが、もう一度この事件が残した教訓を、日本人一人ひとりが考え直す必要があるように思う。

【財公共政策調査会 第一研究室長】

コラム 企業の安全対策(19)

板橋 功

インドネシア大騒動

一昨年の7月にジャカルタで「海外安全対策会議」を開催した。この準備等のために、ジャカルタを頻りに訪問し、企業関係者の方々とお会いしたが、そのときには、緊急時の脱出問題など口によいものなら、怪訝そうな顔で見られた覚えがある。

5月14日、この日は昼頃からインドネシアの日本企業が、家族の帰国を指示したとのニュースが一斉に流れ始めたが、このときにはさほど気にしなかった。しかし、夕方になり、ジャカルタ日本人学校の生徒814人が帰宅できずに学校に待機しているとのニュースが入ってきたときにはさすがに驚いた。正直、信じがたかったと言った方が正しいかもしれない。「ジャカルタに、まだこんなにも日本人の子どもが居るとは！」まさに驚きである。

もう、とっくに殆どの家族は帰国しているものと考えていたので、12日のトリサクティ大学での事件以来の出来事は、当然注視はしていたものの、危機管理上の問題としてはとらえていなかった。何故なら、家族さえ帰国していれば、これから起こるであろう事態は、ある意味で予測の範囲内の事態であり、駐在員本人のみであれば、一時的にホテルへ避難す

などの安全対策上の措置は各社とも当然計画しているであろうし、安全上の措置さえしっかりしていれば、駐在員本人が脱出するような事態ではないと考えていたからである。

今回の一連の騒動以前も、今も、基本的には変わっていないと思うが、昨年末の経済危機以来のジャカルタの状況は、家族は帰国すべき状況であるが、駐在員本人が帰国するような状況ではない、というのが私の見方である。本コラム(5月号)でも指摘したとおり、家族の帰国・退避については、企業活動とは切り離し、安全対策上、福利厚生上の問題として考えるべきである。また、駐在員の数をなるべく少なくする努力も必要である。

それでは、駐在員がインドネシアから脱出しなければならない事態とはどのような事態なのであろうか？

- 1) インドネシア全土、あるいはジャカルタ全域で暴動・略奪が発生し、治安維持、統治ができない(無政府状態)に至る可能性がある場合。
 - 2) 軍が武力によるクーデターを起こすか、軍同士が戦うような事態が発生する可能性がある場合。
- 基本的にはこの二つのケースが考えら

れるが、このような場合には、インドネシアでの事業あるいは投資を一時的にせよ撤退するぐらいの覚悟(意志決定)が必要事態であると考える。今回、このような事態に発展する可能性がどれだけあったのであろうか？ 私には疑問が残るところである。

確かに、連日のマスコミ報道を見ると、ジャカルタが明日にでも火の海になるような、あるいは全土で一斉に暴動が発生するかの印象を与える報道が多かったし、天安門事件やフィリピンの政変と同様のケースになるとの指摘も多かった。今になっても、「あのジャカルタ大暴動の際には……」と報道しているマスコミもあるが、本当に「ジャカルタ大暴動」は発生したのであろうか？

インドネシアから帰国した駐在員が、続々と帰任している。帰国騒動から1週間も経たないころからである。また、多くの家族が、ジャカルタへの早期の帰任を希望しているとも聞く。

命辛々？ 脱出してきたジャカルタへである。インドネシアからの脱出はいったい何だったのであろうか？

多くの奥様方は、日本では考えられないような豪邸に住み、家事や育児をメイドに任せ、ゴルフやテニスに動んだ、かつてのジャカルタを未だに夢見ているのであろうか。いや、少なくとも脱出する直前まで、そうしてきたし、そう信じていたのかも知れない。しかし、本当にそうだったのだろうか？

私は、昨年末の通貨危機以降、家族が居るべき状況ではないと考えていたし、これから先も当分の間、次の選挙が終わり、政権が安定するまでは、家族が居るべきではないと考えている。

今後も、これまでと同様に(昨年も、今年の選挙前にもあった)、華人街をターゲットにした暴動・略奪・焼き討ちは発生するであろうし、一般治安も一層悪化するであろうし、食料不足、物不足も続くものと考えられる。かつてのジャカルタとは異なるということを確認する必要がある。

駐在員本人が脱出しなければならない事態は、これから先も発生するとは考えがたいが、家族が脱出しなければ、あるいは帰国した方が良い事態は、今後もしばしば発生することが十分に予想される。また危なくなったら帰ればいい、そういう安易な気持ちであるならば、日本政府や大使館を頼ることなく(責任を転嫁することなく)自らの努力と責任で帰国して頂きたいと思う。

余族になるが、サッカーの世界カップのチケットを\$1,000、\$2,000も出して買う、金持ち日本人の情報は、世界中を駆けめぐっている。日本はどこが不況なのか？ という声さえも聞かれるくらいである。このような日本人の行動一つひとつが、日本人の被害者適格性、被害に遭う危険性を高めているということ忘れてはならない。

【財公政策調査会 第一研究室長】

コラム 企業の安全対策(20)

板橋 功

変化が求められる株主総会

6月26日は、株主総会集中日であった。警察庁によれば、この日に総会を開催した企業は、昨年より26社少ない2,325社で、このうちの40社に計69名の総会歴が出席したとのことである。また、3時間を超えた総会は7社で、最長は山一証券の4時間50分であった。昨年来の金融不祥事や利益供与事件で摘発された企業12社のうち、今年から集中総会日を選んだ企業は3社のみで、毎年5月に株主総会を開催している1社を除く8社は今年も集中日に総会を開催した。

日本企業にとって、「株主総会」は形骸化した年に一度の行事に過ぎないであろうか。株式の持ち合いや系列化、右肩上がり経済の拡大等の経営環境の中で、社長をはじめとする役員達はもとより、株主や社会もそれが当然と考えていたのかもしれない。それゆえに、株主からの質問もなく、できるだけ短く、円滑にシャンシャンと総会を終わらせることが総務部にとって至上命令となり、その結果、総会歴の関与を招いたのである。

しかしながら、日本企業を取り巻く経営環境は、これまでの延長線上では対応することができないほど激変しているのである。もはや日本経済全体が右肩上がりに拡大した時代は終焉を迎えたと書

ても過言ではない。ゆえに、当然、日本企業の株主構造も変化せざるを得ない。企業間の株式の持ち合いが解消される一方、外国人投資家の持ち株比率が高まりつつあり、日本の大企業といえども外国資本の積極的な導入無しには経営できない時代となり、これまでは明らかに異なるグローバル化、すなわち企業体質や経営体質そのもののグローバル化が迫られているのである。

これまで株主を軽視してきた日本企業にとって、外国人投資家の増加は、ある意味で総会歴以上にやっかいな存在となるかもしれない。なぜなら、お金を払ってお引き取り願うことができない相手であろうし、正当な株主権の行使として、経営の根幹に係わるような厳しい質問を浴びせかけて来るであろうと考えられるからである。場合によっては経営陣の責任追及や刷新を求めてくることになるかもしれない。投資家にとっては、貴重な財産を経営陣に託しているのだから当然のことである。

いわゆるグローバル・スタンダードが必ずしも良いとは思わないが、経済活動をとりまく文化や習慣、通貨等が異なる国と取引を行う以上、何らかの基準やルールは必要であるし、そのルールを守

るということは大前提である。ルールや法律を守れない企業がどうなるか、大和銀行の巨額損失事件の例を見れば明らかである。巨額のペナルティを科せられた上に、市場から退場させられ、事業の継続ができなくなるのである。それどころか、企業の存続すら危うくなることになるのである。

ちなみに、大和銀行は巨額損失事件で、3億4,000万ドル(当時の換算で約350億円)の罰金を支払った上で、米園撤退を強いられた。一方、第一勧業銀行が総会歴への利益供与事件に絡む銀行法違反で受けた罰金は僅かに50万円である。いかに日本の経営環境がグローバル・スタンダード(アメリカン・スタンダード)からかけ離れているかが分かる。

このような状況を見ると、総会歴との総縁はもとより、日本企業の在り方そのものの変革が、今まさに求められているのである。反社会的な勢力や集団との関係そのものが、企業の存続を危うくする時代となったということを確認する必要がある。これらの勢力に不正融資や利益供与などで資金を供与することは、反社会的な勢力を育成していることであり、企業が供与したこれらの資金は、銃器や街宣車となり、新たな犯罪や被害企業を生むことになるのである。

総会歴や暴力団等の反社会的な勢力との絶縁ということになると必ず出てくるのが、「企業対象テロに狙われたらどうするんだ」、「これまでの事件が解決して

いないではないか」、「警察は守ってくれるのか」といった企業の声である。

このようなネガティブな声が出てくる限り、総縁は難しいであろう。そもそも、過去の企業幹部を担った事件が、総会歴等の要求を拒否したがゆえに発生した事件なのかどうかは明らかではないし、これらの事件と反社会的な勢力との関係遮断を同一レベルで考えることこそ、彼らの思うつぼである。彼らは、「あの事件を知っているだろう」と、過去の事件を持ち出すことが企業に対しては非常に効果的であることを有効に利用しているのである。恐怖感を与えて、大多数を屈服させること。これこそが、まさにテロの本質である。ゆえに、企業が、「企業対象テロ」を恐れれば恐れるほど、彼らを利することになるのである。

これまでの企業における総会歴・暴力団対策というのは、社会に分らないように、彼らといかにうまく付き合うか、いい関係を保つか、というのが本質であったと思う。しかしながら、絶縁ということであれば、企業や社員がいかに守るかという安全対策になるのである。企業においては、総会歴・暴力団対策の時代は終わったのである。総会歴等の問題をネガティブに捉えずに、国際的に通用する企業へ脱皮し、企業がさらなる発展をするための一つのステップとして、ポジティブに捉えたらどうだろうか。

【財公政策調査会 第一研究室長】

コラム 企業の安全対策(2)

板橋 功

米国大使館同時爆破事件と企業の対応

8月7日、ナイロビ(ケニア)とザンビアで発生した同時爆破事件の関与を否定した上で、「戦いは始まったばかりだ。答えは言葉ではなく行動で示される。アメリカ人は、どんな答えが出るのか覚悟すべきだ」と述べ、ミサイル攻撃の報復として、今後も世界中で米國を標的とした攻撃を続けていくとする声明を発表した。

また24日には、オサマ・ビン・ラディンが組織したとされる「ユダヤと十字軍打倒のための世界イスラム戦線」(アフガニスタンに本拠を置くイスラム過激派組織)が、米軍のアフガニスタン攻撃に抗議し、すべてのイスラム諸国が自国内にある米國と同盟國の大使館の閉鎖を命じるよう呼びかけるとともに、米國人、英國人、フランス人などをイスラム諸国から追放し、これらの國々の商品をボイコットするよう求める声明を、フランスのラジオ局にFAXで送付している。

これらのことから、日本や日本の在外施設を直接標的としたテロ行為が発生する可能性は低いと考えられるが、米國や英、イスラエル等を狙ったテロ事件の発生が懸念されるところである。特に、世界中に点在するこれらの國々の権益、在外施設や航空機、空港等は攻撃の対象となりやすい。日本人や日本企業は、と

21日には、オサマ・ビン・ラディンのスポークスマンが、パキスタンやイギリスの新聞社に電話をかけ、ケニアとタン

ザニアで発生した同時爆破テロへの関与を否定した上で、「戦いは始まったばかりだ。答えは言葉ではなく行動で示される。アメリカ人は、どんな答えが出るのか覚悟すべきだ」と述べ、ミサイル攻撃の報復として、今後も世界中で米國を標的とした攻撃を続けていくとする声明を発表した。

また24日には、オサマ・ビン・ラディンが組織したとされる「ユダヤと十字軍打倒のための世界イスラム戦線」(アフガニスタンに本拠を置くイスラム過激派組織)が、米軍のアフガニスタン攻撃に抗議し、すべてのイスラム諸国が自国内にある米國と同盟國の大使館の閉鎖を命じるよう呼びかけるとともに、米國人、英國人、フランス人などをイスラム諸国から追放し、これらの國々の商品をボイコットするよう求める声明を、フランスのラジオ局にFAXで送付している。

これらのことから、日本や日本の在外施設を直接標的としたテロ行為が発生する可能性は低いと考えられるが、米國や英、イスラエル等を狙ったテロ事件の発生が懸念されるところである。特に、世界中に点在するこれらの國々の権益、在外施設や航空機、空港等は攻撃の対象となりやすい。日本人や日本企業は、と

かくこのようなテロ事件を「他人事」と考え、関心が薄い傾向にあるが、日本企業や日本人は世界中で活動しており、身近な問題であることを再認識し、対応する必要がある。日本企業の本社や在外拠点においても、駐在員やその家族、出張者等がこれらのテロ事件に巻き込まれないよう注意する必要があると考える。

そこで、このような際の留意事項例を以下に示しておくので、参考にして頂きたい。

1 主なテロの手法と対象

テロ組織が主に使うテロ攻撃の手法は、爆弾攻撃、施設占拠、人質事件等である。特に、空港や航空機、世界各地に点在する米國や英の権益はターゲットとなりやすいので注意を要する。具体的には、下記の通り。

- 1) 空港
- 2) 米國・英連邦系航空機
- 3) 米國・英連邦等関係國の政府施設(在外の公館や米軍施設等を含む)
- 4) 米國・英連邦を代表するような企業等の施設(航空会社の支店・事務所、有力銀行、兵器企業の在外拠点、有名ホテル等)

2 空港等での留意事項

- 1) 空港の滞在時間はできるだけ短くし、速やかに移動すること。
- 2) 出発時は、不特定多数の人が出入りするエントランスやロビーで待ち合わせたり、そこに長時間いないこと。速やかに通過し、出国手続きを済ませて、出発ゲートのロビーで待つこ

- と。
- 3) 到着時には、速やかに空港施設から離れること。
- 4) 空港等でのセキュリティ・チェックには、素直に協力すること。警備担当者も過激になっているので、不信を持たれないこと。態度によっては拘束される場合もあるので注意すること。拘束されたら、直ちに日本大使館、領事館への通報を要求すること。

- 5) 米國、英連邦等の航空会社のカウンター前は十分に注意すること。この辺で、うろちょろすることは危険である。速やかに通過する。

3 その他の留意事項

- 1) 出張や旅行の際には、航空機や航空路を選択すること。
- 2) 世界的に展開しているホテルにはできるだけ避ける。
- 3) 米國、英連邦等の関係國を代表するような企業、銀行の支店等の周囲には近づかないこと。付近を通過する場合にも速やかに行動すること。歩いて前を通るのは非常に危険である。
- 4) 同様に、米國、英連邦等の航空会社の支店・事務所やこれらがあるビルにはできるだけ近づかないこと。
- 5) 米國、英連邦等の政府施設(在外を含む)にはできるだけ近づかないこと。特に、出張の場合には、在外の米國大使館や英連邦大使館などには極力近づかないこと。

【防公政策調査会 第一研究室長】

コラム 企業の安全対策(2)

板橋 功

海外安全対策と情報収集(1)

海外安全対策において、最も基本となり、かつ重要なのが情報の収集と分析である。日頃から安全対策を講じる上でも、また事件・事故発生時の対応においても、情報の収集・分析は不可欠である。現在では、各國の治安情勢や犯罪の動向、政情等の専門情報を提供している機関や団体も多くなり、情報源が多様化してきている。そこで、情報源について整理してみたいと考える。

1 外務省の情報

外務省では、海外における日本人の安全対策の一環として、領事移住部邦人保護課、邦人特別対策室、海外安全相談センターを中心として、特定の國または地域の治安や安全性に関する情報を、(1)海外危険情報、(2)国別・海外安全情報FAXサービス、(3)海外安全テレフォンサービス、(4)海外安全ネットワーク、(5)海外安全推進官民協力の会、等のさまざまな形態や媒体を通じて提供している。

(1) 海外危険情報

治安の激しい悪化や災害、騒乱、その他の緊急事態が発生したり、または発生の可能性が高まっていると判断される場合には、当該國または地域の治安状況等を5段階の危険度に区分して、「注意喚

起」、「観光旅行延期警告」、「渡航延期警告」、「家族等退避警告」、「退避警告」の5種類の「海外危険情報」を发出している。

○ 危険度1「注意喚起」

当該國(地域)への渡航、滞在に当たって特別な注意が必要であることを示し、「注意喚起」の具体的内容に従って行動し、危険を避けるように勧めるものである。

○ 危険度2「観光旅行延期警告」

当該國(地域)への観光等を目的とする不急の渡航の延期を勧めるものである。また、現地に滞在している邦人に対しては「観光旅行延期警告」が发出されたことを知らせると共に、状況に応じた注意を払うよう勧めるものである。場合によっては、旅行者の出国を勧めることもある。

○ 危険度3「渡航延期警告」

当該國(地域)への渡航は、どのような目的であれ延期するよう勧めるものである。また、現地に滞在している邦人に対しては「渡航延期警告」が发出されたことを知らせると共に、状況に応じた注意を払うよう勧めるものである。場合によっては、現地に滞在している邦人のう

ち事情が許す方の出国を勧めることもあ

○ 危険度4「家族等退避警告」

危険度3「渡航延期警告」の趣旨に加え、当該國(地域)からの退避に必要な準備を行うよう勧めるとともに、現地に滞在している邦人のうち家族など事情が許す方に対しては、安全な國(地域)への退避(日本への帰国も含みます。)を勧めるものである。

○ 危険度5「退避警告」

危険度3「渡航延期警告」の趣旨に加え、現地に滞在している全ての邦人に対して当該國(地域)から、安全な國(地域)への退避(日本への帰国も含みます。)を勧めるものである。

これらの「海外危険情報」は、インターネットの外務省ホームページ(<http://www.mofa.go.jp>)等で入手が可能である。

企業や旅行会社の中には、「海外危険情報」を渡航の中止や出張自粛、家族及び駐在員の退避等を行う際の唯一の判断基準にしているところもあり、同情報が发出されるのを待って具体的な行動を起こす企業もあるが、「海外危険情報」は法令上の強制力をもって渡航を禁止したり、退避を命令したりするものではなく、また外交上の要因も考慮されて发出されることから、参考情報の一つとして考える必要がある。すなわち、出張の自

限や退避等の措置は、あくまでも企業が

独自に種々の情報を収集・分析し、企業自らが総合的に判断して実施するものであることを忘れてはならない。

(2) 国別・海外安全情報FAXサービス
160以上の國・地域の安全情報をFAXで提供するサービスで、下記の番号にFAX機より電話し、音声ガイダンスに従い、当該國・地域のコード番号を入力することにより、希望する國の安全情報を入手できる。24時間利用可能である。

FAX番号：(03) 3584-3300

当該國・地域の治安の概況や最近発生している犯罪の概要、注意事項、緊急時の連絡先等がA4版3～5枚に簡潔にまとめられており、旅行や出張の際などに利用すると便利である。

(3) 海外安全テレフォンサービス

日本人の渡航者の多い國を中心に30カ國の國別安全情報を音声により提供している。下記の番号に電話し、音声ガイダンスに従い、当該國のコード番号を入力することにより、希望する國の安全情報を聞くことが出来る。24時間利用が可能である。

電話番号：(03) 3592-3940

国別・海外安全情報FAXサービスと同様、当該國・地域の治安の概況や最近発生している犯罪の概要、注意事項等を音声で聞くことができ、旅行や出張の際などに利用すると便利である。

(次号に続く)
【防公政策調査会 第一研究室長】

コラム 企業の安全対策(2)

板橋 功

海外安全対策と情報収集(2)

1 外務省の情報(承前)

(4) 海外安全ネットワーク

外務省が世界120カ国180都市の在外公館(大使館、領事館)を通じて収集した海外安全情報をデータベース化し、海外で事業展開を行っている企業や旅行会社、団体(地方自治体を含む)等を対象に、パソコン・ネットやFAXを通じて情報提供を行っている。提供される情報の主な内容は下記の通り。

○ 最新安全情報

海外安全相談センターが発出する緊急情報を含む世界各地の治安情報や犯罪情勢、海外危険情報(前号参照)などが掲載されている。

○ 世界180地域の防犯の手引き

世界120カ国の大館・領事館が当該地域の治安情勢を調査したデータ、犯罪の現状や事例、対応策、注意事項等をまとめた国別、地域別の手引きが掲載されている。

○ 世界120カ国の安全の基礎情報

世界各国の出入国時や滞在時の留意事項(査証、出入国審査、通関、滞在届け等)、各種取締法規のポイント(麻薬や就労等)、緊急時の連絡先等が国別に掲載されている。

○ 世界180都市の交通事情

世界各都市の交通法規や交通事情などが掲載されている。

本サービスは、過去に発出された渡航情報の検索が可能であり、安全対策担当者から社内マニュアルや手引きを作成する際や独自の注意喚起などを発出する際、また出張者や駐在員等からの相談等に際して利用すると便利である。但し、本サービスは入金手続き(入金金、年会費)が必要である。

問い合わせ先

海外安全ネットワーク事務局

電話番号: (03) 3444-9372

なお、同事務局では11月4日よりホームページも開設している。

(<http://biz.nifty.jp/kokusairisk/>)

(5) 海外安全推進官民協力の会

海外に進出している企業・団体であれば無料で入会でき、外務省海外安全相談センターで発出している最新情報をはじめとした海外安全情報の提供を受けることができる。特に、登録時にあらかじめ提供を希望する国・地域の指定をしておくことにより、NTT・Fネット着信課金サービスを通じて、関係情報が随時FAXで送られてくる。

問い合わせ先

海外邦人安全対策官民協力会議事務局

電話番号: (03) 3581-3749

(6) 在外公館のホームページ

在外公館の中には、インターネットの

ホームページを開設し、安全対策関連情報を提供しているところもあり、情報源の一つとして活用すると便利である。特に、在インドネシア日本国大使館のホームページ

(<http://www.rad.net.id/eojind/>)

は、昨今のインドネシア情勢を反映し、積極的な情報提供を行っている。

2 セキュリティ・コンサルティング会社の情報

セキュリティ・コンサルティング会社は、安全対策や危機管理についての指導や助言、情報提供等を専門に行っており、現在、日本ではイギリスのコントロール・リスク・リミテッド、米国のクロール・アソシエイツ、日本のJSS等が活動している。これらのセキュリティ・コンサルティング会社では、世界各国の治安情勢や政情、犯罪の状況などの情報提供サービスを行っており、また各社とも独自に国・地域別の危険度のレイティングを行っている。

(1) コントロール・リスク・リミテッド

同社は、世界各地で企業活動を脅かす誘拐・脅迫・詐欺等の犯罪、テロ・戦争・内乱・政変等の政治的諸問題並びに火災・爆発・地震・洪水等の災害に対処するための情報とノウハウの提供を目的として、英国の軍・情報機関・警察及びその他の政府機関出身者により1975年にロンドンに設立され、現在、世界各国の約3,800の民間企業や政府機関及び国際機関が同社のサービスを利用している。

同社では、世界各国の政治情勢・治安状況を中心に、その国で活動する外国企業及び個人の安全に影響を及ぼす要因を対象として、独自に収集した情報をもとに「現状の分析・評価」及び「今後の変化予測」等を契約者に対して、以下の3種類の形態で定期的に提供している。

○ 月刊海外安全情報(英文)

世界約80カ国の政治情勢及び治安状況に関する情報に、独自の分析や評価、予測を行ったレポート及び約200カ国の危険度評価を毎月提供している。

○ オンライン海外安全情報(英文)

世界約100カ国の国別の政治・治安状況に関する情報や約200カ国の危険度評価、全世界を対象とした最新の政治・治安情報、国際テロ組織の動向等をパソコン通信を通じて24時間提供している。これらの情報は、毎日更新される。

○ 月刊ワールド・リスク・サマリー(邦文)

世界各国の政治・治安情勢に関する情報を客観的なリスク評価とともに日本語で毎月提供している。

また、上記の定期情報提供サービスに加え、顧客の個別の依頼に応じて、調査・分析・評価を行い、情報を提供するサービスも行っている。

問い合わせ先

コントロール・リスク・リミテッド

日本支社

電話番号: (03) 5570-6391

(次号に続く)

【財公共政策調査会 第一研究室長】

コラム 企業の安全対策(2)

板橋 功

海外安全対策と情報収集(3)

2 セキュリティ・コンサルティング会社の情報(承前)

(2) クロール・アソシエイツ

同社は、1972年に企業活動を蝕む不正の調査とその根絶を目的として設立され、1992年には危機管理情報サービスの業務を開始した。現在では、企業実態の調査、企業買収に関する調査、危機管理、コンピュータ犯罪に関する調査など多岐の業務を行っており、世界中の多国籍企業や政府機関にサービスを提供している。特に、危機管理コンサルティング関係では、情報提供、危機管理アセスメント、誘拐や脅迫、テロ行為等に対する危機対応コンサルティングなど、総合的な危機管理コンサルティングサービスを提供している。

同社では、世界各国の政情や治安などの安全に関する情報を、年間契約の顧客に対して、以下の形態で定期的に提供している。

○ デイリー情報サービス(英文)

世界各国の安全に関する最新ニュースに、同社のアナリストによる分析や評価などを加えて、ファックスで毎日提供している。

○ 国別リスクレポート(英文)

世界各国の安全状況の概観、犯罪、誘

拐、暴力団などの情勢及び経済、政治、その他の時事問題などについてのレポートを定期的に提供している。

○ リスク月報(邦文および英文)

セクハラ事件、製品賠償責任、環境問題等を含む世界各地での企業の安全やリスクに係わる情報、及び世界各地の空港や航空機の安全情報などについてのレポートを毎月提供している。

○ アラート ファックス(英文)

政情不安やテロ事件など、危険が高まった際には、緊急レポート及び助言をファックスで提供している。

上記の定期情報提供サービスに加え、パソコン通信を使った、クロール・トラベル・ウォッチ(出張者のためのオンライン情報)を開設しており、世界約300都市の最新ニュース情報と安全アドバイス情報を邦文および英文で適宜提供している。現在、パソコン通信のニフティサーブ及びジーサーチのレジャー・趣味情報の中で日本語版が利用できる。また、顧客の個別の依頼に応じて、調査・分析・評価を行い、情報を提供するサービスも行っている。

問い合わせ先

クロール・アソシエイツ東京支社

電話番号: (03) 3218-4558

(3) 株式会社ジェイ・エス・エス(JSS)

同社は、海外進出企業および駐在員の安全確保のためのセキュリティ・コンサルティング会社として、1988年に日本航空と日本安全保障警備の出資により設立され、情報提供や安全教育サービス、緊急事態発生時のコンサルティングおよび支援などのサービスを行っている。同社は、日本人スタッフによる、日本の企業風土にあったコンサルティング・サービスを特徴としている。

同社の主な情報提供サービスは、下記の通りである。

○ マンスリーレポート

各国の治安・テロ関連事項について、時宜にあったテーマを選び、分析・見通しなどをレポートしたものを毎月提供している。

○ 出張禁止国・要注目国レポート

海外事業展開を行っている企業向けに、治安上問題のある国への出張者の派遣という観点から出張禁止国と要注目国に格付けし、その理由および出張者の留意事項をレポートしたものを毎月提供している。

○ 危険度四半報

世界主要各国の治安状況を、政情安定度、国民生活安定度、一般治安情勢、テロ情勢、大衆運動動向、対日感情などの様々な要素で過去3カ月の趨勢を捉え、総合危険度をA-Eまでの5段階と0-115点までの数値とグラフで表示したレポートを四半期毎に提供している。

上記の定期情報提供の他に、海外の邦人駐在員およびその家族・出張者の安全に関わるテロ・暴動・凶悪犯罪などの重要事件が発生した場合には、事実関係や対処法などをレポートしたものを、緊急レポート、臨時レポートとして適宜提供している。

また、特定の国あるいは事象についての分析結果を詳細にレポートしたものを不定期に提供したり、顧客の個別の依頼に応じて調査を行い、情報を提供するサービスも行っている。

問い合わせ先

株式会社ジェイ・エス・エス

電話番号: (03) 3222-0322

今回は、情報提供サービスに焦点を当てて紹介してきたが、これらのセキュリティ・コンサルティング会社では、情報提供サービス以外にも、

- 安全対策の策定・立案や診断
- 危機管理計画の策定・立案
- 教育・訓練サービス
- 危機発生時の指導・助言

など、安全対策や危機管理に関する総合的なサービスを提供している。

また、今回紹介した3社(一部は前号に掲載)以外にも、欧米には多くのセキュリティ・コンサルティング会社が活動しており、目的に応じて、コンサルティング会社を選択することが必要である。

(次号に続く)

【財公共政策調査会 第一研究室長】

コラム 企業の安全対策④

板橋 功

海外安全対策と情報収集(4)

3 その他の情報

これまで紹介してきた外務省の情報やセキュリティ・コンサルティング会社の情報の他にも、海外安全対策に有益な情報源がある。それらを紹介しておく。

(1) 共同通信社「海外リスク情報」

株式会社共同通信社では、社団法人共同通信社の38の海外支局や協力・契約関係にある68の海外通信社から入手した情報の中から、日本企業の安全対策にとって有益と思われる情報を編集し、「海外リスク情報」として契約企業等に提供している。

「海外リスク情報」は、朝版、昼版、夕版の1日3回、最新の情報がFAXで定期的に配信され、また騒擾や暴動、ハイジャック事件や航空機事故等の重大事件・事故が発生した場合には、逐次最新の情報が速報として配信される。

同サービスの特徴は、信頼性があり、なおかつ日本語の文書で最新情報が入手できることであり、事案が発生した場合には非常に便利である。

問い合わせ先

株式会社 共同通信社

電話番号：03-5572-6063

(2) その他の情報源

これまでに紹介してきた、いわゆる専門情報以外の自社の在外拠点からの情報や新聞、雑誌、テレビ等のマスメディアからの日々の情報収集も当然のことながら重要である。

また、現地で発行されている邦字紙も情報源として活用できる。例えば、フィリピンのマニラで発行されている「日刊マニラ新聞」には、日本では報道されないような事件の記事も掲載されていることから、現地の治安情勢を知る上で、非常に参考になるし、邦人が関係した事件の場合には、日本での報道よりも詳しい報道がなされたり、解決後もフォローする報道がなされる場合もあり、安全対策を考える上で参考となる。このような邦字紙は、日本でも購読可能な場合も多いので、情報源の一つとして利用するとよい。さらに、中南米諸国（主にスペイン語圏）の治安情勢を中心に扱っている「CRONICA」などの専門情報誌も参考となる。

4 情報の活用

海外安全対策（主として、予防対策面）に関する情報を収集することは、そ

れほど難しいことではない。これまで紹介してきた情報は、手間とコストさえかければ、誰でも比較的容易に収集することができる。しかしながら、これらの情報の多くが「あなたの企業」のために集められ、編集された情報ではないし、また「あなたの企業にどのような影響があり、あなたの会社がどうしたらよいか」を示してくれるものでもない。そこで、重要なのが、これらの情報を「あなたの企業内」で使えるようにすること、すなわち分析作業である。確かに、セキュリティ・コンサルティング会社では、企業の個別の依頼に基づき、情報を収集し、アクションを提案してくれるサービスも行っているが、結局は、その情報をどう捉え、どのようなアクションをとるかを判断するのは企業であり、その情報の真偽性やアクションの妥当性を判断するための分析作業が必要となる。

例えば、「最近、X国で反政府テロ組織Yの活動が活発化してきており、同国内で爆弾テロ事件が頻発してきている。」という記事があったとする。さて、これを分析する（自社の情報に置き換える）、という作業はどのようになるであろうか？

次のような手順で分析してみよう。

○ Step1 この情報は自社に関係が

有るかどうかを多角的に考えてみる。

「X国に拠点があるか？」→「無い」。

ゆえに、「X国には自社の拠点がないから、この情報はわが社には関係ない」と短絡的に考えないことである。拠点が無くても、頻繁に出張者がいる場合もあるし、関連企業の工場がある場合もある。さらに、周辺国に自社の拠点がある場合もある。

・ 拠点がある場合には、その拠点がターゲットになることも考えられるし、駐在員やその家族が爆弾テロ事件に巻き込まれる可能性もある。

・ 出張者がいる場合には、その出張者が爆弾テロ事件に巻き込まれる可能性もある。

・ 関連企業の工場がある場合には、もし、その工場が爆弾テロの被害を受けた場合、自社の製造ラインにも多大な影響が出る可能性もある。

・ 周辺国に自社の拠点がある場合には、当該国にテロ組織Yと連携するようなテロ組織が存在する場合もあり、その組織の活動も注意する必要がある。

このように、一つの記事でも、X国に拠点を持つ企業、X国に駐在員を派遣していないが、頻繁に出張者がいる企業、関連会社の拠点がある企業、周辺国に拠点を持っている企業、それぞれの企業によってこの情報の意味は異なってくるのである。（次号に続く）

【財公政策調査会 第一研究室長】

コラム 企業の安全対策⑤

板橋 功

海外安全対策と情報収集(5)

4 情報の活用（承前）

○ Step2 関連情報の収集と状況把握

Step1の考察で、自社と直接的あるいは間接的に、何らかの関係がありそうだと考えられる場合には、関連情報を収集し、情報の信頼性を確認するとともに、状況を把握する必要がある。

(1) これまでに紹介してきた、外務省やセキュリティコンサルティング会社の情報などから関連情報を抽出するとともに、新聞や雑誌（外国紙（誌）や現地邦字紙を含む）などからも関連記事を収集する。特に、次のような情報を収集するとよい。

- i 最近発生している、爆弾テロ事件に関する情報
- ii X国や周辺国で過去に発生したテロ事件（テロ組織Y以外のテロ組織や爆弾テロ以外の事件も含む）に関する情報
- iii テロ組織Yに関連する情報

これらの情報は、新聞のデータベース検索やインターネットなどを利用すると比較的容易に収集できる。また、基本的な情報については、「TERRORIST GROUP PROFILES」（米国国防総省刊）、「PATTERNS OF GLOBAL TERRORISM」（米国国務省刊）、「国際テロリズム要覧」（公安調査庁刊）、

「世界過激派事典」（共同通信社刊）等の資料を利用するとよい。

次に、収集した上記の情報を元に、この組織が行ってきたテロ行為や組織の特徴などを考察してみる。

(2) テロ事件については、以下のような事項を中心に整理してみるとよい。

- ① いつ
- ② どこで
 - 首都、地方都市、都市近郊、山間地域、農村地域、テロ組織支配地域など
- ③ どのようなターゲット（施設）を
 - 政府施設、軍・警察施設、発電所、パイプ・ライン、駅、鉄道、空港、スーパー・マーケット、外国政府施設（大使館、総領事館、文化会館、駐留軍事施設等）、外国企業施設（事務所、工場、プラント等）など
- ④ どのような形態の攻撃か
 - 爆弾テロ、自動車爆弾、手紙爆弾、放火、襲撃、占拠・人質、誘拐など
- ⑤ 被害の状況は
- ⑥ どのような目的で
 - 組織の勢力誇示やアピール、外国企業へのダメージ、政府へのダメージ（外国企業の投資や進出妨害、撤退等によるダメージを含む）、開発プロジェクトの阻止や妨害、反米闘争、異教徒への攻撃、身代金や革命税などの

資金獲得など

(3) また、テロ組織Yの特徴については、上記の考察とも一部関連するが、以下のような項目を中心に整理してみるとよい。

- ① 組織構成の経緯や変遷、背景
- ② 活動の目的
- ③ 勢力
- ④ 主な活動地域
- ⑤ 主な攻撃手法
- ⑥ 過去の主な事件とターゲット
- ⑦ 関係する他のテロ組織
 - この組織の活動に連動して、他のテロ組織が活動する可能性があるか？
 - この場合、共闘する他のテロ組織が運動のように捉えているか、反目するテロ組織が存在を誇示するためにテロ行為を行うこともある。
- ⑧ 政府との和平交渉の有無や状況
 - 和平交渉中でも、交渉を有利にするためにテロ行為を行ったり、和平交渉に反対するメンバーがテロ行為を行ったりすることもある。
- ⑨ 外国権益や外国企業、とりわけ日本権益や日本企業に対するスタンス
 - 外国権益や外国企業をどのように捉えているか。日本権益や日本企業をどのように捉えているか。過去に、外国権益・外国企業や日本権益・日本企業を非難する声明やこれらを攻撃の対象とする活動方針等を出していないか。
- Step3 自社の状況把握
 - X国や周辺国における自社の活動状況を、改めて整理しておく。

① 拠点、関連会社の概要

- ・ 形態（事務所、工場、プラント等）
- ・ 自社の駐在員や家族の人数
- ・ 関連会社の駐在員や家族の人数
- ・ 現地職員の人数

② X国や周辺国への出張者の状況

③ 事業活動の内容

特に、ODA関係事業の有無や現地国政府プロジェクトの受注の有無。

④ 現地パートナー企業の特徴

現地政府要人と関係する企業か、現地政府からの受注が多い企業か、現地の財閥系企業かなど。

⑤ 現地で位置付け

現政権寄りの企業としてみられていないか、代表的な外資系企業として位置付けられていないかなど。

⑥ 労使間の状況

最近、大量解雇を行っていないか、労使間で大きな問題が発生していないか、労働組合の上部団体はどのような団体かなど。

⑦ 主な事業活動地域

都市部、山間部、全土で事業活動を展開など。

これら一連の作業(Step1～3)は、一見、大変な作業に見えるが、日頃から情報収集を行っている担当者にとっては、大した作業ではなく、特に、専任の担当者が、日頃からこのような作業を繰り返していれば、情報のストックや知識、ノウハウもあり、数時間でできる作業である。（次号に続く）

【財公政策調査会 第一研究室長】

コラム 企業の安全対策(7)

板橋 功

海外安全対策と情報収集(6)

4 情報の活用 (承前)

○ Step4 自社への影響の分析と対策 (情報)

最近、X国で反政府テロ組織Yの活動が活発化してきており、同国内で爆弾テロが頻発してきている。

Step1~3までの作業を行ってくと、この情報が、自社にどのような影響を与える可能性があるかおぼろげながら見えてくるはずである。

そして、自社や関連会社の施設や駐在員、家族等がこの組織のテロ行為の対象になったり、巻き込まれる可能性があるかどうか、その場合にどのような攻撃が考えられるか、また、どのような注意喚起や対策を行ったらいいかなどを、これまでに整理した情報をもとに考えてみる。

本稿では、以下の5つのカテゴリーに分けてそれぞれ考えてみたいと思う。

- i 自社の事務所や工場施設など(以下「拠点等」という)がターゲットになる可能性があると考えられる場合
- ii 自社の駐在員や家族等がターゲットになる可能性があると考えられる場合
- iii 自社の拠点等が直接的なターゲットになることはないが、巻き込まれる可能性があると考えられる場合
- iv 自社の駐在員や家族等が直接的な

ターゲットになることはないが、巻き込まれる可能性が考えられる場合
v 特に影響は考えられないが、注意を喚起しておく必要があると考えられる場合

(1) 自社の拠点等がターゲットとなる可能性がある場合

- ① 状況
以下のような状況がある場合には、このケースを考えて対応する必要がある。
・脅迫状や脅迫電話がきている
・声明等で自社や日本企業を名指している
・同じようなスタンスにある外国企業が現に被害にあっている
・テロ組織YがODAを批判しており、自社もODAに関係している
・現政権と非常に緊密な外国企業と見られている
- ② 攻撃の形態
テロ組織Yがこれまでにやってきた攻撃の形態にもよるが、一般的には次のようなものが考えられる。
・拠点等に爆発物が仕掛けられる
・拠点等が襲撃される

- ・拠点等に駐車中の車両等に爆発物が仕掛けられる
- ・拠点等への手紙爆弾の送付
- ・拠点等への放火
- ③ 対策、措置
対策や措置については、本社と現地の双方が考える必要がある。多くの場合、現地の事情は現地が一番良く知っているからという理由で、対策や措置を現地任せにしがちであるが、現地における対策や措置についても、基本的なことは、ある程度本社の安全対策の専門家が立案し、現地に提示するとよい。もちろん、現地の情勢や特性を考慮することは重要であるが、殆どの駐在員は安全対策の専門家ではないし、客観的な立場からのアドバイスも非常に重要であるからである。
- また、場合によっては家族や駐在員の一部退避を検討しなければならない事態も考えられることから、現地任せにすることなく、最初から本社が積極的に関与しておくことが重要である。さらに、必要に応じて、セキュリティ・コンサルタントのアドバイスを受けるとよい。
- ア) 本社における対策、措置の例
・現地拠点、駐在員等への注意喚起
本社から見た現状分析、対策・措置(下記イ参照)等を含むもの
・日本や近隣国等からX国への出張者の把握や出張制限措置
・出張者への注意喚起

- ・最悪の事態を想定した対応プランの策定
など
- イ) 現地における対策、措置の例(本社で立案、細部は現地で検討)
・現地警察や日本大使館等への通報、相談
・警備体制の強化
・入退管理の強化
・警備員の巡回強化
・拠点内及び周辺における不審物、不審者、不審車両等の監視
・駐車場等の監視強化、警備員等の配置
など
- ・郵便物等のチェック
・車両の管理・点検の強化
・脅迫電話等への対応要領の確認
・遊離計画等の確認
・駐在員やその家族、社員等への注意喚起
- ④ 拠点等が攻撃を受けた例
日系企業の拠点等が、直接ターゲットとなったテロ事件には、
○1987年日系自動車会社工場襲撃事件(リマ)
○1987年日系銀行支店爆撃事件(リマ)
○1990年日系ホテル爆撃事件(マニラ)
○1990年日系自動車販売会社展示場爆撃事件(マニラ)などの事例がある。(次号に続く)
【財公共政策調査会 第一研究室長】

コラム 企業の安全対策(8)

板橋 功

海外安全対策と情報収集(7)

4 情報の活用 (承前)

○ Step4 自社への影響の分析と対策 (2) 自社の駐在員等(支店長や現地法人社長を含む)やその家族等がターゲットになる可能性があると考えられる場合

① 状況

以下のような状況や兆候がある場合には、このケースを考えて対応する必要がある。

- ・特定の駐在員等を名指した、あるいは駐在員等を狙う旨の脅迫状や脅迫電話が自宅や拠点に来ている
- ・声明等で特定の駐在員等を名指している
- ・自宅等に不審な電話がかかってきている
- ・同じようなスタンスにある外国企業の駐在員等やその家族が現に被害に遭っている
- ・自社の拠点等が前号(1)①の状況にあり、またテロ組織Yが個人をターゲットにした攻撃を行ったことがある場合

- ② 攻撃の形態
テロ組織Yがこれまでにやってきた攻撃の形態、特に個人を対象にした攻撃の有無や形態にもよるが、一般的には次のようなものが考えられる。なお、駐在員等は当然のことながら拠点においても活動していることから、前号(1)②の攻撃形態も考えられる。
・駐在員等の自宅に爆発物が仕掛けられ

- る
- ・社用車や自家用車に爆発物が仕掛けられる
- ・駐在員等の自宅付近に駐車中の車両に爆発物が仕掛けられる
- ・駐在員等の自宅への襲撃
- ・駐在員等の自宅への放火
- ・駐在員等宛の手紙爆弾の送付
- ・駐在員等やその家族の誘拐
- ③ 対策、措置
駐在員等の個人がテロの対象となる可能性がある場合には、駐在員等の本人だけでなく、家族にも十分に状況を認識させ、注意をすることが必要である。特定の駐在員等を名指している場合には、家族はもとより、駐在員等の本人も早期に帰国させることが望ましい。また、淡然と駐在員等をターゲットにする旨の脅迫や声明が出ている場合には、家族については早期に帰国させ、駐在員等については状況により、一部の駐在員等の帰国や第三国への一時退避等の措置を講じる必要がある。この場合でも、現地任せにすることなく、本社において十分なサポートを行うことが重要である。
- ア) 本社における対策、措置の例
・現地拠点、駐在員等への注意喚起
本社から見た現状分析、対策・措置(下記イ~ウ参照)等を含むものであり、特に誘拐事件の予防のための具体的対策
・駐在員等の特定の個人が名指しされて

- いる場合には、その家族及び本人の帰国勧告、及びその他の駐在員、家族への措置
- ・日本や近隣国等からX国への出張者の把握、出張者への注意喚起、場合によっては出張制限措置
- ・最悪の事態を想定した対応プランの策定(含む、誘拐事件対応)など
- イ) 現地拠点における対策、措置の例
概ね、前号(1)③ア)と同様であるが、特に、誘拐事件の可能性を考慮した対策、措置を講じておく必要がある。
- また、駐在員等やその自宅の警備強化、場合によっては駐在員等やその家族の帰国や第三国への一時退避措置を講じる必要がある。これらも、駐在員等やその家族任せにすることなく、拠点として対応することが重要である。
- ウ) 駐在員等及びその家族における対策、措置の例
このような兆候がある場合には、何れにしても家族については帰国するのが望ましいが、あえて残らざるを得ない場合や駐在員等の本人が帰国や第三国への一時退避措置を講じるまでの必要がないと判断される場合でも、以下のような対策や措置を行う必要がある。
- ・自宅の警備の強化
- ・自宅の防犯設備の再点検
- ・郵便物はできるだけ会社宛にする(但し、会社では郵便物のX線装置等を用いたチェックを行うこと)
- ・不審な手紙や荷物は、開封せずに会社に連絡する
- ・犯行前には、前兆があることが多いので、この前兆をつかむよう、常に周囲に注意を払うこと

- ・自宅や拠点の回りに不審な人物がいないか、あるいは不審車両や不審物が置いてないか自ら常に注意する
- ・行動パターンの不規則化
通勤経路や通勤時間の不規則化(できるだけ自衛するのが望ましい)
- ・行動予定は直前まで明らかにしない
車を使用する場合には、十分にチェックしてから使用する
- など
- ④ 駐在員等がターゲットになった例
支店長や駐在員等が、直接ターゲットとなった事件には、
1978年日系1社社長誘拐・殺害事件(エルサルバドル)
1978年日系1社取締役誘拐事件(エルサルバドル)
1982年日系電器会社社長襲撃、誘拐未遂事件(コスタリカ)
1986年商社支店長誘拐事件(フィリピン)
1987年日系銀行支店長襲撃事件(ペルー)
1989年商社事務所長誘拐事件(ラオス)
1991年電機会社技術者誘拐事件(ロシア)
1992年自動車会社社員襲撃事件(ロシア)
1996年日系電機会社社長誘拐事件(メキシコ)
1997年建設会社事務所長誘拐事件(フィリピン)などがある。これらの中には、テロ組織による事件、あるいはテロ組織が関与した事件かどうか明らかではないものも含まれているが、駐在員個人をターゲットにしたテロ行為として、特に注意しなければならないのが誘拐である。
【財公共政策調査会 第一研究室長】

コラム 企業の安全対策(8)

板橋 功

海外安全対策と情報収集(8)

4 情報の活用 (承前)

○ Step4 自社への影響の分析と対策

(3) 自社の拠点等が直接的なターゲットにはならないが巻き込まれる可能性があると考えられる場合

① 状況

反政府テロ組織Yが、例えば反米も掲げているような場合、次のような状況の時には、このケースを考えて対応する必要があります。

・自社の拠点等が、テロ組織Yがターゲットとしている、あるいはターゲットにしそうな企業や政府施設、米国政府在外施設等と同じビルに同居している場合

・自社の拠点等が、テロ組織Yがターゲットとしている、あるいはターゲットにしそうな企業や政府施設、米国政府在外施設等に近接している場合や近接したビルにある場合

なお、ターゲットになりやすい米国関係施設として、下記のようなものがある。

- ・米国在外公館(大使館、総領事館等)
- ・米軍基地や関連施設
- ・米国の航空会社の拠点
- ・その他、米国を象徴するような企業の拠点

よって、これらの施設が自社の拠点と同じビルや近隣に存在していないかどうかを日頃から把握しておくことが重要である。また、X国以外の国でこれらの施設をターゲットとする場合もあるので、この点も考慮する必要がある。

② 攻撃の形態

(1)②の場合と同様に、テロ組織Yがこれまでに行ってきた攻撃の形態にもよるが、一般的には次のようなものが考えられる。

- ・X国政府施設や米国政府在外施設、企業等(以下、「施設等」)に爆発物が仕掛けられる
- ・施設等に駐車中の車両に爆発物が仕掛けられる
- ・施設等への襲撃、占拠
- ・施設等への手紙爆弾の送付
- ・施設等への放火

③ 対策、措置

特にこのケースの場合には、自社が直接的なターゲットになっているわけではないので、自社の努力だけでは防げないという面がある。そこで、自社拠点において対策、措置を講じるとともに、当該施設や他社とも協力して対応することが重要である。

ア) 自社の拠点がビルに入っている場合の対策、措置の例

- ・ビルの警備体制強化の要請
ビルの所有者や管理会社、当該施設に対して警備の強化を要請する。この場合、他の企業とも協力して行うことが重要である。

・当該施設への情報提供の要請
当該施設に対して、関連する情報の提供や状況の説明を逐次行うよう要請する。

・かなり危険が高いと判断される場合には、事務所の移転や一時的な閉鎖等の措置も考える必要がある。

イ) 自社の拠点が工場や単独のビル等の場合の対策、措置の例

- ・当該施設の警備体制強化の要請
当該施設に対して警備の強化を要請する。この場合、近隣の工場やビル等とも協力して行うことが重要である。また、当然ながら自社の拠点においても(1)③イ)で指摘した対策、措置を講じる必要がある。

・当該施設への情報提供の要請
・かなり危険が高いと判断される場合には、当該施設に面した塼の強化や防壁の設置、窓にシールドを施すなどの措置を考える必要がある。

④ 拠点等が巻き込まれた例

日米企業の拠点等が、巻き込まれた主なテロ事件には、
○1987年金融街爆破事件(シンガポ

ル、日本の銀行の支店などが入居しているビルで発生)

○1992年リマ中心街での爆弾テロ事件(リマ、日本企業が多数入居しているビルでも壁や窓が損壊するなどの被害が出る)

○1992年金融街シティ爆弾テロ事件(ロンドン、日本の複数の銀行が被害を受け、邦人19人が負傷する)

○1993年金融街シティ爆弾テロ事件(ロンドン、日本の銀行の事務所が爆破する)

○1993年NY貿易センタービル爆破事件(ニューヨーク、銀行等を中心に約50社の日本企業が入居しており、被害を受ける)

○1997年スリランカ爆弾テロ事件(コロンボ、ホテルに滞在中の長期出張者等7人の日本人が負傷し、日本企業が入居するビルでも壁や窓が損壊するなどの被害が出る)

○1998年ケニア・タンザニア米国外交館同時爆破事件(ナイロビ、ダルエスサラーム、日本企業が入居しているビル等で壁や窓が損壊するなどの被害が出る)などがある。

幸いにして、これらの事件では日本人駐在員の人命が失われてはいないものの、負傷者が出たり、事業活動に大きな支障をきたすなどの被害が出ている。

【動公共政策調査会 第一研究室長】

コラム 企業の安全対策(9)

板橋 功

海外安全対策と情報収集(9)

4 情報の活用 (承前)

○ Step4 自社への影響の分析と対策

(4) 自社の駐在員等(支店長や現地法人社長を含む)やその家族等が直接的なターゲットになることはないが、巻き込まれる可能性があると考えられる場合

① 状況

反政府テロ組織Yが、以下のような施設等を過去に攻撃対象としたことがあり、現在、活動を活発化させている場合、あるいは活発化する可能性が高い場合には、このケースを考えて対応する必要があります。

- ・空港、航空機
- ・鉄道やバス等の交通機関
- ・ショッピングセンター、デパート
- ・現地国政府施設
- ・外国政府施設
- ・ホテル
- ・その他、名指している施設等

このケースの場合には、特定企業の駐在員やその家族等のみならず、出張者や旅行者も同様に巻き込まれる可能性がある。

② 攻撃の形態

テロ組織Yがこれまでに行ってきた攻撃の形態にもよるが、一般的には次のよ

うものが考えられる。

- ・ハイジャック
- ・航空機に対する爆弾テロ
- ・空港施設に対する爆弾テロ
- ・鉄道やバス及び駅、停留所等への爆弾テロ
- ・ショッピングセンター、デパート、ホテル等に対する爆弾テロ
- ・現地国政府施設等に対する爆弾テロ
- ・米国等の外国政府・企業施設等に対する爆弾テロ

③ 対策、措置

特にこのケースの場合には、巻き込まれないように常に注意して行動するしかない。攻撃対象となるような施設や路線等をピックアップし、地図上に記載するなどして、位置を把握し、できるだけこのような施設等を避けるよう行動する。

また、例えば、反政府テロ組織Yが反米も掲げている場合には、米国政府在外施設や米国を代表するような企業の施設等の米国利益は、攻撃対象となりやすいため、これらの施設の所在についても、把握する必要がある。

これらの施設が拠点や自宅の近隣にある場合には、(4)③と同様の措置をとるこ

とも必要である。

そして、これらの情報は駐在員等のみならず、家族や出張者にも周知し、常に注意を喚起することが重要である。

さらに、反政府テロ組織Yが、国外でも活動する能力を持っている場合には、世界中に点在する米国関係施設や米国航空機等も攻撃対象となる可能性があることから、X国のみならず、世界中で警戒する必要がある。この場合の具体的な対策、措置については、本誌98年11月号を参照されたい。

④ 日本人がテロに巻き込まれた例
日本人がたまたま巻き込まれてしまった主なテロ事件には、

○1988年4月クウェート航空機ハイジャック事件(バンコク発クウェート行きのクウェート航空機がイスラム過激派によってハイジャックされる。同機には日本人1名が搭乗していた)

○1988年12月パナアメリカン航空機英国上空爆破事件(フランクフルト発ロンドン経由ニューヨーク行きのパナアメリカン航空機に仕掛けられた爆弾がスコットランド上空で爆発し、墜落。日本人1名も死亡する)

○1989年10月タイ航空機ハイジャック事件(バンコク発ミャンマー行きのタイ航空機が武装したミャンマーの反政府系学生によってハイジャックされる。同機には日本人41人が搭乗していた)

○1991年3月シンガポール航空機ハイジャック事件(クアラルンプール発シ

ンガポール行きのシンガポール航空機が武装したパキスタン人によってハイジャックされる。同機には日本人12人が搭乗していた)

○1994年12月フィリピン航空機内爆発事件(マニラ発成田行きのフィリピン航空機内で、イスラム原理主義過激派が仕掛けた爆弾が爆発し、日本人1名が死亡、10人が負傷する)

○1996年12月パリ、ポール・ロワイヤル駅爆弾テロ事件(パリの高速地下鉄のポール・ロワイヤル駅でイスラム原理主義過激派が仕掛けた爆弾が爆発、日本人旅行者4人も軽傷を負う)

○1997年10月コロンボ・タミル人過激派爆弾テロ事件(スリランカの首都コロンボの官庁街で「タミル・イーラム解放の虎」が仕掛けた爆弾が爆発し多数の死傷者が出て、日本人7名も負傷した)

○1997年11月エジプト・ルクソール外国人観光客襲撃事件(エジプト・ルクソールでイスラム原理主義過激派が外国人観光客を襲撃、日本人観光客も10人が死亡し、1名が負傷する)

○1998年8月ケニア、タンザニア米国外交館同時爆破事件(ナイロビ及びブル・エス・サラームの米国外交館が同時に爆破され、約260人が死亡、5,000人以上が負傷した。ナイロビ在留の日本人1名も軽傷を負う)などがある。

【動公共政策調査会 第一研究室長】

コラム 企業の安全対策(8)

板橋 功

海外安全対策と情報収集(10)

4 情報の活用(承前)

○ Step4 自社への影響の分析と対策
(5) 特に自社への影響は考えられないが、注意を喚起しておく必要がある場合

今回例に挙げた情報のケースで考えれば、テロ組織Yが、一部の山岳地帯や島など、通常は駐在員や出張者が行かないような限定した特定地域のみでテロ活動を行っている場合などで、通常の事業活動や生活を行っている上では、自社の拠点や駐在員等がテロ組織Yのテロ行為の攻撃対象になつたり、巻き込まれる可能性は少ないが、在留している駐在員等や出張者が知っていた方がよい場合などが考えられる。

このような場合には、参考情報としてこのような状況が存在することを駐在員等や出張者に周知し、私的な旅行などに際してもこのような地域への立ち入りを避けるように注意喚起を行う程度の措置を行えばよい。

5 本社からの情報提供

本社における海外安全対策の一環として、関連部署や在外拠点、駐在員等に情報提供を行っている企業も多いと思う。しかし、「新聞の記事に出ているので参考までに」、「外務省がこういう情報を出

しているので参考までに」、「セキュリティ・コンサルタントの情報を参考までに」と、外部の機関から発出された情報や報道記事の切り抜き、コピーなどの「生の情報」をそのまま関連部署や在外拠点、駐在員等に配布しているケースが殆どである。

本社の担当者サイドでは、その情報を配布することで、注意を喚起したり、あるいは何らかの措置を講じてくれることを期待して発出しているのかもしれないが、受け取った側はあまりピンとこない場合が多い。何故なら、そのような「生の情報」のみであれば現地の報道等で承知している場合も多いし、安全対策を行うために現地に赴任しているわけではないので、「それで、どうしろというの?」ということになる。ゆえに、「全く意味がない」とは言わないが、あまり役には立たない場合が多い。

それは、新聞や雑誌などからの情報はもちろんのこと、外務省やセキュリティ・コンサルタントなどからもたらされる専門情報であっても、そのほとんどは自社(一企業)の立場や状況を考慮して情報を収集し、提供しているわけではないからである。そのため、これらの情報を自社の海外安全対策に活用するため

には、自社の情報に置き換える作業、すなわち分析作業が必要となるのである。

そこで、「最近、X国で反政府テロ組織Yの活動が活発化してきており、同国内で爆弾テロが頻発してきている。」という情報を例に取り上げ、その分析手順を検討してきた(本誌99年3月号より8月号を参照)。

これらの Step1~Step4 までの作業は、一見大変そうに見えるであろう。報道や外務省、コンサルタント等から、日々入ってくる世界各地の情報について、一々このような分析を行うことは不可能と思われるかもしれない。しかし、記事や情報を見た瞬間に、Step1~Step4 までのある程度の分析は、頭の中で瞬時に行うことが可能であり、このような作業を行うことにより、情報の取捨選択を行うと共に担当者の知識・ノウハウとして蓄積される。

そして、自社に直接的あるいは間接的に影響を及ぼす可能性があるような場合や、駐在員や関係者に注意を促す必要があるような場合についてのみ補足の情報収集や分析を行えばよい。この作業も、日頃からこのような業務を行っている専任の担当者であれば、情報のストックやノウハウがあるので、それほど大変なことではない。

このような作業を経て、情報をブレイクダウンし、具体的な対策や措置、アドバイスなどが盛り込まれた情報が本社から送られてくれば、さすがに現地でも注

意をしたり、何らかの措置を講じようとするであろう。

本社の担当者は、とく「現地のことは現地が一番よく分かっているのだから」と考えがちであるが、それは短絡的すぎると思う。現地で生活していると、現地のことが見えなくなってくるということもある。また、現地に愛着を感じ、バイアスがかかることもある。とく安全に関してはそういう傾向が強い。そこで、本社が客観的に分析し、アドバイスをを行うことが重要なのである。そのため、本社サイドでも、常に外務省やコンサルタント、報道等から多角的に情報を収集し、整理・分析を行っておくことが必要である。

6 おわりに

本コラムでは、これまで10回にわたり本社の海外安全対策担当者の情報収集とその活用について検討を行ってきた。

著者は、日々の情報収集・分析こそが、本社海外安全対策担当者の業務の基本であると考えている。このような基本的な作業なくしては具体的な対策・措置の立案やアドバイスをすることはできないし、自社独自のマニュアルを作成することもできないと考える。ましてや事案発生時の対応もままならないと考える。

ただ、残念なことに、このような分析作業を行い、情報を活用できる担当者は現在の日本には数人しかいないのが現状である。

【財公政策調査会 第一研究室長】

コラム 企業の安全対策(9)

板橋 功

最近のちよっといい話

中央アジアのキルギスで、邦人4名が拉致される事件が発生した。本稿執筆中の現在もまだ解放には至っておらず、長期化の様相を呈している。一日も早い無事の解放を祈るのみである。

日本人は、「和平」とか「援助」といった言葉が非常に好きであるように思う。このような言葉は一見、きれいに聞こえるし、明るいイメージを抱かせる。しかし、これらの言葉は、同時に危険をはらんでいるということも認識する必要がある。すなわち、「和平」というのは、現実に「紛争」が存在しているからこそ和平交渉が行われるのである。

そして、多くの場合、この「和平」に反対する人達、あるいは勢力が存在し、このような勢力は往々にして武闘派であり、テロをも辞さない過激派である場合が多い。「和平に貢献する」ということは、これらの勢力とも対峙するということの意味しているのである。また、ODAにしても、当然のことながら相手国政府に対してなされるわけであり、反政府勢力からすれば、「敵」を支援しているということになる。

私は、このような論理を容認するつもりは毛頭ないし、また、だからといって、「和平に貢献することはいかん」とか、「援助をするべきでない」というこ

とを言っているわけではないので、その点は誤解をしないで欲しい。こういう側面も存在するということを認識し、しるべき措置を講じておくことが重要であるということをお願いしたいわけである。

ところで、最近うれい出来事が二つあった。一つは、ある大きな企業(以下、「A社」とする)の安全対策を担当されている方が部長に昇進されたことである。

この方は、A社が1991年に安全対策セクションを創設して以来の担当者であり、もう8年にわたりA社の安全対策を中心となって担当され、その基礎から築かれてきた方である。A社の安全対策セクションは、海外安全対策のみならず、国内外の安全対策を対象とし、また関連会社130社を含めたグループ全体を対象としている。いわば、企業における総合的な安全対策-コーポレート・セキュリティを推進している企業であり、日本企業の安全対策分野における先進企業である。

発足当初から、社内の事業所や在外拠点、グループ企業に対して積極的に情報発信を行ってきており、自社独自の安全情報を発出できる数少ない企業である。最近では、これらの情報をデータ・ベース化し、イントラネット上のホームペー

ジを通じての情報提供も行っており、毎日約800件のアクセスがあるそうである。また、社内・グループ内からの相談や問い合わせ、情報提供も活発に行われており、一方的な情報提供ではない双方向のコミュニケーションを実現しており、いかに社内・グループ内で定着し、信頼されている組織であるかがわかる。

湾岸危機・戦争を契機として、1991年頃から海外安全対策セクションを新設する企業が多数あったが、殆どの企業では、担当者が数年ごとに替わってしまったり、最近の不況で、セクションすら無くなってしまっている企業も少なくない中で、8年間にわたり一貫して安全対策の構築及び推進に頑張ってきた担当者の方が着実に昇進するという事は本心にうれしいことであり、A社の「社員の安全」に対する積極的な姿勢や幹部の認識の深さを改めて感じた次第である。

もう一つは、ある商社の担当者の方が、キルギス邦人拉致事件のクロノロジーを作成していたことである。もちろん、報道を通じての情報が中心となるので、事件の一端を見ているに過ぎないことは確かであるが、それでも事例を丹念に分析することにより、多くの教訓を見いだすことができると考える。

多くの駐在員や出張者を海外に出している企業でも、誘拐や拉致事件などの大きな事件に遭遇することは滅多にないことであり、自らの経験に学ぶ機会がほとんどないと言ってよい。ゆえに、事件に巻き込まれてしまうと、「なにぶん、初

めのことであり」ということになる。もちろん、運われないにこしたことがないわけであり、そのための予防的な措置を講じることが重要である。しかしながら、もし遭遇してしまった場合には、否が応でも対応を迫られることになり、その万が一の時に備えることも企業の安全対策部署の重要な役割である。

特に、他社の事例は、客観的な視点で分析できるし、万が一同様の事件に自社が遭遇してしまった場合の対応を考える際に、あるいは対応マニュアルを作成する際にも多くのヒントを与えてくれる。また、予防的な措置をとる際にも非常に役にたつことが多い。在ベルー日本大使公邸占拠・人質事件の時に感じたことであるが、事件に直接関係のない企業においては、このような大きな事件が発生した場合でも、「他の企業のこと」として、あまり関心を持たない場合が多い。

しかし、こういう機会にこそ、他人事と思わずに、自社で発生した場合に置き換えて対応を考えて見ることが安全対策の向上に繋がるものとする。明日はわが身なのかもしれないのである。

数少ない日本の企業の安全対策担当者の方々が、日々、自社の社員の安全を確保するために頑張っている姿を見ると、この分野の研究者として本心にうれしいことである。

最後に、中央アジアで囚われの身となっている邦人4名の早期の無事解放をお祈りしたい。

【財公政策調査会 第一研究室長】

コラム 企業の安全対策(3)

板橋 功

戦後最大の危機事象

9月30日午前10時30分頃、東海村のJCO東海事業所で臨界事故が発生した。私は、この事故は戦後最大の国家的危機事象であったと思う。何故なら、阪神大震災や地下鉄サリン事件よりもはるかに大きな被害をもたらす可能性があったのではないかと考えているからである。数万人あるいは数十万人の国民の生命が危険にさらされ、数世代にわたって影響が出る可能性を否定できない事象であったのではないだろうか。幸いにも、最悪の惨事には至らずに危機を収束することができたが、少なくとも臨界状態が止まるまでは、危機状態が続いていたものと考えられる。

「臨界」、一般的には聞き慣れない言葉であるが、たまたま私は以前に原子力について少し勉強したことがあり、おぼろげながらも基礎的な知識があったので、事態の重大性をすぐに認識することができた。

今回の事故で、私が「臨界」という言葉を初めて聞いたのは、午後2時40分頃から行われた科学技術庁事務次官の会見である。なおには信じがたい事象であり、この言葉は、過去に発生した国内の原子力事故とは比較にならないほど重大な事象が発生したことを示唆している。何故なら、それは原子炉外でしかも無制御状態で、核分裂反応が連鎖的に続いていることを意味しているからである。

ウラン235やプルトニウム239は、中性子を吸収すると原子核が不安定な状態となり、原子核内で激しい振動が起こり、2つの原子核に分裂し、その際に2-3個の中性子が放出される。すなわち、1個の中性子が吸収され、核分裂を起こす毎に2-3個の中性子が放出され、これらの放出された中性子が再びウラン235等に吸収され核分裂を起こす。ゆえに、中性子が他の物質に吸収されたり外に逃げたりしない限り、連鎖的に核分裂反応が続くことになる。また核分裂の際には、大量のエネルギーを放出することから、連鎖的に核分裂を起こせば莫大なエネルギーを得ることができる。

ところが、二つに分裂した原子核は、それぞれが原子核となって、放射能を持ち人体に影響を与える放射線(β線とγ線)を放出する放射性物質が生成される。この核分裂生成物が、いわゆる「死の灰」と呼ばれるものであり、ストロンチウム89や90、ヨウ素131や132、セシウム137などである。

すなわち、核分裂により、①中性子の放出(連鎖性)、②大量のエネルギーの放出、③放射性物質の生成(人体への影響)が起こるわけである。①と②の特性に着目したのが原子力発電であり、①②③の特性に着目したのが原子爆弾である。

今回のJCO東海事業所内で起こっていたことは、連鎖的な核分裂反応であ

り、その規模や速度には差があるものの、起爆装置の働いた原子爆弾内や運転中の原子炉内で起こる現象と原理的には全く同様の現象が起こっていたわけである。すなわち、①中性子の放出、②大量のエネルギーの放出、③放射性物質の生成が連鎖的に続いていたわけである。

今回の「事件」は、単に原子力事故で済まされる類のものではない。JCOのさまざまな作業や発生後の対応は除外であり、「原子炉等規制法違反」や「業務上過失傷害」などで済まされるようなことではない。オウム真理教のテロ行為にも匹敵する、あるいはそれ以上の事象を引き起こした責任はあまりにも重い。今回の「事件」で明らかになったことは、いとも簡単に「核テロリズム」を引き起こすことができるということであり、まさにJCOがこれを証明してしまったのである。

このようなことを書くと、テロリスト達に手の内を教えることになると思われる方がおられるかも知れないが、テロリスト達は当然、このような視点でこの「事件」を見ていると考えた方がよい。今となっては、その可能性を考え、予防策や発生時の対応策を真剣に考えることの方が重要である。ゆえに、米国をはじめ世界中の政府機関が関心を持ち、注視したのである。

我が国は、世界で初めて平時の都市でC(化学)テロを経験し、今度は、住宅街でN(核)の被害を経験してしまったのである。そして、オウム真理教は世界のテロリスト達が化学兵器を用いたテロ

行為を起こす可能性を高めてしまったし、JCOはその手法と有効性を示してしまったのである。

ところで、今回の「事件」で、出動した救急隊員3名が不幸にも被爆してしまった(JCOは、被爆事故であると認識していたにもかかわらず、意図的に被爆の事実を隠し、これが被害を拡大してしまったわけであり、言語道断である)。また、地下鉄サリン事件の際にも、現場に臨場した警察官や消防・救急隊員達が被害を被っている。

我が国は、このようなNBC(核、生物、化学)テロやNBC災害が発生した場合の初期対応について、もっと真剣に考えるべきである。

例えば、世界第2の原発大国であるフランスでは、このような事象が発生した場合には、内務省市民安全局直轄の災害対応部隊(軍隊ではない)が真っ先に駆けつけ、付近の状況把握や救助活動、除染作業等を行うシステムになっている。この部隊は内務大臣の命令により、あらゆるタイプの大規模災害(地震、洪水、化学事故、核事故)に対応する部隊であり、必要な装備を備えており、海外の災害にも派遣される。

この部隊の中には技術災害対応部隊が設けられており、技術的災害(NBCテロによる被害を含む)に対応するための専門家や医師、装備を有する化学対応機動班と放射線対応機動班各8班で構成されており、数時間以内に災害現場に投入することが可能になっている。

【総合政策調査会 第一研究室長】

コラム 企業の安全対策(3)

板橋 功

日本人の利用価値

中央アジアのキルギス共和国において、イスラム武装勢力によって拉致され、最後まで人質となっていた邦人4名とキルギス人通訳1名が10月25日にタジキスタン領内で無事に解放された。8月23日の拉致以来、63日ぶりに自由の身となった5名は、比較的元気で、本当にならぶであった。この拉致事件を起こしたナマンガン司令官が率いる武装勢力とその家族の大半は、11月になりタジキスタンを撤退しアフガニスタンのタリバン支配地域へ移動したそうであり、これは、タジク統一野党のヌリ代表の脱得によるものと伝えられている。

ところで、イスラム武装勢力(ウズベキスタンイスラム復興運動)の幹部は、解決後の記者団との電話会見で、「ウズベキスタンの反カモフ政権運動を盛り上げるための政治宣伝が目的だった、今回の事件を通じて「(ウズベキスタンの)カモフ政権がイスラム教徒にどのような扱いをしてきたかを世界に知らせることができ、目標は達成された」と語り、日本人を人質にした理由については、「まず、キルギス政府がわれわれとの交渉に応じるようにすること、そしてわれわれの存在を国際社会に知らしめること」と語っている。

もし、日本人が拉致されていなかったら、あるいは彼らがあまり意図せずに日本人を早期に解放していたら、ここまで国際的にアピールすることが可能であっ

たであろうか? 彼らが、最初から日本人を狙っていたのか、あるいは拉致した時点で、「日本人の利用価値」を理解していたのかどうかが明らかではないが、この事件を通じて武装グループや周辺者、関係国などが「日本人人質の価値」に気付いたことは明らかであろう。

すなわち、今回の事件で最も重要な点は、身代金の支払や政治犯の釈放の有無にかかわらず、テロ行為における「日本人の利用価値」を、オサマ・ビン・ラーディンをはじめとする「イスラム・テロリスト」達が明らかに認識したという点である。

さて、「安全対策の強化」、「危機管理体制の強化」、「情報の収集・分析の強化」、「情報提供の充実」……、海外で事件が起こるたび毎に言われてきた言葉である。今回の事件でも、小淵総理、青木官房長官、河野外務大臣が揃って「情報収集・分析能力の強化」、「在外邦人の保護対策強化」を打ち出した。新聞各紙の社説、テレビの解説などでも同様の指摘がなされ、「今回の事件の教訓を生かせ」と書いている。

これらの強化は大いに結構なことであるが、今回の事件は在外公館が無かったから発生した事件なのだろうか? 確かに、在外公館があった方が平素の情報収集力もアップするし、発生後の対応も円滑になるであろう。しかし私は、これが本質ではないような気がする。

何故、何度経験しても、教訓を生かすことができないのだろうか? 確かに、海外進出企業や在留邦人が国に望むことに、外務省や在外公館による情報提供がある。しかし私は、外務省は情報提供については非常に良くやっていると思う。「これ以上、どのような情報を望むのか?」と思うほどの充実した情報を提供していると考えられる。ぜひ一度、「海安協ホームページ(会員専用)」を総理や外務大臣にもご覧になって頂きたいと思う。

それなのに何故、海外進出企業や在留邦人が、国に対して「情報」、「情報」と言っているのか? 彼らが欲しがっている「情報」というのは、ズバリ、適宜適切な時期に、「もう、逃げなさい」、「こうしなさい」という「情報」を期待しているのである。これは、「情報」ではなく「判断」である。すなわち、「お上」に判断を求めているのである。

これには以下の二つの理由があると考える。

① 企業等に安全対策に関する情報を分析できる、あるいは使いこなすことができる人材がない(ごく一部の企業を除いて)。

② 自らのリスクや責任を負いたくない(「お上」の判断に従ったことにしたい)。

ゆえに、いくら情報を充実させても、教訓は生かされないし、室の持ち腐れである。今や、海外の安全対策に関する情報は、情報過多になってきていると言っても過言ではない。日本の外務省の情報の他にも、先進諸国の国務省や外務省の

ホームページにアクセスすれば相当な情報が「無料」で入手できる。各国の特性(当該国の旧宗主国等)を考慮して利用すれば、非常に充実した情報を得ることができる。今回のキルギスに関しても、米国国務省が事件前の8月13日付でパブリック・アナウンスメント(Public Announcement)を發出し、注意喚起を行っていたことは報道されている通りである。また、有料であるが、コントロール・リクス社やクローラ社等のセキュリティ・コンサルタント、共同通信社の「海外リスク情報」等も有益な情報の提供を行っている。

要は、これらの情報を自らの企業や組織の安全対策のために活用できる人間がないのが最大の問題なのである。これは、政府の問題ではなく、海外に展開している企業や組織の問題である。

(注1) 「海安協ホームページ(会員専用)」(海安協=海外邦人安全対策官民協力会議)にログインするためにはID、パスワードが必要である。詳細については、「海安協ホームページ(一般用)」(<http://www.kaian.gr.jp>)もしくは、外務省海外安全相談センター(<tel:03-3581-3749>)へ。

(注2) 参 考
米国国務省HP (<http://www.state.gov>)

英国外務省HP (<http://www.fco.gov.uk>)

(注3) 情報の収集・分析については、本誌98.12~99.10号の本コラムを参照。

【総合政策調査会 第一研究室長】

コラム 企業の安全対策

板橋 功

米国防務省が世界28のテロ組織を指定

米国防務省は、1996年4月に制定されたテロ対策及び効果的死刑法(ANTITERRORISM AND EFFECTIVE DEATH PENALTY ACT 1996:以下「テロ対策法」という)に基づく外国テロ組織の指定の見直しを行い、1999年10月8日に発表した。同法では、テロ組織の指定は2年毎に見直しを行うことになっており、第2回目となる今回の指定では、28の組織が同法に基づくテロ組織として指定された。

テロ対策法では、これらの組織に対して資金、武器、隠れ家等の物的な支援や resourceを提供した者は、刑事犯罪として罰せられる。また、これらの組織の代表者やメンバーは、米国へのビザの取得は拒否され、退去の対象となる。さらに、金融機関は、これらの組織や組織の代理人の口座の報告及び裏金が義務づけられている。

この法律に基づく最初の指定は、1997年10月に行われ、当時、世界30のテロ組織が指定された(本コラム1997年12月号参照)。今回の指定でも、「オウム真理教」、「日本赤軍」、「ツッパック・アマル革命運動(MRTA)」を含む27組織が再び指定され、新たに1組織が指定された。

今回、米国防務省が指定した外国テロ組織は下記の通りである。

- 1) アブニダール派(ANO):リビア
- 2) アブ・サヤフ・グループ(ASG):フィリピン
- 3) 武装イスラム集団(GIA):アルジェリア
- 4) オウム真理教(Aum):日本
- 5) バスク祖国と自由(ETA):スペイン
- 6) ハマス(Islamic Resistance Movement):イスラエル
- 7) Harakat ul-Mujahidin(HUA):パキスタン
- 8) ヒズボラ(Party of God):レバノン
- 9) イスラム集団(Islamic Group,IG):エジプト
- 10) 日本赤軍(JRA):レバノン
- 11) シハード団(al-Jihad):エジプト
- 12) カハ(Kach):イスラエル
- 13) カハネ・ハイ(Kahane Chai):イスラエル
- 14) クルド労働者党(PKK):トルコ
- 15) タミル・イーラム解放の虎(LTTE):スリランカ
- 16) ムジャヒディン・ハルク・オーガニゼーション(MEK, MKO, NCR, and many others):イラク
- 17) 国家解放軍(ELN):コロンビア
- 18) パレスチナ・イスラミック・シハード(PJI):イスラエル
- 19) パレスチナ解放戦線(PLF):イラク
- 20) パレスチナ解放人民戦線(PFLP):シリア
- 21) パレスチナ解放人民戦線-総司令部派(PFLP-GC):シリア
- 22) アル・カイダ:アフガニスタン
- 23) コロンビア革命武装軍(FARC):コロンビア

- 24) 11月17日組織(17 November):ギリシャ
- 25) 革命人民解放党/戦線(DHKP/C):トルコ
- 26) 革命的民間闘争(ELA):ギリシャ
- 27) センデロ・ルミノソ(SL):ペルー
- 28) トッパック・アマル革命運動(MRTA):ペルー

※国名は、主な拠点や活動地域。

前回指定されていた、「パレスチナ解放民主戦線(DFLP):シリア」と「マヌエル・ロドリゲス愛国戦線(PPMR/D):チリ」の2組織についてはこの2年間テロ活動を行っていないとの理由で指定を解除し、また「クメール・ルージュ:カンボディア」は組織が存在しないことから除外された。

今回、新たに指定されたのはウサマ・ビン・ラーディンが率いる「al-Qa'ida(アル・カイダ)」で、1998年8月に発生したケニア、タンザニアにおける米国防務省同時爆破テロ事件を含むいくつかの大きなテロ事件に関与したとして新たに指定された。アル・カイダは、1990年頃にアフガニスタンにおいて、旧ソ連の侵攻に対して闘うアラブ人を結集するために、ウサマ・ビン・ラーディンによって創設された組織で、現在では世界中にイスラム国家を再建することを目標としている。1998年2月には、「あらゆる場所において民間であれ軍人であれ米国民及び彼らの同胞を殺害することが全イスラム教徒の義務である」との声明を「ユダヤ人と十字軍に対する聖戦のための世界イスラム戦線」の名で発表している。

なお、国連安全保障理事会は、アフガ

ニスタンのタリバンに対して、米国外務省同時爆破テロ事件の首謀者とされるウサマ・ビン・ラーディンの引き渡しを要求していたが、1999年11月14日の期限までに要請に応じなかったため、同日、タリバンに対する経済制裁を発動している。また、先月号でも指摘したとおり、キルギスで邦人を拉致した武装勢力の大半がアフガニスタンのタリバン支配地域へ移動しており、同事件とウサマ・ビン・ラーディンとの関係もささやかれていることから、日本や日本人にとっても無関心ではいられないことである。

これだけ日本人のグローバル化が進んだ現在において、これらの組織が直接的に日本人や日本企業をターゲットにしないまでも、これらのテロ組織のテロ行為に巻き込まれる危険は十分に考えられることである。このような視点で、このリストを見る必要がある。

ところで、今回の「オウム真理教」の再指定について、米国防務省の添付資料によれば、この2年間にも信者の勧誘活動やいくつかのビジネス活動で資金獲得を続けていること。また、依然として、カルト的世界観の一つであるハルマゲドンや反米感情をインターネットのホームページで主張していることなどを指摘している。我が国においても昨年12月3日に「無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(団体規制法)等のいわゆる「オウム対策法」が成立したところであるが、米国においては国防務省の指定する「テロ組織」として明確に位置づけられてきたのである。

【防公政策調査会 第一調査室長】

コラム 企業の安全対策

板橋 功

先進諸国の在外自国民保護対策 I

米国における在外自国民保護活動(上)

大きな問題もなく西暦2,000年を迎え約半月が経過した。Y2K問題については、昨年末、我が国でもフィーバーしていたが、米国では同時にミレニアム・テロを警戒していた。

米国防務省は、全世界に在留または渡航している米国民に向けて、昨年12月11日付で「(ミレニアム)テロの可能性に関する全世界的警告(Worldwide Caution)」を发出し、テロ攻撃に注意するように警告した。さらに、21日にも、同警告を更新した形で同様の全世界的警告が发出されている。これらの警告の主たる根拠は、ヨルダンで米国民等へのテロ攻撃を画策していた者が逮捕されたことによるものとされている。

幸いにも、ミレニアム・テロは発生していないが、米国防務省はこの全世界的警告の経緯として、2000年1月10日付で6日から開催されている「バリーダカール-カイロ・ラリー」(注)がテロリストによる攻撃を受ける可能性がある旨の注意喚起(Public Announcement)を在外米国民に向けて发出した。また、11日にはフランス外務省が、同ラリーがニジェール国内でテロの標的となる可能性が高い旨の警告を发出した。これらのことから、主催者側は、12月~16日にかけて通過する予定であったニジェールでの

開催を中止し、参加チームをリビアに空輸して再開する決定を行った。

真偽のほどは定かではないが、このテロ情報に関して、「11日のフランスのラジオは、フランス側当局者の話として、上空を飛行した偵察機が隣国から侵入したテロリストと見られる集団を確認したと伝えた。」(12日付共同通信)、また「フランスのテレビが、主催者側の説明として、武装イスラム集団(GIA)がレースを狙ってテロを仕掛けるとの観測が強まっている。GIAのメンバーがカナダ経由でニジェールに入国したとの情報もある。」(東京新聞12日付夕刊)との報道がなされている。

米国防務省が发出した文書には、具体的な根拠までは明記されていないが、「The Department of State has received reports of terrorist threats We take this information seriously.」という表現が非常に印象的である。

これらのことから、米国防務省が在外米国民に向けて发出する注意喚起及び警告等の背景やいかに自国民に対して速やかに情報を发出しているかの一端をかいま見たような気がした。

そこで、このようなウォーニング等の情報提供活動を含め、米国防務省が行っているさまざまな在外自国民保護活動を

紹介してみたい。

1) 国防務省における情報提供活動

国防務省は、世界中の全ての国に関する「領事情報(Consular Information Sheet: CIS)」と呼ばれる概要報告書を発行しており、この領事情報には、特定の国への旅行に関して、入国に必要な事項、犯罪及び安全の状況、不安定な分野、その他の詳細な情報などが記載されている。

また、国防務省ではトラベル・ウォーニング(Travel Warnings)を发出している。これは国防務省が、社会の混乱、危険な情勢、テロ活動等の理由により、特定の国への渡航の延期を勧告する場合に发出される。2000年1月現在、アフガニスタン、アルバニア、アルジェリア、アンゴラ、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ブルンジ、中央アフリカ、イラン、イラク、スーダン、イエメンなど27の国・地域に发出されている。

この他、先に紹介した「バリーダカール-カイロ・ラリー」に対するテロの脅威のような、テロ攻撃の可能性や渡航中の米国民等の安全に重大な影響を及ぼすような、短期的な、あるいは複数回にわたるような事象で、広く周知する必要がある情報については、注意喚起(Public Announcement)を发出しており、2000年1月現在、12件の有効な注意喚起が发出されている。

さらに、全世界の米国民が対象となるような問題に関しては、全世界的警告(Worldwide Caution)が发出される。

2000年1月現在有効な警告は5件发出されており、何れもテロに関する警告である。

在外米国民や渡航者へ发出されるこれらのウォーニングは、在外の米大使館やその他の米国利益に対する脅威を分析・評価する部門である国防務省外交警備局情報・脅威分析部のガイダンス、報告に基づいて領事部が同部の責任において发出している。なお、情報・脅威分析部の分析スタッフは、米政府に対する脅威評価と民間に対する脅威評価の2班で構成されており、双方が同じ情報を共有できるようにしている。

これらの情報は、以下の方法で入手することができる。

- インターネットのホームページ (<http://www.state.gov>)
 - Consular Affairs Bulletin Board (CABB) などの多くの電子掲示板。
 - 電話サービス(電話番号: 202-647-5225で24時間開くことができる。)
 - FAXサービス(電話番号: 202-647-3000に電話すると、ファックスでの入手方法を知ることができる。)
- また、全ての大使館及び総領事館の領事部門で入手することが可能である。(注) 2000年1月6日にセネガルのダカールをスタートし、マリ、ブルキナファソ、ニジェール、リビアを経て、1月23日にエジプトのカイロにゴールする予定であった。

【防公政策調査会 第一研究室長】

コラム 企業の安全対策(7)

板橋 功

先進諸国の在外自国民保護対策 I

米国における在外自国民保護活動(下)

2) 在外公館における自国民保護活動

米国はほとんどの国の首都に大使館を、多くの国の大きな商業都市に総領事館を設置しており、また大使館には通常、領事館が設置されている。これらの在外公館は、当該国に在留する米国人に対して、盗難・紛失パスポートの再発給、緊急時における医療、米国人が死亡した場合の諸手続の支援、災害や緊急避難の際の援護などを行う他、トラベル・ウォーニングなどの情報提供を行っている。

旅行やビジネス等で長期間滞在する場合には、最寄りの大使館や総領事館に登録する必要があり、これにより、領事担当官が緊急事態の際に連絡をとったり、その他の起こり得る事態での支援を行うことが容易になっている。また、緊急事態の発生に備え、全ての米国大使館及び総領事館には、通常の執務時間以外でも対応できるように、緊急事態当番職員がおり、国務省領事局には、「海外市民サービス24時間ホットライン」が設置されている。

多くの大使館には、地域安全対策官(REGIONAL SECURITY OFFICERS: RSO)が任命されており、テロや犯罪、外国情報機関などから生命、身体、財産、情報を保護するための包括的な安全対策計画を作成している。これ

らの地域安全対策官は、在留米国人の安全に関わる諸問題に関して、大使の安全対策顧問として活動を行う他、任国に駐在していない連邦、州、及び自治体の法執行機関を代表する役割も果たしており、大使館と任国政府の法執行機関との連絡・調整についても責任を負っている。

地域安全対策官の重要な役割の一つに、当該国における民間関係者との安全対策に関する対話を維持することがある。これは通常、企業関係者との会合、任国の警察や政府の職員との連絡を緊密にすることなどを通じて果たすことができ、事件対応や会議、高官や企業の役員等の来訪の際の警備などを通じても可能となる。

例えば、1995年3月に発生したオウム真理教による地下鉄サリン事件の際には、2人の米国人が被害に遭ったが、在京の地域安全対策官はレポートを作成し、領事館を通じて日本に在留する米国人に配布する等の対応を行っている。

3) OSAC (Overseas Security Advisory Council: 海外安全諮問委員会)

米国における在外自国民の保護活動の特徴の一つに、官民が一体となって在外における米国人の安全問題に取り組んでいる、官民協力機関であるOSACを挙げることができる。OSACは、1980年

代以降、世界各地で多発しているテロ、誘拐事件等が米国の海外ビジネス展開を脅かす程に、年々エスカレートしてきたこと等の理由から、海外における米国人の安全確保のための情報提供を主たる目的として、1985年2月に連邦協議会法(Federal Advisory Committee Act)に基づき国務長官の付置機関として国務省内に設立された。

OSACは、海外における米国の民間ビジネスが支障なく展開していけるために主に情報提供を行う機関であるが、米園政府が、海外における米園ビジネスを最大限に援助していくという方針は、明文化されて国務省及び在外公館のスタッフに示されている。

OSACには、国務省以外のFBI、SS、商務省、財務省金融犯罪センター、連邦航空局(FAA)等の米園政府機関もテクニカルアドバイザーとして参加している。NSA等の情報機関も参加している。

最近では、コンピュータ2000年問題について、在外米国人の安全を脅かすおそれがあるとして、注意を喚起したりもしている。さらに、在外米国人の生命・身体安全にとどまらず、商務省の予算と担当官の派遣を得て、知的財産権や情報などの在外米園企業・米園民の財産の保護、PLI問題といった幅広い視野で取り組んでいる。

OSACの情報提供の特徴は、双方向であり、企業側からも積極的に情報が提供されている。また、企業に提供される情報は、海外安全に有益でかつ秘密では

ない情報を中心であるが、特定の企業が標的にされているとの確度の高い情報がある場合には、当該企業に対してのみ直接通知することもある。例えば、CIAが「テロリストがある企業を攻撃する」との情報を得た場合などには、企業が自らを守るように通報を行う。しかしながら、企業への情報提供に際しては、いかにして秘密情報を秘密しているという情報と提供するかに苦心しているようである。

また、企業の安全担当者であるコーポレート・セキュリティ・マネジャーの多くは、連邦法執行機関のOBであり、情報の行間を読むことが可能である。また、彼らには一部の秘密情報へのアクセス権が認められており、秘密情報のブリーフィングを受けることも可能である。

なお、OSACの具体的な活動等については、本誌1996年8月号を参照して頂きたい。

4) 外交警備局情報・脅威分析部

外交警備局情報・脅威分析部は、在外の米国大使館及びその他の権益に対する脅威を分析・評価する部門である。分析スタッフは2班に分かれ、米政府に対する脅威評価と民間に対する脅威評価をそれぞれ担当しているが、双方が同じ情報を共有できるようなシステムになっている。

領事館が在外米園人や海外渡航者のために発出しているウォーニングは、情報・脅威分析部のガイダンスや勧告に基づいて領事館が同部の責任において発出しているものである。

[財公共政策調査会 第一研究室長]

コラム 企業の安全対策(8)

板橋 功

先進諸国の在外自国民保護対策 II

フランスにおける在外自国民保護活動(上)

1) 安全管理室の設置

フランスでは、近年、世界において政治的・社会的な緊張を抱える地域が増加していることから、外国に暮らすフランス人の安全という問題が重視されてきた。政治的危機(特にアフリカ)や誘拐・拉致事件のみならず、偶然遭遇する自然災害や交通事故(飛行機、バス、鉄道)等も多発している。

このような状況に鑑み、フランス外務省では、在外フランス人の安全こそが優先課題であり、対策の充実に必要があるとの基本認識のもと、1997年秋に在外フランス人・在仏外国人局(DFAE)在外フランス人部在外フランス人保護課内に在外フランス人安全管理室を設置した。

同室は、事件の防止とともに、事案が発生した場合には「危機管理室」となり、在外フランス人家族への情報提供、在外フランス人の身体の安全が脅かされた場合の脱出のための措置などを統合的に調整する任にあたることになっている。

2) 国外退避事案の対応

在外フランス人の退避が行われる場合には、在外フランス人部長を長として、外務省オペレーションルームにおいて、

外務省危機管理室が中心となって対応にあたる。

退避の際に、民間航空機を使用する場合には、外務省危機管理室が中心となり、チャーター手続きとその運用などを行うことになるが、危機発生時には、国軍からも外務省オペレーション・ルームにリエゾン・オフィサーが派遣され、国軍との調整に当たることになっており、外務省オペレーション・ルーム内、軍との連絡・調整を行うための専用の部屋が常設されている。

一方、軍用機や軍艦等を使用して退避する場合、このオペレーションについては、国防省のオペレーション・ルームにおいて行うことになっている。但し、軍が出動する場合においても、基本計画の作成や政治的決定については、外務省内のシチュエーション・ルームに、外務大臣、軍参謀長、大統領外交顧問、首相外交顧問などが集まって行うことになっている。

在外フランス人を退避させるための民間航空機や船舶の借り上げ予算については、一般会計予算ではなく、国費の積み立てによって賄われている。本来は受益者負担であり、利用者から徴収すること

が原則であるが、なかなか徴収できないのが現状である。但し、軍用機や軍艦などの軍の装備を使用する場合には、当然ながらこの問題は発生しない。

また、外務省では、危険な国の在留フランス人に対して、以下の3段階の勧告を行っている。

- ①家族や不要不急の私人の帰国勧告
- ②滞在が不可欠な私人以外の帰国勧告
- ③全ての私人の帰国勧告

なお、在外フランス人の退避に関しては、法的な根拠は存在するが、強制力はない。

安全管理室が設置された以降の1年間で、「危機管理室」が設置され、在外フランス人の退避に関わる活動が行われたケースは、以下の6回に及んだ。

- ①1997年6月 コンゴ・ブラザビル危機 2,400人(内フランス人1,536人)を退避させるため、航空機8機を準備した。そのうちの5機は、エール・フランスのチャーター機で、残りの3機は空軍機であった。DFAE内の3部署からなる支援部隊が組織され、フランス人の本国帰還の準備にあたった。

また、フランス外務省では、職員150人が危機管理室に交代で勤務し、10日間に延べ1万2,500件の電話による問い合わせに対応し、また退避した人の家族と近親者に情勢を伝えるため、6,000件近くの電話での通知が行われた。

- ②1997年8月 ブノンペン騒擾事件

外務省には、6日間に延べ5,000件に及ぶ電話による問い合わせが入り、カンボジアに滞在するフランス人の家族・近親者に情勢を伝えるためになされた電話での通知は、1,200件近くにのぼった。危機管理室では、退避の場合に備えて、民間航空会社および空軍とともにいくつかのプランを準備していたが、状況が速やかに正常に復帰したため、これらのプランは実行されなかった。

- ③1997年10月 コンゴ/ボワント・ノワール

敗走した軍隊による略奪が多発し、多くのフランス人がボワント・ノワール港に退却したが、ここで軟禁状態となった。そこで、DFAEの支援部隊が、緊急事態に備えて現場に派遣され、総領事を支援した。一方、パリでは、12日間に延べ7,000件以上の電話による問い合わせに対応し、家族や近親者に状況を知らせるために3,000件近くの電話による通知が行われた。

また危機管理室では、退避に備え、リーブルビル・バリ間のフランス人輸送を遂行するため、民間の航空会社とともに多様なプランの準備を行うと共に、薬品および医療用資材500キロをボワント・ノワールに送った。さらに、危機管理室では、携帯用サテライト通信設備を使い、最も危険な地帯に住むフランス人と常時連絡を取った。(つづく)

[財公共政策調査会 第一研究室長]

コラム 企業の安全対策(III)

板橋 功

先進諸国の在外自国民保護対策II
フランスにおける在外自国民保護活動中

2) 国外退避事業の対応(承前)

④1998年5月 インドネシア危機

危機の前にインドネシアに在留していたフランス人3,600人のうち、2,400人がインドネシアを脱出した。また、当時インドネシアには、2,500人の観光客もあり、特にバリ島に集中していた。

外務省危機管理室は、5月14~21日の間に開設され、大使館の注意喚起を一般の人々や旅行会社などに伝えるとともに、ユーロ・フランスをはじめ、多数の企業と協力し、希望するフランス人を帰国させた。そして、緊急退避に備えて、ユーロ・フランスやタイ航空などの航空会社とチャーター料の交渉を行ったが、利用までには至らなかった。

また、危機管理室では、軍の参謀部とリアルタイムで情報交換を行い、状況の把握を行った。

⑤1998年6月 ギニア・ビサウ危機

1998年6月7日、ビサウで陸軍の反乱が勃発し、状況は急激に悪化して治安が悪くなり、市内では砲弾が飛び交い、物資の調達に困難になり始めた。そこで、フランス人160人は海路でダカールに退避することが必要となり、危機管理室では6月7~18日の間、ビサウの事務所お

よび軍参謀部と常時連絡を取り合い、現地にいるフランス人の出国を支援した。その際、家族への連絡が常に図られた。ダカールでは、仏総領事館の援護により安全が確保された。

⑥1998年8月 コンゴ民主共和国での反乱

8月4日夜、キンシャサでバニヤムレング族の反乱があり、戦慄は旧キウ州などで熾烈化し、反乱軍がキンシャサに接近したため、フランス外務省は、不可欠な職務を持つ者を除くフランス人のコンゴ民主共和国からの出国を要請した。

危機管理室は1998年8月7~20日の間開設された。DFAE(在外フランス人・在仏外国人局)の支援部隊は上陸用舟艇をチャーターし、キンシャサにいるフランス人を川伝いにブラザビルに向けて退避させた。また、ベルギー陸軍の航空機でキンシャサから退避したフランス人もいた。さらに、緊急に必要な物資、医薬品および医療用資材30トンをリーブルビルとブラザビルで調達した。

3) 誘拐・人質事件への対応

在外フランス人安全管理室は、外国にいるフランス人の身に脅威となる多くの状況に対処している。その代表的な一つが、誘拐・人質事件である。近年では、

コーカサス地方北部、中央アジア、アフリカなどで発生した在外フランス人の誘拐・人質事件への対応を行った。

例えば、1997年には7月と8月に、NGOで働くフランス人5人が、インドネシアとタジキスタンで人質となったが、彼らは4カ月の監禁の末、同年11年に解放された。同年11月18日には、フランス人2人がタジキスタンで拉致されたが、この事件は、NGOで働く若いフランス人女性の死という悲劇的な結果に終わった。

1998年には、1月にウラディカフカズの国連難民高等弁務官事務所の代表が拉致されるといふ事件が発生した。また、2月にはチャドで4人のフランス人が拉致され、6日間監禁された。さらに、3月にはソマリアのCICR(国際赤十字)のフランス人職員1人が、赤十字の職員数名とともに拉致されるという事件が発生した。そして、6月にも同じソマリアで2人のフランス人が拉致される事件が発生している。

このように、フランス人の誘拐・拉致監禁事件がコーカサス地方北部や中央アジア、アフリカ等で続発している。フランス人を対象とした誘拐・拉致監禁事件は、かつてはレバノンでのケースのように、主として政治的な目的によるものであったが、最近ではその動機が次第に卑劣化し、金銭目当てのマフィアによる誘拐が多くなっている。特に、コーカサス地方北部ではそうした例が多く、人質を

取ることが、文字通り産業(ビジネス)となっている。

4) 航空機事故の対応

在外でフランス人が巻き込まれた航空機事故が発生した場合には、在外フランス人安全管理室では、民間人に対する対応と犠牲者家族との連絡を統合調整し、航空会社とも協力し、対応を行う。

5) 安全対策の改善・強化施策

フランス外務省では、在外フランス人安全管理室が中心となり、在外フランス人の安全対策の改善・強化を図るため、最新技術の導入や近代化を推進している。多くのフランス人に安全関係の情報を広めるためのインターネットの利用、危機の際の民間人に対する応答手段の近代化などに取り組んでいる。さらに、危機発生時には通信手段の確保が非常に重要であることから、在外にある拠点の通信手段の改善に寄与できる新技術や新素材を見つけるために、技術の動向の把握にも努めている。

予算面では、1997年には「在外仏人の安全」に格別の努力を払うため、当初予算では200万フランだった予算を年度末には800万フランに増額し、無線機による安全情報網の整備、非常食糧の配給等を行った。また、「本国退還/退避」に関しては、490万フランであった予算を770万フランに増やし、ブラザビルにいたフランス人の退避を可能にした。

【財公共政策調査会 第一研究室長】

コラム 企業の安全対策(III)

板橋 功

先進諸国の在外自国民保護対策II
フランスにおける在外自国民保護活動中

5) 安全対策の改善・強化施策(承前)

①情報提供活動の強化

在外フランス人保護課では、長年にわたり、旅行者等に対して世界各国の安全と医療・衛生についての情報を提供してきた。現在では、安全管理室がこの活動を踏襲し、情報提供を行っている。世界各地の在外公館等からの情報に基づいて、在外フランス人向けのアドバイスの資料を作成し、情報提供を行っている。情報の内容は、国別の犯罪情勢や政治情勢、医療・衛生の状況、危険地域に関する情報や注意喚起などである。これらの情報は、DFAE局長またはその代理が編集責任を負っており、仏外務省ホームページ(www.diplomatie.fr)でも提供されている。また、危機の際には民間人に正確な情報を伝えるために、外務省のインターネット・サーバーを通じて、定期的に状況の要点を流すことになっている。

②「Crisetel」(危機時の問い合わせ情報管理システム)

危機が発生した際、外務省危機管理室には、多数の電話での問い合わせや情報提供要請がある。これらの問い合わせや情報提供要請に効果的に対応するため、フ

ランス外務省では「Crisetel」(クライステル:危機時の問い合わせ情報管理システム)というソフトを開発している。これは、現地から送られてくる情報、特に安否情報や安否が確認された人に関する個人的な情報(氏名、年齢、性別、住所、生年月日、家族に関する情報等)、在留仏人に関する情報などと、問い合わせや情報提供要請に関する情報(捜索対象者の人物データや照会者のデータ等)をデータベース化し、検索・照会するシステムである。

1997年10月のボワント・ノワール事件の際に、問い合わせが殺到し、以前からあった装置がパンクしてしまったことから、当時の外務大臣が、より高品質の装置を備えるという政治的決定を行った。その結果、1998年のインドネシアの危機の際には、このシステムが活用された。「クライステル」アプリケーションは、今後も改善が図られる予定で、情報機器と携帯通信装置を持った支援部隊を介して、危機状態にある国の大使館から得られた情報を自動的に管理することができるようになる。

③最新技術の活用

外務省安全管理室では、最新技術の動

向、とりわけ衛星電話技術あるいはGPSタイプの衛星による探知システムに強い関心を持っている。この装置は、高周波で遠く離れた無線放送局にも繋がり、孤立した地域との通信を確保する手段として有効であり、仏外務省では、特にルワンダ、キンシャサ、ラゴスに安全性の高い通信ネットワークの設置を計画している。

在外公館における「安全についての無線情報網」の整備を進めており、すでに148カ所の小島や孤立しているフランス人社会との連絡が可能となり、常時連絡を取り合っている。また、すでに設置してある無線機を近代化する作業も並行的に行っている。さらに、危機発生時に大使が状況を伝えるメッセージを在留フランス人すべてに向けて直接送ることができるようになるために、1997年にFM放送を利用した伝達の実験を行い、現在では、微妙な情勢にある26カ国にFM放送局が設置された。

6) 関係機関との協力

フランス外務省では、在外仏人保護のために、観光省観光局、内務省市民安全局、国防省、核防護・安全研究所等の関係機関と密接に連絡を取り合っている。

とりわけ、国防省との関係は密接である。外務省安全管理室では、大使館および領事館から安全に関する情報を収集しているが、同時に、国防省とも連絡をとっている。この軍との情報交換は、危

機時だけでなく平時にも行われており、定期的に会合が開かれている。さらに、160に及ぶ安全計画の見直しや、フランス人の安全に影響を与える重大な事態に際しての動員や、退避の決定を行うための基準化の作業等を軍の協力を得て行っている。

7) 欧州共同体条約(マーストリヒト条約)第8c条によるEU加盟国市民へのサポート

欧州共同体条約(マーストリヒト条約)第8c条では、「すべての共同体市民は、その国籍を有する加盟国の代表部が設けられていない第三国の領域で、各々の加盟国の外交および領事的保護を当該国の国民と同一の条件で享受する」と規定している。この条約により、EU加盟国の市民は、自国の在外公館が設置されていない国でも、他の設置されているEU加盟国の在外公館で領事的保護を受けることができる。ゆえに、当然、EU加盟国政府は、他のEU加盟国市民に対して領事的保護を行う義務を負うことになる。

この条約に基づき、フランス政府や在外公館でも、現地に公館がないEU市民については、フランス人と同じ対応をすることになる。特にフランスの場合は、アフリカなどの危険な国にも在外公館を多数設置していることから、今後は多くのEU市民への対応も行う必要がある。

【財公共政策調査会 第一研究室長】

コラム 企業の安全対策(1)

板橋 功

先進諸国の在外自国民保護対策III

英国における在外自国民保護活動(上)

1) 海外渡航者及び在留英国人の概要

海外に渡航する英国人は、1997年には約4,680万人に及び、近年、増加の一途を辿っている。特に人気のある渡航先はフランス(約1,167万人)やスペイン(約830万人)等であるが、近年はより速くへ、あるいは冒険を求めて渡航先も多様化しつつあり、その結果、保護を求めてくるケースも増加している。

また、約1,400万人の英国人がオーストラリア、カナダをはじめとした海外に在留していると推定されており、年々増加する傾向にある。この要因の一つが、海外で老後を送る高齢者の増加である。

2) 情報提供活動

英国外務省(Foreign and Commonwealth Office) (以下、「外務省」という)領事部には、トラベル・アドバイス・ユニットが設置されており、特に海外で政治的激変や自然災害などの緊急事態が発生した際に重要な役割を果たす。英国人旅行者が在外でトラブルに遭遇することを避けるために、トラベル・アドバイスを発出している。

このトラベル・アドバイスは、政情、犯罪情勢、自然災害、疫病、反英運動及び

び航空機の安全性などの脅威についての情報を提供するもので、世界中の英国在外公館からの最新情報を元に定期的に更新されている。トラベル・アドバイスは、客観的で、事実に基づいており、政治的、経済的あるいは外交的な配慮に影響されず、英国国民の旅行の安全を第一に考え、発出されている。

このトラベル・アドバイスには、大きく分けて2種類の情報がある。一つは、「国別情報」で、もう一つは、「渡航情報」である。

国別情報は、国別に治安状況やテロ情勢、自然災害などの項目について整理したもので、現在、173の国・地域について整理・更新されている。渡航情報は、注意を喚起したり、渡航の自費をアドバイスするものであり、最近では「石油危機に関する注意喚起(Travel Advice during fuel crisis)」が発出されている。また、渡航の自費に関する情報は2段階設定されており、現在、「不要不急の者の渡航自費」がアルジェリア、アンゴラ、イエメン、インドネシア・アチェなど15の国・地域に、さらに強い「全ての渡航者の渡航自費」がアフガニスタン、ブルンジ、イラク、タジキスタン等の21

の国・地域に発出されている。

また、観光渡航先として人気の高い26カ国については、「Do's and Don'ts」と題する冊子を作成している。

これらの情報は、旅行者や一般旅行者に対してトラベル・アドバイス・ユニットからFAXやインターネットのホームページ(<http://www.fco.gov.uk>)を通じて提供されている。ヨーロッパの各国もこの情報を注視しており、他国の国民からの質問も受けている。

英国では、多くの保険会社が外務省のこのトラベル・アドバイスを、保険金支払いを行う際の判断基準の一つとしており、渡航の自費や退去をアドバイスした国や地域に渡航する場合には、保険が無効になる場合がある。

英国外務省の情報提供は、旅行者へのアドバイスであり、旅行計画の変更や中止を強制するものではなく、あくまで旅行者本人の判断であり、その基本はセルフ・ディフェンスである。

3) 誘拐、人質事件発生時の対応

海外で英国人が人質となった場合、外務省が政府の対応を調整することとなる。外務省は、専門的なアドバイス及び可能な場合には粘り強い交渉を通じて、人質の解放のための活動を行う。英国のこの分野における専門知識は世界的にも評価されている。

領事部が人質の家族との窓口となり、

事態の進展等について、常時連絡を取り合う。

また、事件担当を指名された担当官が定期的に家族と接触することになっている。このような英国外務省の対応は、できるだけ家族と情報を共有することにより、誘拐事件を解決する上で非常に重要なことである。さらに、人質が無事に解放され帰国した後も、人質及び家族と定期的な連絡を取っている。

人質事件や誘拐事件など、海外において英国人が巻き込まれる事件が発生した場合、内務大臣と外務大臣とが合意の上で、内務省が警察から能力を有する適当な人物を選抜して当該国に派遣し、派遣先国治安機関等との交渉などを行わせる。捜査権は当該国治安機関にあるため、派遣された警察官は直接捜査するのではなく、関係機関や被害者家族へのアドバイスなどが任務となる。

事例 チェチェンでの誘拐事件

1997年7月3日、CAMILLA CARRとJONJAMESはチェチェンの自宅から襲撃を受け、銃を持った男達に誘拐された。外務省領事部は、人質の家族との連絡責任者を選任し、人質解放までの14か月にわたって家族と毎日連絡をとり、事態の推移についての情報の提供を行い続けた。二人とも無事に解放され、1998年9月20日に英国に帰国した。

【財政政策調査会 第一研究室長】

コラム 企業の安全対策(2)

板橋 功

先進諸国の在外自国民保護対策III

英国における在外自国民保護活動(下)

4) 緊急事態計画と退避

在外の英国人社会や旅行者は、当該国の社会の安全状況が悪化した場合には、深刻な状況に直面することになることから、英国の全在外公館は社会不安による脅威に備えて緊急事態計画を立てている。緊急事態計画には、在留登録された英国人の人数や居住場所が記録されており、緊急事態の際のとりべき行動やたどるべき経路が記されている。

英国本国の外務省領事部では、緊張が高まり、状況予測が不能となった国について、短期間での退避に備えるための多くの準備作業を行っている。また、状況が悪化してその他の方法で英国人を出国させることが不可能になった場合には、軍事的手段によって退避させることが必要となることから、国防省との間で緊急事態計画の調整を行っている。

在外英国人は、緊急事態において支援を受けることができるように、最寄りの英国在外公館への登録を勧奨されている。

1998年5月、インドネシアにおいてスハルト大統領の辞任にまで及んだ深刻な社会不安が発生した。混乱し、予測不可能な状況の中で、英国人を現地から出国させるために3機の民間航空会社の臨時便が用意された。大使館職員が努力により、大部分の英国人は必要な情報を入力

することができたが、情報を求めた全ての英国人にコンタクトすることができず、この危機からいくつかの重要な教訓を得た。そこで、ジャカルタの英国大使館は、英国人にアドバイスを送るためのEメールやFAXなどの装置を整備し、インターネットのホームページや録音によるメッセージ・システムなどを導入している。

また、エチオピアとエリトリアの間では、長い間国境をめぐる紛争が続いていたが、ついに1998年6月戦闘行為が勃発し、現地に在留していた120人あまりの英国人は、英国空軍のハーキュリーにより救出され、ジェッダに安全に搬送された。また、ギニア・ビサウにおいても軍の反乱が発生し、30人の英国人がポルトガルの輸送機で退避せざるを得ない事態となり、他の国の国民はフランスのフリゲート艦により退避した。さらに、1998年9月、レソトでの社会不安により、100人の英国人が護衛された列車により南アフリカへ退避した。

英国は、退避に際しては、EU加盟国の国民を相互に支援する公式な義務を負っている。これは、例えば英国がある地域に軍事施設を有しておらず他のEU加盟国が有している場合、その国は自国民とともに英国人も退避させるということであり、その逆の場合、英国もその

ようにすることになっている。また英国は、米国及びカナダとの間に、明文化されていないが、危険地域において3国のうちのいずれかの国が自国民を退避させる場合、これらの他の国の国民にも提案するという明確な合意ができています。このような退避は、現実には米国やカナダとの共同作業となる。

多くの英国人が居住してはいるが、彼らの居住地が集中していない国においては、在外公館は警戒員ネットワーク(Warden's Network)を構築している。警戒員は、英国人社会の中ではよく知られた人々で、在外公館と英国人社会との連絡体制を確保しており、民間の緊急事態計画に不可欠な部分を占めている。彼らは、社会不安が発生した場合には、在外公館からの情報や警告を在留英国人に伝達し、在留英国人が退避する場合には整理統率する手助けを行う。また、通信手段が劣悪な国においては、外務省は彼らに政府の予算で無線機を提供している。

危機に際して英国人に連絡を取る方法として、在外公館は他にもスタッフの当番を設け、英国人に直接連絡したり、EメールやFAX、大使館や高等弁務官事務所ウェブサイト、留守番電話にアドバイスを受けるなどの装置も利用している。

ロンドンの領事部及びBBCワールドサービスは、いかなる緊急事態に際しても英国人に警告を発することができるよう共同作業を行っている。BBCは、領事部の要望に基づいて、現地の情勢が

英国人の安全に脅威をもたらす可能性がある場合には、英国人に対して警告を放送することになっている。

5) 緊急対応ユニット(Consular Emergency Unit)

在外で英国人が巻き込まれる恐れのある大規模な緊急事態や自然災害が発生した場合には、領事部に緊急対応ユニットを開設することになっている。そのために、6人の職員からなるチームが1年365日、24時間待機しており、昼夜の区別なくいつでも活動することが可能である。

最近では、緊急事態等が発生した場合には、通常体制では対応できないほどの電話による問い合わせが殺到することが予想されることから、電話ヘルプラインを開設することになる。これはメディアを通じて公表され、関係者の安否を心配する友人や親戚等からの問い合わせに応じる。また、情報を提供しながら、一方で関係者から詳細な情報を収集する仕組みになっている。

このチームに対しては、効率的かつ適切な電話対応ができるように定期的に訓練が行われている。

1997年11月のエジプト・ルクソール事件の際には同ユニットが開設され、1,650件の問い合わせに応じた。また、1998年5月のインドネシア危機の際も、臨時チャーター便で出国する英国人に関する問い合わせに応じるため、同ユニットが開設されていた。

【財政政策調査会 第一研究室長】

コラム 企業の安全対策(43)

板橋 功

重信の逮捕でテロの脅威は去ったのか？

11月8日、日本赤軍の最高幹部重信房子が、大阪高槻市内のホテルの前で逮捕された。日本赤軍は、共産主義者同盟赤軍派(共産同赤軍派)が提唱した「国際根拠地建設」構想に基づき、同派アラブ支部建設の使命を帯びて1971年2月にレバノンに出国した同派メンバー重信房子、奥平剛士らによって組織された。

彼らは、PFLPをはじめとしたパレスチナ・ゲリラとの接触をはかり、1972年5月の「テルアビブ・ロッド空港事件」以降、「ドバイ事件」(1973年)、「ハーグ事件」(1974年)、「クアラルンプール事件」(1975年)、「ダッカ事件」(1977年)、「ジャカルタ事件」(1986年)、「ローマ事件」(1987年)、「ナポリ事件」(1988年)などの凶悪なテロ事件を次々と敢行した。

しかしながら、1987年11月に丸岡修が、香港から日本に潜入を図ったところを、東京において逮捕されて以降、1988年4月には菊村菱が米国で逮捕され、同年6月には泉永博がフィリピンで、1995年3月には岩田出起子がルーマニアで、1996年5月には吉村和江がベルギーで、1997年11月には西川純がボリビアでそれぞれ身柄拘束され、いずれも日本に移送・逮捕されている。また、城崎勉は1996年9月にネパールにおいて身柄拘束され、米国に移送・逮捕され、現在公判中である。1997年2月には、ペイルート

市内に潜伏していた日本赤軍メンバー、岡本公三、足立正生、戸平和夫、山本萬里子、和光晴生の5名がレバノン当局により検挙・起訴され、全員が禁錮3年の刑に処せられたが、2000年3月7日には刑期が終了し、岡本公三のみがレバノンへの政治亡命を認められ、他の4名は国外追放となり、3月18日に日本に移送後、逮捕された。

このように、世界各地でメンバーが身柄を拘束され、逮捕されているが、これは、冷戦構造の崩壊や中東和平の進展などにより、根拠地としていたペーラ高原のキャンプの閉鎖を余儀なくされ、新たな活動拠点をテロ・ゲリラ組織との共闘を求めて各地に分散していたことを裏付けるものであり、国際的なテロ対策協力の成果でもある。

ところで、日本赤軍は、1974年には活動資金を獲得する目的で、ヨーロッパ在留の外交官や大手商社を誘拐し、身代金を強奪するという、いわゆる「翻訳作戦」の計画を立て、準備活動を進めていたが、計画に参加していたメンバーがフランスで逮捕され、この計画は失敗に終わった。

しかし、1987年11月に丸岡が東京シティ・エア・ターミナルにおいて逮捕された時に所持していた文書から、「アパ」(反戦民主戦線)と呼ばれる新しい組織をフィリピンなどの東南アジア諸国

を中心につくり、各国の反政府テロ組織と連携して活動を行うことを計画していたことが明らかになった。これに符合するかのようには、1986年11月にフィリピンのマニラ郊外で発生した三井物産若王子支店長誘拐事件では、共産テロ組織NPA (New People's Army) とともに、日本赤軍が犯行に関与していたことが明らかになっており、またこの時の計画においても、「翻訳作戦」と同様、大手商社や銀行など日系5社の支店長がリストアップされていたことが明らかになっている^(注1)。

重信容疑者の逮捕で、多くのメディアは「一つの時代の終焉」、「過去の存在」と報じ、むしろノスタルジアにひたっている感があるが、あまり安心しすぎは行けない。同世代のマスコミ人・文化人達にとっては、重信の逮捕は、「一つの時代の終焉」なのかもしれないが、未だ7人の日本人テロリストが解き放たれていることを忘れてはならない。彼らの内、岡本を除く6名は、クアラルンプール事件とダッカ事件で超法規的措置により日本が世界に放った凶悪なテロリスト達である。報道を見ていると、これらのテロリスト達に関する関心が薄いように感じられるが、重信は「人民革命党綱領」なる、新組織と活動方針を記した文書を所持していたことである。残る日本赤軍の主要メンバーは、奥平純三、板東国男、佐々木規夫、松田久、大道寺あや子、仁平映、そしてレバノンの亡命が認められた岡本公三の計7名である。これらのメンバーは、全員が50歳を越え、高齢化しつつありテロを遂行する

能力は低下しているものと思われるが、依然として武装闘争を放棄することは表明しておらず、注意を要する。

(注1) 若王子事件の容疑者として1991年1月に逮捕されたNPA幹部は、日本赤軍が事件に関与していたことを供述している。

(注2) 残る日本赤軍の主要メンバー7名 岡本公三(52):テルアビブ・ロッド空港乱射事件に関与。1977年2月に和光晴生4名とともにレバノン当局に不法滞在の罪などで逮捕・起訴され、有罪判決を受けるが、刑期の満了とともに岡本公三のみレバノンへの亡命が認められた(他の4名は日本へ送還)。

奥平純三(51):ハーグ・フランス大使館占拠事件、クアラルンプール・アメリカ大使館占拠事件に関与。1976年にヨルダンで逮捕されるが、ダッカ・ハイジャック事件で超法規的に釈放される。ローマ・米国大使館及び英国大使館爆弾テロ事件、ナポリ・米軍クラブ爆弾テロ事件に関与する。

板東国男(53):浅間山荘事件に関与し、逮捕・拘留中にクアラルンプール・アメリカ大使館占拠事件で超法規的に釈放され、ダッカ・ハイジャック事件に関与する。

佐々木規夫(52):連続企業爆破事件に関与し、逮捕・拘留中にクアラルンプール・アメリカ大使館占拠事件で超法規的に釈放され、ダッカ・ハイジャック事件に関与する。

松田久(52):赤軍派M作戦(資金運搬作戦)に関与し、逮捕・拘留中にクアラルンプール・アメリカ大使館占拠事件で超法規的に釈放される。

大道寺あや子(52):連続企業爆破事件に関与し、逮捕・拘留中にダッカ・ハイジャック事件で超法規的に釈放される。

仁平映(54):殺人罪で拘留中にダッカ・ハイジャック事件で超法規的に釈放される。

【財公共政策調査会 第一研究室長】

コラム 企業の安全対策(44)

板橋 功

先進諸国の在外自国民保護対策Ⅳ
ドイツにおける在外自国民保護活動

1) 外国での安全対策について

ドイツでは、人口の約52.4%にあたる約4,300万人が毎年、5日以上の外国渡航を繰り返しており、また数百万人のドイツ人が外国に在留している。

ドイツ人の主な渡航先としては、スペイン、イタリア、オーストリア、トルコ、フランスなどであるが、最近、外国旅行に対する考え方も多様化し、ありきたりの旅行ではなく、ネパールでのトレッキングツアー、イエメンのオートバイ縦走、あるいはキルギスタンでの登山といった旅行を好む人達が増えてきている。外務省では、渡航者に対して、しばしば警告を発しているが、この警告を無視して、犯罪発生率の高い国や政治的に不安定な地域に旅行する個人も絶えず、その結果として、外務省には毎日世界各地から保護を求める連絡が入っている。

外務省では、渡航者のための情報提供サービスを行っており、インターネットのホームページ (<http://www.auswaertiges-amt.de>) には、ほとんどすべての国の「旅行情報」やドイツ人の査証申請に必要な事項が掲載されており、また電話での問い合わせにも応じている。

危険国については、トラベル・ウォーニングを発出しており、シエラレオネ共和国、コンゴ共和国、アフガニスタンなどに発出されている。

2) 事件・事故及び緊急事態への対応

1996年のドミニカ共和国沖でのビルゲン航空機墜落事故(乗客176人のうちの大半がドイツ人観光客であった)、1985年のイタリア客船「アキレ・ラウロ号」での人質事件(83人の西ドイツ人が乗船)、1997年3月のアルバニアからの国外退避、1997年9月のエジプト・カイロでの観光バス襲撃事件(ドイツ人観光客9人が死亡)や同年11月のルクソールでの観光客襲撃事件、2000年4月のマレーシア・シバダン島での観光客拉致事件(ドイツ人観光客3名を含む21人が拉致され、フィリピン・ホロ島で監禁)等の大事件や大事故は、特に高度な対応を要求される。

このようなケースでは、外務省、在外代表部、国内および国外の数多くの機関が密接に協力し、対応することになる。特に、外国の諸機関との協力は非常に重要であり、このような際には、①外国の法律および行政機構に関する知識、②現地にに関する知識、③幅広い人脈、④言語に関する知識、⑤フレキシビリティと相手方の関心事項や考え方を理解する能力、⑥忍耐力とタフさなどが要求される。

ドイツ外務省では、このような事態に対応するため、複数のクライシス・シミュレーション・ルームを用意してお

り、これらの部屋には、FAX、電話、コンピュータや地図などはもちろんのこと、必要な設備を設置しており、危機の度合いに応じて、関係者が参集するようになっている。特に、常設の緊急対応センターは24時間対応で、緊急事態や危機に陥った自国民に対して情報の提供や助言を行っている。

また、在外ドイツ人の退避を要する可能性があるような、政治的危機が発生した場合には、①当該国を担当するポリテイクナル・セクション、②自国民保護課、③常設の緊急対応センターの三つのユニットのスタッフが速やかに集まり、対応することになる。そして、ドイツ人が危険地域から退避する際には、緊急対応センターのスタッフが中心となり、危険地域から確実に脱出できるようサポートする。最近では、ザイール、アルバニア、シエラレオネ、コンゴなどのケースがある。

事例1 テロリストの襲撃
1997年9月18日、エジプトの首都カイロの中心部にあるエジプト考古学博物館前で、ドイツ人旅行者の乗った観光バスが、銃や火炎瓶で武装したテロリストに襲撃され、バスは炎上、治安部隊とテロリストが銃撃戦を展開し、ドイツ人旅行者9名が死亡した。

発生から数時間後には、エジプト旅行者の不安を軽減する家族から外務省にひきもきらず電話が入り、その上、多数の報道関係者からの問い合わせも相次いだ。

在カイロの大使館と外務省では、追加の電話回線を設置し、事情に適したスタッフを配備するとともに、旅行団体の名簿を入手し、被害者の把握に努めるとともに、負

傷者と負傷はしていないものの精神的ショックを受けた旅行者のケアや被害者の家族への対応を行った。カイロの大使館は、3日間ほとんど24時間体制で事件の対応に当たった。

事例2 アルバニア、ティラナからの国外退避
ドイツ連邦政府は、1997年3月、社会秩序が崩壊し、無政府状態となり、空爆も閉鎖されたアルバニアの首都ティラナから多数の在留ドイツ人を国外退避させるため、軍用機を派遣することを決定した。救出作戦に当たったのは、ボスニア・ヘルツェゴビナに展開していた平和安定化部隊に所属するドイツ連邦軍のヘリコプター6機、兵員25人で、サラエボからティラナに向かい、ドイツ大使館近くの軍用空港に着陸、ドイツ大使館員を含むドイツ人21人と23カ国90人の外国人を救出し、モンテネグロで輸送機2機に乗り換え、ケルン・ボン空港に全員無事に到着した。ヘリがティラナを発する際には、アルバニアグループが発砲し、応戦したドイツ連邦軍と銃撃戦に陥った。

ドイツ連邦軍が、北大西洋条約機構(NATO)域外で自国民の救出作戦を行ったのは、これが初めてである。なお、この救出作戦で、日本人11人も救出している。

今回の救出作戦について、ヘルツォーク大統領は、「以前は憲法上の問題もあり、連邦軍の緊急出動ができず、いつも外国に助けを求めなければならなかったが、今回は他国の国民の救助に役立つことができ、とても喜ばしいことである。」と日本人記者との会見で述べている。

この救出作戦に際し、外務省と国防部の作戦本部およびティラナ大使館では、①状況の分析、②外国領空の飛行許可の取得、③国外退避者の把握、④ヘリコプター着陸地点までの輸送計画の策定、⑤ヘリコプターと大使館の間の通信の整備など、様々な任務を遂行した。

【財公共政策調査会 第一研究室長】

コラム 企業の安全対策(4)

板橋 功

海外安全対策ビデオ
「人質 (hostage)」

毎年、海外安全対策ビデオの企画・製作を行っています。今年度も「世界のテロ情勢」をテーマに製作中であり、4月には新作を発表する予定です。昨年度は、「人質」をテーマに製作を行いました。これまで本誌で紹介する機会が無かったため、本コラムで紹介させていただきます。

1 製作の趣旨及び目的

近年、キルギス共和国における邦人拉致事件、メキシコにおける電機メーカー米国邦人社長誘拐事件、フィリピンにおける建設会社邦人事務所長誘拐事件、そしてペルー日本大使公邸占拠・人質事件など、日本人や日本の権益を狙った事件が続発しており、特に、日本企業の海外駐在員の誘拐・拉致事件は、1978年にエルサルバドルで日本企業の合弁会社社長が誘拐・殺害されて以来、後を絶たず、今なお大きな脅威となっています。

このようなことから、平成9年度には誘拐事件に遇ってしまった場合の企業の対応に焦点を当てた「Kidnap (誘拐)」を、平成10年度には誘拐を実行する側のテロリストの視点で描いた「ターゲット日本企業」をそれぞれアニメーションで製作し、海外安全対策、危機管理体制の整備に取り組み必要性等の啓蒙を行ってきました。

そこで今回の作品は、誘拐・拉致された「人質」そのものに焦点を当てて、一人質はどんな境遇に置かれるのか。一人質になった場合に、どのような心理状態になるのか。

一何を食べ、何を考え、何を想い人質生活を送ったのか。一どのようにして身体的、精神的な健康を維持したのか。

等を明らかにし、万が一、誘拐・拉致された場合の心構えや予防の重要性を考慮して頂くことにした。

2 ビデオの内容

本ビデオは、実際にテログループに誘拐され、人質になった方々の証言や専門家のインタビューを中心にドキュメンタリーで製作しています。特に、日米の3名の人質経験者が、当時の人質生活の状況を生々しく語っている点特徴です。

(1) 人質経験者

① トム・ハーグローブ (THOMAS R. HARGROVE) 氏 (米国人)

1994年9月に、南米コロンビアでコロンビア革命軍 (Revolutionary Armed Force of Columbia:FARC) に誘拐され、11か月間に及び山中にて監禁された。

② ジョン・ハイデマ (John H. HEIDEMA) 氏 (米国人)

1996年7月に、エクアドルでコロンビ

ア人武装グループに誘拐され、38日間に及びジャングル等で監禁された。

③ 水野文雄氏 (日本人)

1990年5月に、フィリピン・ネグロス島で共産ゲリラ新人民軍 (New People's Army:NPA) に誘拐され、65日間に及び山中で監禁された。

(2) 専門家等

① パット・ムレイニ氏 (PATRIC J. MULLANY) 氏 (元FBIプロファイラー)

FBIで20年以上勤務し、退官後は米国内企業のセキュリティ・ディレクター等を歴任。FBI在任中は数々の人質事件に携わり、心理プロファイリング、人質交渉、ストレス管理等のプログラムを開発した、人質事件の専門家。

② ブライアン・ジェンキンス氏 (BRIAN M. JENKINS) 氏 (元ランド・コーポレーション政治科学部長)

テロリズム研究の世界的権威で、世界有数のシンク・タンクである米ランド・コーポレーションの政治科学部長を永年におたり務め、テロ研究の基礎を築いた。

また、米国会公聴会等でも度々証言を行い、米国内政府におけるテロ対策に助言を行っている。

(参考) 主な海外での邦人誘拐・拉致事件

1970年3月 サンパウロ日本国総領事誘拐事件(ブラジル)。4日後に無事解放
1978年5月 インシカ社邦人社長誘拐・殺害事件(エルサルバドル)。約

5か月後に遺体で発見

1978年12月 インシカ社取締役誘拐事件(エルサルバドル)。約4か月後に無事解放

1982年11月 松下電器現地法人社長襲撃、誘拐未遂事件(コスタリカ)。約1か月後に、米国の病院で死亡

1985年4月 NEC邦人技術者(2名)誘拐事件(イラク)。約5か月後に無事解放

1896年11月 三井物産マニラ支店長誘拐事件(フィリピン)。135日後に無事解放

1989年3月 三井物産ビエンチャン事務所長誘拐事件(ラオス・タイ)。8日後にタイ北部でタイ警察の救出作戦により無事救出

1990年5月 民間援助団体オイスカ事務所長誘拐事件(フィリピン)。約2か月後に無事解放

1991年8月 東芝社員(2名)誘拐事件(コロンビア)。同年12月に2名とも無事解放

1992年3月 シチズン商事邦人社員誘拐・殺害事件(パナマ)。12日後に遺体を確認

1996年8月 三洋電機米国人社長誘拐事件(メキシコ)。9日後に無事解放

1997年8月 銭高組マニラ事務所長誘拐事件(フィリピン)。4日後に無事解放

1999年8月 JICA資源開発調査計画に従事する邦人技術者(4名)誘拐事件(キルギス)。63日後に無事解放

【防公共政策調査会 第一研究室長】

コラム 企業の安全対策(4)

板橋 功

日本人誘拐事件について思うこと

2月22日にコロンビアの首都ボゴタで矢崎総業の現地法人矢崎シーメルの日本人副社長村松治夫さんが現地の犯罪グループに誘拐され、左翼テロ組織コロンビア革命軍 (FARC) に転売されるといふ事件が発生した。村松副社長は現在でも囚われの身となっており、長期化の嫌相を呈している。

コロンビアでは、これまでも1991年8月27日に東芝の技術者2名が誘拐され111日後の12月16日に無事に解放された事件、1992年3月31日には現地で会社を営む中川浩治さんが誘拐され、21日後の4月21日に無事に解放された事件、1992年9月24日には日本人農場主竹本文四郎さんが誘拐され、49日後の11月18日に無事に解放された事件、1998年9月22日には日本人農場主志村昭郎さんが誘拐され5か月後の1999年2月22日に無事に解放された事件と、4件の日本人が誘拐された事件が明らかになっている。

東芝技術者誘拐事件と志村さん誘拐事件は何れもFARCによる犯行、竹本さん誘拐事件はやはり左翼系テロ組織国家解放軍 (ELN) の犯行であることが明らかになっている。また、中川さん誘拐事件については、犯行グループが明らかになってはいないが、FARCの影響力の強い地域で誘拐されていることから、FARCによる犯行との見方もある。誘拐されている村松副社長は、コロン

ビアには今回が2度目の赴任であり、1995年12月から赴任しており、5年以上駐在するいわゆるベテランである。

1989年3月にラオス・ビエンチャンで誘拐された三井物産ビエンチャン事務所長の浅尾さん、1996年8月にメキシコ・ティファナで誘拐された三洋電機現地法人社長の金野さん、1997年8月にフィリピン・マニラ郊外で誘拐された銭高組マニラ事務所長の寺田さん、何れの方も在外経験や当該国での駐在経験の長いベテランであり、現地の代表やそれに準じる方々である。

現地で永く生活していると、現地の状況に埋もれたり、赴任以来大きな事件に巻き込まれずに無事であったことを過信して、治安情勢に対する感覚が麻痺し、安全に関する配慮が疎かになりがちである。また、本社サイドが安全対策に関する注意喚起を行っても、「本社の何を言っているのか、ここ(現地)の情勢は社内では(本社より)自分が一番よく知っている」という自負もあり、「自分だけは大丈夫」という錯覚があってもおかしくない。

今回の村松副社長の場合には、報道によれば、「約1か月前にも今回と同様の手段で誘拐未遂に遭っていた」(3月14日付東京新聞)ということであり、安全対策を講じて十分な注意を行っていたと思うのであるが…。

ところで、筆者は昨年2月に、中南米で誘拐された二人の米国人にインタビューを行った。

一人は、1994年9月に今回と同様にコロンビアでFARCに誘拐されたトム・ハーグローブさんで、11か月間に及び監禁の末に無事に解放された方であり、現在上映中の映画「ブルー・オブ・ライフ」のモデルとなった方でもある(もちろん、奥様と交渉人とが密に落ちた事実はないので申し添えておく)。

もう一人は、1996年7月にエクアドルで、越境してきたコロンビア人武装犯罪グループに誘拐され、37日後、無事に救出されたジョン・ハイデマさんである。インタビューの内容は、海外安全対策ビデオ「人質」(本誌3月号で紹介)に収められ、監禁の状況やテロリスト達の様子を証言しているため、これをご覧頂きたい。

この二人へのインタビューは、実際には10時間に及び、また二人の奥様にもインタビューを行っている。ビデオでは紹介しきれなかった貴重なアドバイスもある。その中の一つを紹介しておく。

インタビューの冒頭、お二人の奥様とも「いったい日本人は何を考えているのか。」と語った。それは、「日本企業は、あまり交渉もせずに、なぜあれほど早く、あまりに多額の身代金を支払うのか?」ということである。

1996年8月にメキシコで発生した三洋電機現地法人社長誘拐事件では、高額の身代金を支払い9日後に無事に解放された。まさにその時に、ご主人の解放交渉をされていたハイデマさんの奥様は、博

然としたという。誘拐犯達がこの報道を見て、自分たちの解放交渉に影響を与えることを大変懸念されたそうである。

私はこの話を聞いて、非常に心苦しかった。日本企業の対応が、まさに他の誘拐事件にも影響を与えていたのである。ハイデマさんの証言でも、誘拐犯達はしばしばラジオを聞いていたという。当然、他の誘拐事件のニュースも関心を持って聞いているはずであるし、多額の身代金の支払いには、現地や周辺国でも大きな波を起して報道されるはずである。

幸いなことに、ハイデマさんの場合には、これから間もなく現地警察の救出作戦により無事に救出されたが、奥さんは交渉に影響が出るのではないかと非常に怖かったという。

また、ハーグローブさんの奥様は、ちょうどその頃にメキシコで誘拐されていた方のご家族に、ボランティアでアドバイスをされており、同様の懸念を抱いたとのことである。

「人命尊重」は非常に重要なことであるが、囚われの身となっているのは、その人ばかりでないことを忘れてはならない。身代金の額や支払い事実は、絶対に公にしてはならないし、粘り強い交渉が必要である。

私は解決の方法は身代金の支払いばかりではないと考える。彼らの支配地域への医療援助とか、住民の生活向上に役立つための援助等を提案するののも一つの方法ではないだろうか。

末筆ではありますが、村松さんの無事解放を心からお祈りいたします。

【防公共政策調査会 第一研究室長】

コラム 企業の安全対策(II)

板橋 功

重要な経営資源としての安全対策

ここ数年、年に一度はニューヨークに出張する機会がある。年々、マンハッタン島の治安が良くなっていることに驚かされる。十数年前に、初めてニューヨークに出張した時には、夜中じゅう救急車とパトカーのサイレンが鳴り響いていた印象があり、昼間でも地下鉄に乗ることは、命を捨てて行くようなものと言われていた。それが最近では、夜中に女性が地下鉄に乗っても問題が無い（もちろん路線によるか）という。

そこで、今年の2月に出張した際に、実際に地下鉄に乗ってみた。かつてはニューヨークの地下鉄の代名詞となっていた、「落書き」などは全く無く、車両の中も外も、駅の改札口やホームもきれいであり、怖さを感じるようなことは全くなかった。むしろ日本よりも安全とすら感じられた。それもそのはずである。各駅の改札口やホームには制服の警察官が配置されているのに気づいた。

ところで、約2年ほど前であろうか、東京の地下鉄のある駅で、ホームに女性が転落したのを目の当りにしたことがあったが、この時、ホームに駅員が一人もいなかった事に驚かされた。合理化で人員が減らされている影響であろう。これに比べたら、ニューヨークの地下鉄

は、駅員どころか警察官がホームにいるので、はるかに安全であると感じたのを覚えている。今やマンハッタン市中心街では200-300メートル歩くと、警察官やパトロールカーに遭遇する。中心街での銃撃戦や殺人事件は重大事件であり、ニュースでも大きく取り上げられるほど治安が良くなった。

これは1993年にジュリアーニ氏が市長となり、治安対策に力を入れ、安全に対する投資を行った成果であり、また好景気が治安の改善を支え、この治安の良さがさらにニューヨークに活況をもたらしてきた。もちろん警察力の強化については、異論があることも確かであるが、以前に比べて安全になったことも確かである。

一方、これまでわが国では、「安全」は、水や空気のごとく当然に享受できるものであると思われてきた。しかしながら、最近、治安が悪化し始めて、改めて日本にとって「安全」というものが、発展の礎であり、貴重な公共財であったことに気づき始めたのである。これは、企業活動においても同様であり、これまで「安全」というものが経営上のイシューとして取りあげられることは、殆ど無かったと言っても過言ではない。

ところで、約1年前の6月に参天製菓の製品に異物が混入され、脅迫を受けるという事件が発生した。同社では、米国ジョンソン・アンド・ジョンソン社のタインノール事件を参考に、製品の全面回収を行った。以降、日清食品、江崎グリコ、武田薬品、ロート製菓などで類似の事件が相次いで発生したが、それぞれの企業がそれぞれの立場、置かれた状況を熟慮して対応を行った。

一方、6月下旬には雷印食中毒事件が発生し、この後突に多くの食品会社や飲料メーカーで異物混入事件が発生・発覚したり、三菱自動車や三洋電機などで、製品欠陥とクレーム隠しが発覚した。

これらの事象は、一見「企業の危機管理」問題として、一つに括りがちであるが、根本的に異なる問題であるとは言えない。すなわち、参天製菓脅迫事件、武田薬品脅迫事件等と雷印事件、三菱自動車事件等とは、本質的にも異なる点がある。

それは、前者の場合は犯人側の動向や警察との関係もあり、自社では100%コントロールできない事象であるのに対して、後者は不祥事であり、自社が100%コントロール可能な問題である。ゆえに、後者の場合には、企業側が誠意を持って、しっかりと対応しさえすれば処理可能な問題であり、本来は企業にとってより対応しやすい問題のほうである。すなわち、「危機管理」と言うよりは、

「不祥事対応」そのものである。

しかしながら、これらに共通する問題もある。それは、「企業の信用」という問題である。まさに、昨年は企業の「信用」というものが問われた年であった。この「信用」は、言葉では言われていたものの、拡大経済の下では経営上それほど重要視されてこなかったように思う。

企業の経営資源は「人」「物」「金」、そして最近ではこれらに加えて「情報」と言われているが、この「信用」もまた企業の貴重な経営資源の一つであると私は考える。「人」「物」「金」は比較的短期間に調達することが可能（「人」も雇用の流動化により容易になっている）なのに対して、「情報」は蓄積に時間がかかる。

さらに「信用」となると非常に長い期間を要する。そして、これらの経営資源を守るのが安全対策であり、コーポレート・セキュリティである。私は、これもまた貴重な経営資源であると考えている。

ちなみに雷印事件では、同社の対応もさることながら、当時の社長が発生当初の記者会見で「今回の事件で、赤字になることはない」、「営々として築いてきた先遣に申し訳ない」旨の信じられない発言を行っており、結果的に同社は昨年11月の中間決算で連結ベースで307億円も赤字を計上することになった。このような企業や経営者のセキュリティ感覚の無きこそが、企業に危機を招くのである。

【財公共政策調査会 第一研究室長】

コラム 企業の安全対策(III)

板橋 功

アフガン後に本格化するテロ対策

NY世界貿易センタービルに旅客機が衝突する映像を見た瞬間に、FBI、CIA、ホワイトハウス等の米当局者やテロ研究者達は「ウサマ・ビン・ラーディン(UBL)にやられた」、「こういうことだったのか」と思ったはずである。

9月11日の米国同時多発テロ事件について、基本的に認識しておかなければならないのは、何も新しい出来事ではないということである。今回の攻撃を米当局が阻止することができず、そして彼らの計画どおり、あるいはそれ以上に成功してしまったということである。

今回の事件について考える場合に、どうしても廻って考えなければならないのが、1993年2月26日に同じNY世界貿易センタービルで発生した爆弾テロ事件である。この事件は、同ビルの地下駐車場で大量の爆薬を積んだ自動車爆弾が爆発し、死者6人、負傷者1,000人以上を出した事件で、主犯ラジ・アフメド・ユセフ(1995年2月に逮捕)をはじめとするイスラム・テロリスト達の犯行であった。

彼らの計画では、ツイン・タワーの片方のビルの土台を崩してビルを倒し、一方のビルに当てて両方とも倒壊させるという計画であり、また、この時に青酸化合物が使用されたとの指摘もある。もしこの計画が成功していれば、この時にNY世界貿易センタービルは倒壊していたことになり、「September 11, 2001」は「February 26, 1993」であったのである。

以降、フィリピン航空機内爆弾テロ事件(1994.12)、ケニア・タンザニア米国大使館爆破事件(1998.8)、米国駆逐艦コール号爆破事件(2000.10)などのUBLが関与したとされる事件が発生している。特に、沖繩上空で発生したフィリピン航空機内爆弾テロ事件は、1993年2月のNY世界貿易センタービル爆弾テロ事件の主犯でもあるラジ・ユセフによる犯行で、東南アジア発東南アジア経由米国行き米航空機を同時に12機爆破するという、米航空機同時爆破計画(ボジナグ計画)の実験であったことが明らかにしている。

また、クリントン大統領暗殺計画、ローマ法王暗殺計画、NY海底トンネル爆破計画、ニューヨーク国連ビル爆破計画、国連事務総長暗殺計画などの数々のテロ計画が明らかになっており、未然に阻止したとされている。さらに、1999年12月にはミレニアムテロを計画していたとされるアルジェリア国籍のテロリストがカナダから入国をはらうとして逮捕されている。これら数々のテロ事件や計画は、UBLのテロ・ネットワークが関わっていたことが明らかになっていたのである。

このようなことから、米国ではテロ対策を強化し、UBLのテロ・ネットワークによるテロを常に警戒してきたのである。すなわち、最近の米国のテロ対策はUBLのテロ・ネットワークを中心に考

えられてきたと言っても過言ではないし、UBLとの闘いは1990年代初頭から始まっていたのである。ゆえに、今回の事件もこのような流れの中で考えなければならないのである。

今、わが国ではアフガンでの「戦争」(筆者は「軍事行動」と表現するのが適切であると考えている)がテロ対策であり、アフガンでの軍事行動が終われば、テロとの闘いが終わると勘違いしているが、アフガンの軍事行動は、これから本格化する永い、永いテロとの闘いの入り口に過ぎないことを認識する必要がある。

ブッシュ大統領は、当初から「New War」という言葉を使っているが、これは「高度なテロ技術を持ったテロリストを訓練・養成し、大量殺戮兵器などをを用いて一般市民を大量・無差別に殺戮したり、世界全体を混乱状態に陥れるようなテロ行為を行う、あるいは計画するテロ・ネットワークに対する包括的テロ対策」であり、①外交、②軍事、③司法、④捜査、⑤情報(インテリジェンス)、⑥金融(資金規制を含む)、⑦経済、⑧危機管理と結果管理(被害管理)など全ての側面を、米国の持つあらゆる力を使い、また諸外国と協力して、テロ・ネットワークをせん滅することを意味している。

すなわち、「New War」は、いわゆる「戦争」ではなく、単なる「軍事行動」を意味するものでもない。軍事行動を含む「包括的なテロ対策」と考える必要がある。

ゆえに、軍事的に勝利したとしても、この「New War」においては勝利した

ことにはならないのである。なぜなら、世界中に散らばる「見えぬ敵」、テロ・ネットワークのセルやスリーパーを捜し出し、一つ一つ潰していかなければならないからである。彼らを法の狭き道にかけ、あるいは完全な監視下におき、あるいは資金を遮断・糾弾し、場合によっては武力を使い、封じ込めていかなければならない。従来のような階層構造の組織ではなく、ネットワークであるがゆえに、この相手が見えないだけに大変なのである。これには、イスラム諸国を含めた世界各国との地道な捜査・司法協力、情報協力、資金規制の協力、外交面での協力を行っていく以外、他に道はないのである。

もちろん、日本もこの永いテロとの闘いから逃れることはできないのであり、先の①-⑧の全ての側面で協力・対応を求められるし、まさに小泉総理の言う「主体的」に行動しなければならないのである。先に成立した、いわゆる「テロ対策特別措置法」は、単なる「自衛隊による米軍支援法」であり、「テロ対策」に貢献したことにはならないことがお分かり頂けたであろうか。

「New War」に対応するためには、「包括的テロ対策法」の制定と情報・治安・入国管理などの機関を再編・強化し、CIAのような情報機関、FBIのような国家捜査機関、FEMAのような結果管理機関、そして空海警備や沿岸警備などの国境警備と重要施設警備を行うパラ・ミリタリー組織を創設することが不可欠なのである。

【財公共政策調査会 第一研究室長】

コラム 企業の安全対策(脚)

板橋 功

北朝鮮・イラク問題とテロ対策

北朝鮮の核開発・ミサイル問題を中心とした、いわゆる「安全保障」の問題は、我が国ではまるで他人事のように扱われ、拉致被害者の問題ばかりがクローズアップされている(筆者は、もちろんこの問題の重要性は十分に認識している。ともすれば、安全保障の問題は米国の問題であるとの大きな誤解をしている人もいるが、北朝鮮の核、ミサイルの脅威に最もさらされているのは他ならぬ「日本」であり、まさに現在及び将来の日本国民全ての生命、身体、財産の安全に関わる重大な問題である。

他方、イラク問題を考えて、米国は何故、今イラクを攻撃する必要があるのだろうか? 筆者は、昨年来甚だ疑問に思ってきた。

そもそも、米国によるイラク攻撃への言及が活発化し始めたのは、9.11事件以降である。はたして、9.11事件とイラクは関係があるのであるか? オサマ・ビン・ラディン(UBL)やアル・カイダとイラク・フセイン政権との組織的な関係を見出すことは非常に困難である。そもそも両者は、「イスラム」、「反米」という点では共通するものの、その目指すベクトルが大きく異なることから、これまでに両者の間に組織的な関係があったとは考え難く、この点については多くの欧米のテロ研究者も一致した見解を示している。当然のことながら、9.11事件とイラク・フセイン政権

とは関係がないと考えるのが自然である。

ブッシュ大統領及びライス補佐をはじめとした米国政府高官は、しばしばイラクとUBL及びアル・カイダとの関係を指摘し、明確な証拠があるとしているが、未だに何ら具体的な証拠が提示されていない。9.11事件以降、米国のインテリジェンス・コミュニティは、この両者の関係に最大の関心を払ってきたものと考えられるが、それにもかかわらず、1年以上が経過した現在においても何ら証拠が示されないことは、その関係の存在そのものを疑問視せざるを得ない。

さらに、この困難さを米国政府も認識しているからこそ、「大量破壊兵器の拡散」→「大量破壊兵器がテロリストの手に渡り、これを用いて9.11と同様に米国本土を攻撃する可能性がある」→「ゆえに、これを防ぐためにテロ対策の一環としてイラクを攻撃する」というかなり無理のあるロジックを使い、「イラクへの攻撃」と「テロ対策」との関連づけを行っている。「テロ対策」という側面なしに、「大量破壊兵器の拡散」ということのみでイラクへの攻撃を容認する内外の合意が得られたかどうかは疑問であるし、最近では米国の正当性を疑問視する声すら高まってきている。

米国はいわゆる「テロとの戦い」の真っ最中であり、このような状況下での2正面作戦(これは「アフガニスタン」

と「イラク」という意味ではなく、「UBLテロ・ネットワークとの戦い」と「サダム・フセイン」)の展開、まして北朝鮮を含む3正面作戦の展開は、かなりの無理があると思われる。

またイラク攻撃は、次の本土攻撃の機会を狙っているUBLとアル・カイダに対して、「絶好の機会」と「絶好の口実」を与えかねない。米国の2正面での戦いは、アル・カイダのテロ攻撃を物理的に容易にしかねないし、「米国によるイスラム教徒(イラク国民)への攻撃」ということを口実に、「米国及びその同盟国とイスラムとの戦い」に仮装したテロを行う絶好のチャンスを与えることになりかねない。

北朝鮮やイラクによる「大量破壊兵器の拡散」は、米国及び世界にとっての脅威であることは明らかであるが、果たして今現在の米国にとって極めて緊要性の高い問題であるかどうかは疑問である。米国にとってのさし迫った脅威は、UBLとアル・カイダによる攻撃であり、「本土防衛」が最優先課題であると考えられる。何故なら、米国本土を攻撃対象とする組織は、現状ではUBLとアル・カイダであり、イラク及びイラクと関係する組織や北朝鮮が米国本土を攻撃することは現状では考え難く、米国は「テロとの戦い」に専念すべきであると考える。

ところで、フランスのタンカー爆破事件(イエメン沖)、バリ島デイスコ爆破事件(インドネシア)、モスクワ劇場占拠人質事件(ロシア)など、UBLテロ・ネットワークに関連するテロ組織の関与が疑われるテロ事件が続発したが、

折しも我が国では、拉致被害者の北朝鮮からの帰国と重なり、報道でもあまり取り上げられなかったため、テロとの戦いが続いているとの認識は極めて薄いのが現状である。それどころかテロの問題は、メディアも国民も、もう殆ど関心を失っていると言っても過言ではない。

昨年11月12日にカタルの衛星放送局アルジャジーラが、UBLによるものとされる肉声テープの声明を放映した。この声明では、バリの爆破事件、フランスのタンカー爆破事件等の事件について触れ、アフガニスタンでの軍事行動に参加した、米国とその同盟国である英国、フランス、イタリア、ドイツ、カナダ、オーストラリアを名指しし、警告を発している。

この中に「日本」は入ってはいないが、決して安心してはいけない。仮に、「日本」が彼らの直接的なターゲットにはならないとしても、テロ事件が発生した場合には、日本人や日本利益が巻き込まれたり、重大な影響を受ける可能性は極めて高いのである。

また、フランスのタンカー爆破事件は、中東諸国のオイルに依存している我が国にとって、安全保障上の大問題であり、テロリストによるタンカー爆破事件が続発した場合には、国民の生活や経済がどのような状況になるかは明らかである。

すなわち、日本もUBLテロ・ネットワークによるテロ事件とは決して無関係ではいられないことを常に認識し、テロとの戦いに主体的に取り組まなければならないのである。

【朝公共政策調査会 第一研究室長】

コラム 企業の安全対策(脚)

板橋 功

イラク戦争後のテロ情勢

3月20日に開始されたイラク戦争は終焉を迎えつつあり、我が国においてはメディアの報道も縮小しつつあり、その関心も急速に薄れつつある。しかしながら、テロの危険性がより高まるのは、むしろこれからである。

これらのテロの対象は、米国、英国、イスラエルはもとより、イラク攻撃に反対したフランス、ドイツをはじめ、サウジアラビア、エジプトなどの利益にも及ぶものと考えられる。なぜなら、これから起こるであろうテロは、イラク戦争と直接関連したテロよりはむしろ、この戦争を「口実」として利用して行われるテロの裏面の方が大きいと考えられるからである。その代表的なものが、「国際的なシハード」を掲げるUBLテロ・ネットワークやそれに関連するテロリストによるものである。そこで、今後のテロ情勢について整理しておくこととする。

イラク戦争後のテロについて、大別すると次の5つが考えられる。

- 1) 親イラク(旧フセイン政権)のテロリストによるテロ
- 2) アラブ/パレスチナ系テロリストによるテロ
- 3) UBLテロ・ネットワークに関連するテロリストによるテロ
- 4) アル・カイダのテロリストによる大規模なテロ(あえて、上記と区別して

いる)

5) その他のテロリストによるテロ

1) については、フセイン政権下での親イラクの主なテロ組織として、ムジャヒディン・ハルク(Mujahedin-e Khalq Organization)とパレスチナ解放戦線(Palestine Liberation Front:PLF)アッバス派があるが、ムジャヒディン・ハルクのこれまでの主なターゲットはイランであり、1992年4月には13ヶ国のイラン大使館を攻撃したこともある。このように、海外でのテロ活動の能力を有するものの、その攻撃の対象はイラン利益であった。今回のイラク戦争では、米軍が彼らの拠点に対して大規模な攻撃を行ったとされており、反米攻撃を行う可能性も否定はできないものの、一方でその勢力の低下が考えられる。

また、パレスチナ解放戦線は、1970年代半ばにPFLP-GCから分離した親イラクのグループであったが、1983、84年にアブ・アル・アッバス派(親PLO派)と親シリア派、親リビア派の3派に分裂した。アブ・アル・アッバス派は、1985年にイタリア客船アキレ・ラウロ号事件を起こし、この事件以降バグダッドに本拠を置いていたとされる。同派は1990年と92年にイスラエルに対する攻撃を行っているが、それ以降は主だった活動はみられず、また米国政府は3月15日

に、バグダッド郊外でアル・アッバスの身柄を拘束したと発表しており、現在ではテロ遂行の能力は殆ど無いものと考えられる。

さらに、旧フセイン政権下の軍や民兵組織の残党や作業員などによるテロが考えられるが、そのターゲットはイラク国内における米英軍をはじめとした米英の利益が中心になるものと思われる。海外における旧作業員によるテロも考えられなくはないが、現在でもその能力(ロジスティック等を含めた)と忠誠心を有するかどうか疑問である。いずれにしても、現時点では、日本や日本の利益がこれらの直接的なターゲットとなる可能性は低いものとする。但し、戦後の復興に際しては、日本や日本の利益が活動を行う場合には、直接的なターゲットと成り得るので、十分な注意を要する。

2) については、ハマス(Hamas)、ヒズボラ(Hizballah)、パレスチナ・イスラミック・ジハード(The Palestine Islamic Jihad)、パレスチナ解放人民戦線(Popular Front for the Liberation of Palestine:PFLP)などによるテロ活動が、今回のイラク戦争に呼応した形で活発化する可能性があるが、これらの組織の主なターゲットはイスラエルであり、イスラエル国内及びレバノン南部イスラエル軍治安警戒地域などが活動の中心である。また、これらの組織の中には、過去、中東地域における米軍利益、海外のイスラエル利益をターゲットにしたテロを行っている組織もあり、注意を

要するが、最近ではこれらの組織によるテロは、イスラエル国内及びレバノン南部イスラエル軍治安警戒地域などが中心であり、これらの組織が欧米の都市などでテロを行う可能性は低いものと考えられる。但し、資金源活動や広報活動等の国際的な活動は引き続き行われるものと思われる。

今後、最も注意を要するのが3)及び4)であり、特に3)については、今回の戦争を「口実」にして、「国際的なシハード」と称するテロを活発化させる可能性が高い。

3)については、フィリピンのアブ・サヤフ・グループ(Abu Sayyaf Group:AGS)、アルジェリアの武装イスラム集団(Armed Islamic Group:GIA)、エジプトのイスラム集団(Islamic Group:IG)やシハード(al-Jihad)、パキスタンのハラカト・ウル・ムジャヒディン(Harakat-ul-Mujahidin:HMU)、イエメンのアデン・イスラム軍(Islamic Army of Aden)などの組織やバリ島爆弾テロ事件を起こしたとされ、南東アジア全域にセルを有するジェマ・イスラミヤ(Jemaah Islamiya:JI)、さらに、世界中に散らばっているアル・カイダのセルが単独または単発的に、この機(イラク戦争終結)に乗じて当該国やその周辺国における米国とその同盟国の利益をターゲットにしたテロを行う可能性が高い。また、当該国政府や周辺の親米政府もまたターゲットとなり得る。

【朝公共政策調査会 第一研究室長】

コラム 企業の安全対策(II)

板橋 功

イラク戦争後のテロ情勢 (続)

このように、親米政権のイスラム諸国もテロの場になるし、これらの国々の政府や在外権益もまたターゲットとなり得るということである。

すなわち、以下のような、米国とその同盟国、親米政権のイスラム諸国、U B Lテロ・ネットワークに関連するグループやセル(アル・カイダやJ I等のネットワーク化した組織)が活動する国々及びその周辺国が、テロの場となる可能性が高く、

- | | |
|----------|---------|
| ○米 国 | ○エジプト |
| ○英 国 | ○クウェート |
| ○フランス | ○ヨルダン |
| ○ドイツ | ○イエメン |
| ○イタリア | ○アルジェリア |
| ○カナダ | ○パキスタン |
| ○オーストラリア | ○インドネシア |
| ○イスラエル | ○フィリピン |
| ○サウジアラビア | など |

またこれらの国々の政府施設や主要施設(空港等の多数の外国人が利用する施設)、航空機や船舶及び在外権益などが、3)のU B Lテロ・ネットワークに関連するテロリストによるテロのターゲットになる可能性が高い。

現に、5月13日にはサウジアラビアの首都リヤドの外国人居住区で連続爆弾テロ事件が発生し、また14日にはアル・カイダのメンバーとされるテロリストに死

刑判決を言い渡したイエメンの裁判所で手榴弾を爆発させるテロ事件が発生しており、さらに16日にはモロッコの商業都市カサブランカで連続爆弾テロ事件が発生している。これら相次いで発生した事件では、アル・カイダの関与が疑われているが、このようなU B Lテロ・ネットワークに関連するテロリストによるテロを完全に封じ込めることは困難であり、今後も続発する可能性が高い。

また、4)アル・カイダのテロリストによる大規模なテロについては、複数のセルが高度なコーディネートの下に行う大規模なテロであり、まさに9.11級のテロである。米国の主要都市におけるC B R Nテロ(ダートンボムや生物剤、化学物質を使ったテロ攻撃)、ボジンガ計画(米国航空機を同時に12機爆破する計画)のようなテロ、複数の主要な在外米権益を同時にターゲットとするテロなどの大規模なテロである。もし、再びこのようなテロが実行された場合には、多くの犠牲者が出る可能性が高いことから、米国政府が最も警戒し、様々な対策を講じて阻止しようとしているのが、このような9.11級のテロである。しかしながら、このようなテロの実行を100%防ぐことは極めて難しい。そのため、米国では万が一、このようなテロ事件が発生してしまつた場合に備えて、被害を最小限に

い止めるための様々な対策を講じると共に、訓練を実施している。最近でも、国土安全保障省と国務省が中心となり、5月12日から16日までの5日間にわたりT O P O F F 2 (TOP OFFICIALS 2)と称する長期間かつ大規模な訓練が実施された。この訓練は、シアトルでダートンボムを使ったテロが、またシカゴではバイオテロが発生したという想定の下に行われ、連邦、州、郡、市の関係機関及びカナダの関係機関など約100の機関が参加した。

5)その他のテロリストによるテロについては、2)のアラブ/パレスチナ系テロリストによるテロや3)のU B Lテロ・ネットワークに関連するテロリストによるテロが活発化することにより、これに触発されたテロリストがテロ活動を活発化させる可能性があることである。

例えば、従来から反米を掲げてテロ活動を行っていた、コロンビアのコロンビア革命軍(Revolutionary Armed Forces of Colombia: FARC)や民族解放軍(National Liberation Army: ELN)、ペルーのセンデロ・ロミノソ(Sendero Luminoso: SL)などの左翼テロ組織が触発され、テロ活動を活発化させる可能性もある。

また、同じ国や地域で活動するテロ組織が触発される可能性も否定できない。例えば、フィリピンではアブ・サヤフ・グループのテロ活動が活発化することにより、新人民軍(New People's Army: NPA)などのテロ組織がテロ活動を活

発化させることが考えられる。ちなみに、フィリピンでは、2001年6月に政府と停戦合意し、和平交渉を進めていたモロ・イスラム解放戦線(Moro Islamic Liberation Front: MILF)が、最近テロ活動を活発化させており、フィリピン政府はMILFに対して6月1日までに市民を巻き込む攻撃を停止しない場合には再びテロ組織として扱うとの警告を行っている。

最後に、5月13日に英国国際戦略研究所が発表した年次報告2002/3 (Strategic Survey 2002/3)は、アフガニスタンの訓練キャンプでテロリストとしての訓練を受けた約2万人のうち、逮捕されたり死亡した約2,000人を除く約1万8,000人のテロリストが現在でも世界90カ国で活動を続けていると指摘している。これらのテロリストの多くは、アル・カイダやJ Iのセルを構成していたり、U B Lテロ・ネットワークに関連するテロ組織のメンバーとして活動したりしているものと考えられることから、今後も「米国のイラク占領」等を「口実」にして、「国際的なジハード」と称するテロ活動を活発化させるものと思われる。

【(財)公共政策調査会 第一研究室長】

2003年6月号71頁右段に誤植がございました。下記のように訂正しお詫び致します。

「5)については」→「3)については」、「AGS」→「ASG」

コラム 企業の安全対策(III)

板橋 功

SARS問題とバイオテロ対策

イラク戦争と時を同じくして、中国、香港、台湾を中心に猛威をふるった「重症性呼吸器症候群(SARS)」も、取り敢えず沈静化した。厚生労働省のHPによれば、2003年7月11日現在で世界保健機関(WHO)には、世界各国から8,437件の可能性例、そのうちの813人の死亡が報告されたとのことである。幸いにして我が国においては、WHOに報告を要する可能性例は、1件も発生しなかった。しかしながらこれは、対策の結果というよりは、むしろ「幸運」であったと言っても過言ではないかもしれない。

筆者は、我が国における一連のSARS対応を初期の段階から非常に関心を持って見ていた。なぜなら、このSARS対応こそがまさに我が国におけるバイオテロ対応の最も基本であり、教訓となる多くの事項を提示してくれるものと考えたからである。我が国がバイオテロへの対応を迫られるとしたら、最も現実的で可能性の高い状況は、我が国においてバイオテロが発生した場合よりもむしろ海外で、例えば米国の主要都市などで発生した場合であると考えられる。

一連のSARS対応の中でも、とりわけ注視したのは、SARSに感染していた台湾人医師が観光のために来日し、帰国後にSARS患者と認定された事案で

ある。この台湾人医師は、5月5日に関西国際空港に到着し、13日に再び関西国際空港から台湾に帰国し、この間に大阪、京都、兵庫、徳島、香川の観光地等を訪れ、貸切バスの他、トロッコ列車やケーブルカー、遊覧船、フェリーなどの交通機関も利用していた。帰国3日後の16日にSARSの症状を示して入院していることが明らかとなり、翌17日に台湾衛生署がSARS患者と認定した。

厚生労働省及び関係自治体では、接触者の追跡調査を開始し、18日には厚生労働省が同医師の日本での詳細な行程表を公開した。そして、この事案に関する事実上の安全宣言を行った5月23日までの間に、同医師と接触した可能性のある人物の健康状態の確認作業は計2,749人に及んだ。もちろん、関係機関が行った対応には、追跡調査だけではなく、関連施設の検査や消毒などの処置も含まれる。たった1人の感染者の追跡調査だけで約3,000人に及ぶ接触者の調査が必要となるわけである。しかも今回の場合、団体旅行であったことから、行動日程の把握が比較的容易であり、また移動の多くが貸切バスによるものであったために接触者の数が比較的少なく済み、また消毒等の処置も容易であったものと考えられる。

ところで、米国では5月12日から5日間にわたって、シアトルでダートンボムが爆発し、シカゴではバイオテロが発生したという想定の下、TOPOFF2という訓練が実施された。もし仮に、シカゴの大型ショッピング・モールで空調等を通じて密かに生物剤が散布された場合、その生物剤の潜伏期間にもよるが、数日後に発熱、下痢等の同じような症状の患者多数が病院に殺到し、この時にはじめてテロ事件が発覚することになる。

このように前提で考えると、散布された時にこのショッピング・モールにいた人物は、事件発覚時に必ずしもシカゴにいたとは限らない。全米はもとより、世界各地に散らばっていることも考えられる。ゆえに、テロ事件が発覚した時点で、既に感染者が日本に入国している可能性が高い。すなわち、海外で発生したバイオテロ事件であっても、直ちに国内問題となる可能性が高いのである。

季節や曜日にもよるが、シカゴから成田・関空に到着する直行便だけでも毎日約5便あり、いずれも大型機であることから、搭乗率を70%と仮定しても、1日当たり約1,500人がシカゴから到着することになる。密かに生物剤が散布されてから、事件が発覚するまでの間に、シカゴから日本に入国した人物は数千、ある

いは1万人以上に及ぶ可能性もある。もちろん全てが感染者ではないが、どのように追跡調査を行うのか? さらにその中の感染者が接触した人物の調査等々、SARSの際の台湾人医師のケースを考えると、気の遠くなるような作業である。また、シカゴで感染した人物(1次感染者)が他の都市や国を經由して日本に入国するケースも考えられるし、2次感染者が入室してくる可能性もある。

さらには、事件が明らかになった直後確かに、一部では検知器が設置されているところもあるが、バイオテロへの対応を考える際には、このような状況での発覚を想定しておいた方がよいと考える。このような前提で考えると、散布された時にこのショッピング・モールにいた人物は、事件発覚時に必ずしもシカゴにいたとは限らない。全米はもとより、世界各地に散らばっていることも考えられる。ゆえに、テロ事件が発覚した時点で、既に感染者が日本に入国している可能性が高い。すなわち、海外で発生したバイオテロ事件であっても、直ちに国内問題となる可能性が高いのである。

その時には一刻の猶予もなく決断を迫られることになる。事前を検討し、準備をしておくことが不可欠である。確かに、平成13年12月に、厚生科学審議会感染症分科会感染症部会に「大規模感染症事前対応専門委員会」を設け、バイオテロ発生時の対応についての検討が行われてはいるが、今回のSARS対応の教訓を生かすためにも、改めて政府全体で検討しておく必要があると考える。

【(財)公共政策調査会 第一研究室長】

コラム 企業の安全対策

板橋 功

イラク戦争はテロとの戦いか？

11月17日に「自衛隊を派遣したら、東京の心臓部をテロ攻撃する」との情報が日本を駆けめぐった。アル・カイダ傘下のテロ組織と称する組織及びアル・カイダ幹部と称する者から、ロンドンで発行するサウジアラビア紙・週刊誌に相次いで電子メールで送りつけられたという。

情報の信憑性を審査しないまま、あいまいなテロ情報に右往左往する日本、まさに「テロに弱い日本」を露呈してしまっている。この声明を発売したとされる組織や人物すら明らかではなく、仮にこのような組織が実在したとしても、日本でテロを行う能力がどれほどあるのか、甚だ疑問である。

真偽の明らかではない情報に翻弄される日本の姿は、再び中東の衛星放送で伝えられ、テロリスト達が目にする事となる。このような日本の反応そのものが、テロリストにつけ込まれる要因となることを忘れてはならない。

確かに、10月18日にアル・ジャジーラが放送したU・B・Lの声明とされる音声テープには、英国、スペイン、オーストラリア、ポーランド、イタリアと並んで日本の名前を挙げて警告を行っている部分があり、また11月12日にはイラク南部ナシリアのイタリア軍警察現地本部が自爆攻撃を受け、16日にはトルコ・イスタ

ンブールの2つのユダヤ教会が自動車爆弾で同時に爆破されるなどの事件が相次いで発生している。

イラクへの自衛隊の年内派遣へ向けての検討を行っていた、まさにその時に絶妙なタイミングで入ってきたこのような情報に翻弄されるのも無理もないが、このような時期だからこそ情報に対する精度がより一層重要であると考ええる。

ところで、英国下院外交委員会は7月31日に、「対テロ戦争の外交的側面(The Foreign Policy Aspects of the War Against Terrorism)」という報告書を発表した。この中で、「イラク戦争はテロとの戦いの阻害要因になっている可能性がある」との指摘を行っている。「イラク戦争はテロとの戦いでは？」と疑問を持つ方も多いと思う。確かに、米政府も日本政府も「テロとの戦い」の一環であるとの大義を示しているし、最近、イラク戦争に関係して、「アル・カイダ」及び、「テロ」という言葉が頻繁に使われている。武装勢力による攻撃が発生すると、何でも「またアルカイダによるテロが……」と言っている感がある。

ここで、ちょっと考えておかなければならないのは、「テロ」とは何なのか？ということである。米軍に対するフセイ

ン残党勢力の攻撃も「テロ」と呼ぶのであろうか？「ブラック・ホーク」が攻撃されても「テロ」なのであろうか？かつては、このような状況を「ゲリラ戦」と呼び、戦闘行為として位置づけていたような気がするが、私の勘違いだろうか？確かに、日本やヨーロッパなどの米軍基地が攻撃された場合には、「テロ」と呼ぶことが妥当であると思うが、イラクは未だに戦争状態にある国であり、米国はその一方の当事国である。

米国は、イラク戦争もいわゆる「テロとの戦い」であるので、軍隊が攻撃された場合でも「テロ」と呼ばなければならないのであろうか、そもそも、これ自体に無理があったのではないだろうか？

また、同様にイラク戦争に関連して「アル・カイダ」という言葉が頻繁に使われているが、いったいだれをいよめる「アル・カイダ」と呼ぶのであろうか？

これらの言葉を曖昧にしているのは、他ならぬ米政府ではないだろうか。イラク戦争は、「テロとの戦い」の一環であるとの大義ゆえに、イラクで起こる攻撃、誰が行ってもテロでなくてはならないし、できれば「アル・カイダによるテロ」としたいのではないだろうか。そして、国民にあたかもこの戦争が9.11事件に関係する「テロとの戦い」の一環であるとの印象を抱かせたいと考えているのではないだろうか。

フセイ政権崩壊後は、イラク領内にアル・カイダのメンバーやテロリスト達

が流入し、結果的にテロの主戦場と化している側面は否定できないが、それはイラク戦争が始まってからのことであることは明確にしておかなければならない。

これまでも本コラムで指摘してきたとおり、米国がイラク攻撃の大義としてきた、イラク・フセイ政権とU・B・L、アル・カイダとの関係については、少なくとも米国のイラク攻撃前までは組織的な関係はなかったものと筆者は考えている。現に、フセイ政権が崩壊してから半年以上が経過した現時点においても、米政府は大量破壊兵器の問題と同様に、未だにこれらの関係の具体的な証拠を明確に示していない。

テロの主戦場がイラクにシフトしたことにより、一時的には米国本土に対するテロ攻撃の危険性が若干下がったのかも知れないが、イラク戦争がテロとの戦いを曖昧なものにし、ますますテロリストとの戦線を拡大させ、国際的なテロ対策の協調・協力を困難な状況に追い込んでいくように思えるのは私だけであらうか？

しかしながら、イラク戦争をテロ対策の側面だけで評価することはできないことも確かである。もし、米国がイラクを攻撃しなかった場合には、フセイ政権やイラン、北朝鮮などの、いわゆる悪の枢軸国がますますつけ上がった可能性もある。国際的な安全保障上の脅威が高まった可能性も否定できないからである。

【(財)公共政策調査会 第一研究室長】

コラム 企業の安全対策

板橋 功

懸念されるイラクのアフガニスタン化

米国では、今年に入りイラク戦争に係るブッシュ政権の内幕を暴露したとされる3冊の書籍が相次いで出版された。

1月にはウォール・ストリート・ジャーナルの元記者のロン・サスキンド(Ron Suskind)氏が、ブッシュ政権の前財務長官ポール・オニール氏の証言や彼が入手した資料を中心にまとめた「The Price of Loyalty (忠誠の代償)」が出版された。また、3月にはブッシュ政権の元テロ対策担当大統領特別補佐官リチャード・クラーク(Richard A. Clarke)氏の著書「Against All Enemies (すべての敵に向かって)」が出版された。さらに、4月にはワシントン・ポスト記者で、「Bush at War (ブッシュの戦争)」の著者であるボブ・ウッドワード(Bob Woodward)氏の著書「Plan of Attack (攻撃計画)」が出版された。このら3つの著書に共通しているのは、「ブッシュ政権は、(9.11よりはるかに前の)政権発足直後からイラク戦争を計画していた」という点を指摘していることである。

もしこれらの書籍の記述が事実であるとするならば、9.11後のいわゆる「テロとの戦い」の以前から、イラク戦争ありきであったことになり、この点からも「テロとの戦い」の一環としてのイラク

戦争には疑義が生じることになる。

米国のイラク戦争の大義は、主として、(1) (9.11事件を起こした)アル・カイダとフセイ政権との関係、(2)大量破壊兵器の拡散防止の2点であるが、何れも未だに明らかになっていない。そもそも、この2つの大義ですらかなり無理があることは明らかであった(本コラムの2003.3号参照)。

それどころか、大量破壊兵器のテロリストへの拡散防止のための先制攻撃という論理には、米政府がこれまで取ってきた対テロ政策から考えると、大きな矛盾があることが分かる。ブッシュ政権は、「大量破壊兵器の拡散」→「大量破壊兵器がテロリストの手に渡り、再び9.11と同様に米本土を攻撃する可能性がある」→「ゆえに、これを防ぐためにテロ対策の一環としてイラクを先制攻撃する」というロジックによって、イラクの大量破壊兵器とテロを結びつけることにより、国内外に9.11事件を連想させ、イラクの脅威と攻撃の正当性を示そうとしたものと思われる。

しかしながら、米国では1995年の東京地下鉄サリン事件当時から「アル・カイダ」は、すでに大量破壊兵器を入手している可能性が高く、次に大量破壊兵器を用いたテロの攻撃を受けるのは米国であ

る」と言われており、1995年6月には当時のクリントン大統領が大統領決定指令第39号「テロ対策に関する米国の政策」を発売し、また同年9月には「1996年大量破壊兵器防衛法」を成立させるなどして、急速に大量破壊兵器に対するテロ対策を強化した。すなわち、クリントン政権下ではあったが、米政府は1995年の時点ですでにアル・カイダが大量破壊兵器を入手している可能性が高いとの認識の下に対策を行っていたわけである。

ゆえに、現在、米国が脅威にさらされているテロ攻撃に使われるかもしれない大量破壊兵器は、旧ソ連から流失したものであると考える方が自然であり、イラクが開発してテロリストの手に渡るであらうものではないであらう。よって、この点からも「大量破壊兵器のテロリストへの拡散防止」というイラク攻撃の大義に疑義が生じるものと考ええる。

まさにこの戦争が、アル・カイダに口実を与え、逆にテロの危険性を増大させてしまった戦争であったことは明らかであらう。イラク戦争は、「テロとの戦い」ではなく、「テロを招いた戦争」としか言いようがないのが現状である。

著者は、イラク戦争開戦以前から、本コラム等において、この危険性をしばしば指摘し、米国は「テロとの戦い」、すなわちアル・カイダとの戦いに懸念すべきであると主張していただけに、このような状況に至ったことが残念でならない

が、これが現在の現実である。

最近、イラク戦争のベトナム戦争化を懸念する声があるが、最も懸念されるのは、イラクのベトナム化よりもむしろ、イラクのアフガニスタン化である。1989年の旧ソ連軍の撤退による戦争終結以降、アフガニスタンはテロリスト・ヘブンを化し、アル・カイダの訓練キャンプが設けられ、多くのテロリストを世界中に排出する拠点と化した。この中核を担ったのが、世界中から集まり、旧ソ連軍との戦いに勝利したイスラム諸国の若者達、いわゆる外国人であるイスラム義勇兵(ムジャヒディン)であった。

特に大規模戦闘の終結後は、イラクにもアル・カイダをはじめとした多くの外国人テロリストや武装勢力が集まっているとされている。

特にアル・カイダは、イラクをポスト・アフガニスタンとして次の活動拠点とすべく、幹部ザルカウィを中心にイラクを混乱させるためのテロ活動を展開していると思われる。そして、最近ではその戦線は、ヨルダンやサウジアラビアなどの周辺の中東諸国にまで拡大する様相を呈している。

イラクがアフガニスタンのようにテロリストの拠点となり、イラクから世界中にテロリストが排出される事態だけは何としても防がなければならない。そのためには、早期にイラクを復興させ、安定化させることが不可欠である。

【(財)公共政策調査会 第一研究室長】

コラム 企業の安全対策(6)

板橋 功

イラクは9.11事件に関係したのか？

ブッシュ大統領が、9.11事件直後から、「事件とフセインの関わり」を探そう指示していたことは、いくつかの証言から明らかになっている。また、ブッシュ政権は発足当初からイラク攻撃を検討していたことも明らかになっている。

2003年9月6日付のワシントン・ポスト紙は、「米国民の69%が、世界貿易センターとペンタゴンに対する攻撃(9.11事件)にフセイン元大統領が関与していたと信じている」との同社が行った世論調査の結果を発表した。9.11事件から約2年、フセイン政権が崩壊してから約半年後のこの時点でも、実に米国民の約7割が、9.11事件にイラク、とりわけフセイン政権が関与していると考えていたわけである。

この結果について、チェイニー副大統領は、翌日の9月7日のNBCテレビで「人々がそれら結びつけて考えるのは驚くべきことではない」と、この結果を肯定する。すなわちイラクの関与を示唆する発言を行った。また、同副大統領はこの後の9月14日のNBCテレビでも「イラクは米国民に対するテロ、とりわけ同時多発テロの拠点だった」と指摘して、9.11事件へのイラクの関与を示唆

する発言を行っている。

これらを受けて、9月16日にはライス大統領補佐官が、ABCテレビで「9.11事件にフセインが関与したとは一言も言ったことはない」と主張、また同日にラムズフェルド国防長官は会見で「9.11事件にイラクが関与したと信じるに足る情報はない」とし、さらに、17日にはブッシュ大統領も会見で「サダム・フセインが9.11事件に関与したという証拠は何もない」と、相次いで9.11事件とイラク・フセイン政権との関係を否定する発言を行っている。

実は、ラムズフェルド国防長官も9.11事件直後の9月18日の記者会見では、「一つもしくはそれ以上の国が米国民への攻撃を支援した可能性がある」とし、タリバン政権だけでなく、イラクなどが関与した可能性があることを示唆し、その証拠については、「司法省やFBIに委ねたい」との発言を行った経緯がある。

ちなみに、9.11事件直後のCNNとTIMEによる調査によれば、78%の米国民が(9.11の)テロ攻撃にフセインが関与、あるいは関与しているかと答えている。なお、UBLについては、同調査で92%が関係がありそうだと答えて

いる。ごく一部を除けば、確かにこれまでにブッシュ政権の幹部の多くは、「イラク・フセイン政権が9.11事件に関与していた」とは言っていない。しかしながら、米国民の多くが「フセインが9.11事件に関与していた」との印象を持っていることは、これらの調査結果から明らかであり、イラク戦争を対テロ戦争として容認する方向に作用したことは否定できないものと思われる。

政権幹部が否定しているにもかかわらず、何故多くの米国民が「フセインが関与した」との認識を持っているのであろうか？ ブッシュ政権の幹部達が、「アル・カイダとイラクとの関わり」を強調したことにより、多くの国民があたかも「フセインが関与した」との錯覚をしたのであろうか？ 9.11事件以降、我々が想像する以上に米国民がテロに対する恐怖心を抱いていることは確かであると思うが、それとこれとは別の問題であろう。

ただ、最近のロサンゼルス・タイムズ紙の世論調査の結果(6月11日発表)では、米国民の53%が「イラクへの軍事行動には価値がない」と答えており、米国民の認識が変化しつつある傾向も見られるところである。

9.11事件を調査している米国独立調査委員会では、6月16日、17日に最終公聴会(第12回目の公聴会)が行われ、こ

の中で報告されたスタッフ声明(Staff Statement)において、「(9.11事件に)イラクが関与したとする信頼できる証拠はない」と発表した。また、イラクとアル・カイダとの関係についても否定的な見方を示している。これはあくまでも、スタッフ声明として出されたものであるが、7月中旬に発表される予定(本稿が掲載された頃にはすでに発表されていると思われる)の同調査委員会の最終報告書でも同様の記述がなされるものと見られている。

このスタッフ声明を受けて、17日にブッシュ大統領は、「9.11事件とフセインとの関係」については、「一度も言っていない」と改めて否定する一方、「イラクとアル・カイダとの関係」については、改めて強調した。

イラク戦争の開始から1年3か月以上が経過し、6月28日にはイラク暫定政権に主権が委譲されたが、9.11事件とイラクの関係はもとより、ブッシュ大統領が改めて主張した、イラク・フセイン政権とアル・カイダの関わりを示す明確な証拠は未だに示されていない。そして、英国国際戦略研究所が5月に発表した年次報告「戦略概況(Strategic Survey)」でも指摘しているように、イラク戦争がアル・カイダにテロの口実や動機付けを与え、テロの危険性をより高めてしまっている現実を直視するべきである。

【(財)公共政策調査会 第一研究室長】

コラム 企業の安全対策(6)

板橋 功

相次ぐアル・カイダ幹部の声明

「アルカイダ幹部が日米攻撃呼びかけザワヒリ氏」、「日米英への攻撃呼び掛けアルカイダのザワヒリ副官」、「ザワヒリ副官とほぼ断定「日本攻撃」声明でCIA」、これらはいずれも10月1日にアル・ジャジーラがアル・カイダの幹部でUBLに次ぐNo.2の地位にあるとされるアイマン・ザワヒリの声明を流したときに、共同通信社の速報で配信されてきたタイトルである。

これらのタイトルと記事を見て、日本はいつの間にか米国と並ぶアル・カイダの攻撃対象になったのか？ と驚いた。

急ぎ、アル・ジャジーラの英語サイトで調べたところ、この声明の中でザワヒリは、「抵抗を開始せよ。米国、英国、オーストラリア、フランス、ポーランド、ノルウェー、韓国、そして日本があらゆる場所に有する権益に及ぶ。これらの国々は、アフガニスタン、イラク、チェチエンの侵略に参加したか、イスラエルの存続を可能にしている」とし、米国、英国他計8カ国を列挙して攻撃を呼び掛けているもので、この中の一國に「日本」があげられているわけである(順番は最後)。

「日米」あるいは「日米英」における「日本」と8カ国の中の一つの「日本」では、大きく意味が異なるであろう。

昨年の10月18日には、同ヒアル・ジャジーラでUBLの声明が流された。この声明の中でUBLは、「我々は、この抑圧的な戦争に参加する全ての国々、特に英国、スペイン、オーストラリア、ポーランド、日本、イタリアに対し、適当な時期と場所において報復する権利を有する」としている。

このメッセージは、アル・ジャジーラの放送を通じて、世界中のイスラム・テロリスト達が耳にしたであろうし、アル・ジャジーラのアラビア語や英語のホームページにも掲載されている。

ゆえに、UBLが「日本」に言及した、すなわちUBLが「日本をターゲットの一つとして考えてよい」と考えているということは、世界中のイスラムテロリスト達が認識していると考えなければならない。

アル・カイダやアル・カイダに関連するテロリスト達はもとより、さらに怖いのはUBLやアル・カイダにシンパシーを感じるテロリスト崩れ、あるいは予備軍達が、それぞれのエリアやテリトリー(国や地域)において日本権益をターゲットにする可能性があるということである。

すなわち、昨年の10月18日以来、在外日本権益は、いつ狙われてもおかし

ない状況に置かれているわけであり、今回のザワヒリの声明によって、この状況が大きく変化したわけではないであろう。

ちなみに、5月にはUBLによるものとみられる音声テープがイスラム系のウェブサイトに掲載され、イラクの占領や復興に協力する国連の関係者や安全保障理事国、あるいはこれらに協力する国の国民を殺害した者に報復(金)を与える旨の声明がなされており、この中でも、「日本やイタリアのような、国連安保理の奴隷になりイラクにいる国の国民を殺害するには、500グラムの金を与える」と「日本」に言及した部分がある。

ところで、昨年11月のトルコ・イスタンブールでの爆弾テロ事件の後や昨年3月のスペイン列車同時爆破テロ事件の後に、アル・カイダ系のテロ組織と称する、「アブ・ハフス・アルマスリ旅団」なる組織が、やはり「日本」などを名指しし、同様のテロ事件を起こすとのe-mailでの声明を何度か出しているが、筆者はこの組織については、かなり懐疑的に見ている。

恐らくは、実態のない組織である可能性が高いと考えている。トルコの事件後の声明から、約1年が経過しているが、彼らの犯行によると思われるテロ事件は未だ発生していないし、この組織のメンバーとされる人物が誰一人として拘束されていない。世界的に展開する能力がある組織のメンバーが、どの国の治安機関にも誰一人拘束されていないというの

も、実に不思議な話である。

しかしながら、日本のメディアでの、「日本でもアル・カイダのテロが起こる」とする記事や報道には、必ずと言っていいほどこのアブ・ハフス・アルマスリ旅団なる組織の声明とされるものがその根拠として引用されている場合が多い。このような日本に関係する重要な声明にも関わらず、多くの場合、外圍通信社からの配信や外国報道機関の報道からのキャリーとして報道されている場合が多いように感じる。

今後も、アル・カイダ幹部やアル・カイダ系を名乗る組織から「日本」に言及した声明が出されることと思われるが、翻弄されることなく、声明の全文の分析や発出した人物・組織の精査を行うことにより、情報の真偽を見極める必要があると考える。

(注1) "Let us start resisting now. The interests of America, Britain, Australia, France, Poland, Norway, South Korea and Japan are spread everywhere. They all took part in the invasion of Afghanistan, Iraq or Chechnya or enabled Israel to survive." (http://www.aljazeera.comより)

(注2) "We reserve the right to retaliate at the appropriate time and place against all countries involved, especially the UK, Spain, Australia, Poland, Japan and Italy, not to exclude those Muslim states that took part, especially the Gulf states, and in particular Kuwait, which has become a launch pad for the crusading forces." (http://english.aljazeera.comより)

【(財)公共政策調査会 第一研究室長】

コラム 企業の安全対策(7)

板橋 功

イラクの邦人誘拐被害事件で思うこと

純粋無垢な青年の命が、テロリストの卑劣な行為によって奪われた。隠れて哀悼の意を表したい。この事件を通じて、いくつか気づいた点があるので、整理しておきたいと思う。

まず第一に、無辜の民間人を人質にとり、人の自由を奪い、政府に要求を突きつける行為は、明らかにテロ行為であり、いかなる理由があろうとも、いかなる者が行おうとも、許して許すことのできない行為である。ましてや、その人質を殺害する行為は卑劣極まりない行為であり、強く非難しなければならない。それは、イラクがいかなる情勢であろうとも同様である。一連の評論家の論調を見ると、これら凶悪なテロリストに対する非難の声は余り聞かれず、米軍の行動や米国のイラク政策、それを支持する日本政府の対応が問題であるとの論調が支配的であったように思う。米国のイラク攻撃については、それはそれで問題があると私自身も思うが、今回のテロ行為を米軍の攻撃問題と絡めて考えることは、それこそ彼らと一緒である。

後述するが、彼らはテロを正当化するために米国のイラク攻撃を口実にし、米軍のイラクからの撤退を要求しているように見えるが、筆者は彼らの目的は異なるものと考えている。

二点目は、小泉首相は「テロリストの要求に屈しない」、「テロを許すことはで

きない」、「救出に全力を尽くすよう指示した」の3点を挙げ、その姿勢をいち早く表明したが、このことに対して一部の評論家等から「性急過ぎたのではなかいか」、「(政府は) 賭にでた」との指摘があったが、筆者は今回の小泉首相の発言を高く評価したいと考えている。

このようなテロ事件に際しての総理の発言は、我が国の基本的な大綱・方針、すなわちポリシーを示すものであり、ノーコンセッションポリシーを掲げる我が国のリーダーとしては、いかなるテロリストのテロ行為に対しても、これ以上、これ以下の発言はないであろう。このような方針を早期に明確に示したことは、むしろ評価するべきであると考えられる。もし、総理があいまいな発言をしたり、明確な姿勢を示さなかったならば、混乱を招いただけであろう。

また、ある評論家は、「仮に日本政府がここ数日の米軍の空爆を止めることができれば、人質の価値が高くとみなされ、交渉の余地が生まれたかも知れない」とコメントしているが、もし日本政府がそのような対応をとり、日本人の人質としての価値が高まれば、世界中の日本人がテロリストのターゲットになりかねないことを指摘しておかなければならない。

三点目は、犯人側が「日本政府が身代金の支払いを提示してきた」旨をウェブ・サイト上での犯行声明の中で触れて

いる件についてである。これはあり得ない事であろう。なぜなら、先にも指摘したように、もし日本政府が民間人の誘拐事件に際して身代金を支払うことになれば、日本人は世界中でテロ組織や犯罪組織のターゲットとなり、在外の日本人は常に誘拐の恐怖にさらされることになる。支払われた身代金が再びテロのための資金となり、多くの人命が失われることになり、まさにテロリストを支援する結果をもたらしかねないからである。ちなみに、政府関係者が誘拐された場合には、ノーコンセッションポリシーにより、身代金は支払わないことになっている。

四点目は、事件後に情報収集体制の強化、とりわけ情報機関を持つべきだとの発言が相次いでいるが、筆者もこの件については基本的には賛成である。しかしながら、このことに関連し、一つ問題を提起しておきたい。11月2日付の朝日新聞朝刊に、「日本政府が第三国政府を通じ、拉致した犯行グループとの間で解放交渉を進めていたことが複数の政府関係者の話で明らかになった」、「政府関係者によると第三国の情報機関がイラク国内の誘拐グループとの接触に成功し、……」、「この機関は、さらに「誘拐グループとはコンタクトがとれる」と説明。」との記事が掲載された。この記事の真偽は明らかではないが、もしこのような情報が政府関係者からもたらされたとするれば、これこそが大きな問題である。

インテリジェンス活動における情報交換や協力は、何よりも信頼関係が基本である。インテリジェンス情報を扱えない

ような、あるいは活動の内容や情報が漏れるような国に、どこの国が協力するであろうか？ そのような国に協力することは、自らの情報員も危険にさらすことになるわけである。

第一線へ対応している我が国の担当者達は、自らの命をも危険に晒し、また当該国情報機関との信頼関係に基づいて情報収集活動や協力要請を行っているであろうことから、関係者の発言一つで、彼らの生命を脅かすことにつながるし、信頼関係を損ないかねない。信頼関係を損ねたら、その機関は二度と我が国には協力しないであろう。

今後、情報機関に関する議論が活発化することを期待したいが、まずエンド・ユーザーたる政治家がインテリジェンス活動の特性を理解し、保秘を含めたインテリジェンス情報の取り扱い方は当然のこと、これら機関を使いこなせるだけの自覚と能力を備えることが先決であろうと考える。

最後に、たびたびこのコラムでも指摘してきたが、筆者は彼らの目的はイラクからの米軍撤退ということにとどまらず、混乱に乗じてイラク国内に彼らの支配地域をつくり、アフガニスタンに変わる彼らの拠点、すなわちテロリスト・ヘブンを設けることであると考えている。アフガニスタンの時と同様にイラクの一部地域でテロリストが養成され、再び世界に散らばるような事態だけは、絶対に避けなければならない。そのためには、一刻も早くイラクを安定化させなければならない。

【財公共政策調査会 第一研究室長】

コラム 企業の安全対策(8)

板橋 功

WTC跡地で思ったこと

年末から年始にかけてニューヨークに行ってきた。特に目的があったわけではないが、強いて言えば、9.11事件から4年が経過した年末年始のNYの姿を観察したかったからである。

恒例のタイムズ・スクエアでのカウント・ダウンのイベントを控え、マンハッタンを中心街はまさに人の波、歩くのも一苦労であった。グランド・セントラル駅をはじめとした主要駅や主要な施設の周辺では防毒マスクの入った大きな丸い袋を下げた警察官や州兵が警戒を行っていたものの、かつてのような緊張感や余り感じられなかった。

何事もなく無事に年が明け、今年、私が最初におこなった事は、ワールド・トレード・センター跡地(著者は、あえて「Ground Zero」という表現は使わないことにした)の訪問である。WTC跡地には、これまでも何度か足を運んでいるが、1月1日に行ったのは、9.11直後の2002年1月1日以来2度目のことである。

当時は、ずいぶん手前の地下鉄の駅で降りて、跡地まで歩いて行った記憶がある。しかし、今回は地下鉄のワールド・トレードセンター駅の出口から地上に出た途端に、青空と共に目の前にWTC跡地が突然現れた。予期しない出来事に、

一瞬呆然となり、我に返った途端に全身から血の気が引き、鳥肌が立ち、鼻先がツツとなり、目頭が熱くなった。これ程の重圧を肌で感じたのは、9.11のまさにその日以来である。

今では、跡地の真ん中に、ハドソン川を越えてニュージャージーへ向かう鉄道(PATH: Port Authority Trans-Hudson)の駅が出来ており、フェンスで囲まれてはいるものの、その周囲を1周することができるようになっていた。

はじめてその回りを約2時間近くかけて1周した。その時に見た三つのエピソードを紹介したい。

一つは、周囲のフェンスには9.11事件やWTCにまつわるパネルが貼られていたが、その中の1枚のパネルが目をつけた。そのパネルには、「February 26, 1993」とのタイトルが付けられていたからである。9.11事件の原点、というよりアル・カイダによる米軍攻撃の原点と云うべき事件である、1993年2月26日に起こったWTC地下駐車場で爆弾テロ事件に関するものであったからである。とすれば、9.11事件の陰に隠れ、忘れられがちなこの事件をリマインドすることは非常に重要であると筆者はこれまでも考えてきたからである。

二つ目は、修復された直近の消防署で

は、一組の家族が消防隊員達にいろいろと尋ねており、おそらくは4年前にはまだ物心が付いたばかりの幼児であったであろう二人の小さな子供達に聞かせていたことである。こうして事件が風化されないうちに親子、次の世代へと受け継がれていく、その原点を見たような気がした。

三つ目は、WTC跡地の周囲の道からちょっと離れた、ワールド・フィナンシャルセンターの裏手の船着き場に行く途中に、ひっそりとニューヨーク市警の殉職者慰霊碑が建てられていたことである。何故その場所に建てられたかは分からないが、その謙虚さにとっても好感を持った。

今、世界では20万人近い被害者を出したとも言われている津波に関心が行っているが、1月1日にWTC跡地に立ち、無辜の犠牲者達のその思いを感じ、テロ問題を研究する者の一人として、このようなテロを再び起こさないために何ができるのか、思いを新たにしたい次第である。

ところで、米軍滞在中に大変驚いたことがあった。それは、1月3日に突然CNNの画面にブッシュ元大統領、クリントン前大統領、ジョージ・W・ブッシュ現大統領の3代の大統領がそろって会見を行う姿が映し出された時である。

米國でもインド洋での津波への対応の遅さが批判されていたが、党派を超えた3代の大統領が並び、3億5,000万ドルの支援及びブッシュ、クリントンの両元大統領が中心に募金活動を行うことを

表明し、国民に呼びかけたシーンは、一種の感動を覚えた。

また米國では、連邦政府や市などの公の施設はもとより、駅やホテルに掲げられた星条旗は全て半旗となっていた。当のアジアの一角である日本では、このような対応がとられてはいなかった。誠に残念である。もちろん、米國のこのような対応には戦略的な意図を感じるが、学ぶべき点も多いと感じた。

ところが日本に帰国後、ブッシュ大統領が、1月10日に行なったスピーチの中で、TSUNAMI被害を視察したパウエル国防務長官が、「バンドアチェは、まるでHIROSHIMAのようだった」と報告を受けたと語ったとのニュースを見た(注)。国防務長官が大統領に報告する際に、惨状を表す比喩としてどのような表現を使おうともそれは政権内部のことであるから構わないが、それを米國大統領が公の場で言うことは、大きく意味が異なる。

TSUNAMIは自然災害であるが、広島は9.11事件と同様に人為的に作り出された惨状である。しかも当の米國によって。私は、この大統領の発言には強い嫌悪感を感じざるを得ない。

(注) Bush said the biggest demand is in the Banda Aceh region, which Powell visited during his tour of Indonesia, Thailand and Sri Lanka. "I think Colin referred to Banda Aceh as something the equivalent of Hiroshima," Bush said. (ABCニュース: <http://abcnews.go.com>)

【(財)公共政策調査会第一研究室長】

コラム 企業の安全対策(68)

板橋 功

外国テロ組織等の指定について

政府の国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部は、2004年12月10日に「テロの未然防止に関する行動計画」を発表した。この中には、注目される施策がいくつかある。一つは、既に米国では「US-VISITプログラム」として実施されているが、日本でも外国人が日本に入国する際に指紋採取及び写真撮影を行う、いわゆる「JAPAN-VISITプログラム」を実施することである。テロリストや、外国人犯罪者を入国させないための施策として、非常に有効であり、テロ対策上も極めて重要な施策である。二つ目は、乗員・乗客名簿の事前提出の義務化である。これにより要注意人物リストと照合することが可能となり、テロリスト等の入国を阻止するために非常に重要な施策である。三つ目は、スカイ・マーシャルの導入である。相変わらず航空機がテロ攻撃に使われる可能性があり、ハイジャックを未然に防止することは重要である。

また、ホテル等の旅館業者による外国人宿泊客の本人確認の強化が盛り込まれているのは、欧州諸国の中には宿泊業者に国籍等の確認義務や警察等への申告義務を課している国もあり、この施策は我が国に潜伏したテロリスト等を追跡する等の際には非常に有効であることから、さらなる強化が必要であると考える。

今回の行動計画に盛り込まれている施策ではないが、我が国においてもバイオ・メトリックス情報（生体情報）の

導入したICチップ付きの旅券の導入がすでに固まっている。我が国の旅券はしばしば偽造され、密入国や犯罪に使われることも多い。また、テロリストが日本の偽造旅券を利用することも考えられるところから、偽造が極めて難しいICチップ付旅券の導入は、テロ対策・組織犯罪対策上も必要不可欠である。

この「テロの未然防止に関する行動計画」には、「今後検討を継続すべきテロの未然防止対策」として、①テロの未然防止対策に係る基本方針等に関する法制、②テロリスト及びテロ団体の指定制度、③テロリスト等の資産凍結の強化の3点が盛り込まれているが、筆者はいずれも早期の立法化が望ましいと考えている。特に、①については、「テロの未然防止対策」に限らず、我が国のテロ対策全般について、我が国のテロリズムに対する基本的な姿勢を明確に示すとともに、テロ対策の重要性に対する国民の認識や理解を深めるため、関係機関や国民の責務を規定した、いわゆる「テロ対策基本法」の制定が必要であると考える。

さらに、②テロリスト及びテロ団体の指定制度についても、米国、英国等では、9.11事件以前からすでに実施されており、テロ対策として非常に重要な施策であることから、我が国においてもこの立法措置が強く望まれるところである。

本コラムでも、何度か取り上げてきたが、米国においては1996年4月に「反テ

ロ及び効果的死刑法 (ANTITERRORISM AND EFFECTIVE DEATH PENALTY ACT 1996)」を制定し、これに基づいて「外国テロ組織 (Foreign Terrorist Organizations: FTO)」の指定を行っている。同法により外国テロ組織に指定された場合には、これらの組織に対して資金、隠れ家等の物的な支援やresourceを提供した者は、刑事犯罪として罰せられる。また、これらの組織の代表者やメンバーは、米国へのビザの取得は拒否され、退去の対象となる。さらに、金融機関は、これらの組織や組織の代理人の口座の報告及び凍結が義務づけられている。このように、テロ組織等に対して様々な規制を課することができる制度となっている。

この法律に基づく最初の指定は、1997年10月に行われ、当時、世界30のテロ組織が指定された（本コラム1997年12月号、2002年2月号参照）。その後、2年毎の見直し及び随時追加指定が行われており、現在では40（2004.12.29現在）の外国テロ組織が指定されている。

また英国においては、2000年7月、国内外のテロ活動に関与するグループの活動を禁止し、そのメンバーや支援者に対する取り締まり権限を強化するために「2000年テロリズム法」(Terrorism Act 2000)を制定し、2001年2月19日に施行した。同法に基づく最初の指定は2001年2月28日に行われ、21の外国テロ組織を指定した。この規制組織 (Proscribed Organization) に指定された場合には、その組織のメンバーになること、これらの組織に財政的支援を行うこと、組織の紋章を表示すること、及び組織のメン

バーが参加している3人以上による会合に出席することなども違法になる。現在では、アル・カイダを含む25の組織が指定されている^(注1)。

我が国においても、これまでに我が国民や権益が被害にあった外国テロ組織、例えばエジプトのイスラム集団 (IG) や中央アジア一帯で活動するウズベキスタン・イスラム運動 (IMU)、コロンビアのコロンビア革命武装軍 (FARC) や民族解放軍 (ELN)、ペルーのトゥバク・アマル革命運動 (MRTA)、フィリピンの新人民軍 (NPA)、スリランカのタミール・イーラム解放の虎 (LTTE) 等の組織、あるいはグローバルに展開し、世界的に脅威となっているアル・カイダやジュマ・イスラミア (JI) 等の組織を指定し、同様の規制を行う必要があると考える。ただし、テロリストをこのような組織単位で捉えることができないケースも出てきており、その実態の把握も困難になりつつあり、このような点について、工夫が必要になっていることも留意する必要がある。

いずれにしても、「テロ対策基本法」と「外国テロ組織の指定」は、テロリズムに対する我が国の姿勢を内外に示すために、必要不可欠であると筆者は考える。

(注1) 米国の外国テロ組織の詳細については、下記を参照。
<http://www.state.gov/s/ct/rls/fs/2004/37191.htm>

(注2) 英国の規制組織の詳細については、下記を参照。
<http://www.homeoffice.gov.uk/terrorism/threat/groups/index.html>

【(財)公共政策調査会 第一研究室長】

コラム 企業の安全対策(69)

板橋 功

TOPOFF (大量破壊兵器テロ対応訓練)

米国国土安全保障省は、生物・化学兵器を使用した大規模なテロ攻撃を想定した訓練を4月4日から8日までの日程で開催した。このような大量破壊兵器テロへの対応を想定した訓練は、2000年5月のTOPOFF (Top Officialsの略)、2003年5月のTOPOFF 2に続き、3回目となる。

そもそも大量破壊兵器を使用したテロに備えるこの訓練は、9.11事件の前からはじまったものである。1998年に米国議会は、1995年の東京地下鉄サリン事件を契機として、このようなWMD攻撃を含む複合的なテロ攻撃に対応できるように米国政府高官に訓練を受けさせるべきであるという結論を出した。

そして議会は、現実的なWMD攻撃に対する危機管理、結果管理を指揮する立場にある連邦、州、地方の高官を参加させたロール・プレイング訓練のシリーズの実施を国務省と司法省に負託した。この結果がTOPOFF演習であり、WMDテロに対してより有効でグローバルな対応及びコーディネートができるよう設計された、国内外における国家的レベルでの訓練シリーズが作成された。

最初のTOPOFFは、2000年5月に司法長官、保健福祉長官、FBI長官、FEMA長官、2つの州の知事をはじめ、

約1,000人の連邦、州、地方の関係者が参加して実施された。この時のシナリオは、コロラド州デンバーで化学物質による攻撃が、同時にニューハンプシャー州ポーツマスで生物剤による攻撃が行われたというものであった。

第2回目となるTOPOFF 2は、創設されたばかりの国土安全保障省 (Department of Homeland Security; DHS) がはじめて主催し、2003年5月12日から16日の5日間にわたって実施され、25の連邦機関をはじめ、州、地方の機関、赤十字や病院等の民間機関及びカナダ政府の関係機関などが参加した。TOPOFF 2では、ワシントン州シアトルでダーティ・ボム (放射性物質を含んだ爆弾) が爆発し、同時にイリノイ州シカゴでバイオテロが発生したとの想定で実施された。

そして、TOPOFF演習シリーズの3回目となる今回のTOPOFF 3は、米国国土安全保障省 (連邦一州政府間調整・準備室: Office of State and Local Government Coordination and Preparedness; OSLGCP) が主催し、約275の連邦、州、地方等の機関及び約150の民間団体、非政府組織などから計約1万人が参加、これまでに最大規模の訓練となった。また、この訓練には英国、カナダ政

府も参加し、日本やメキシコ、シンガポール、フランス、オーストラリアなど13カ国がオブザーバーを派遣した。

今回の訓練のシナリオは、テロリストがニューヨークとボストンでのテロを計画、これを事前に察知したところから始まる。このため、テロリストは当初の予定を早め、また目標をニュージャージー州及びコネチカット州に変更。ニュージャージー州では車両を使って生物剤を散布し、重症患者が地元病院に殺到、一方ボストンで予定していた化学兵器攻撃をコネチカット州ニューロンドンで実行するというものである。

今回の訓練の特徴の一つは、英国とカナダ両政府や関係機関が直接参加している点が挙げられる。英国においては「Atlantic Blue」、カナダにおいては「Triple Play」とそれぞれ名付けられた訓練がTOPOFF 3に連動する形で行われている。

これは、国際テロが国境を越え、グローバル性を持っており、これに有効に対応するためには、国際的な協力、対応体制が不可欠であるということから、以下の4つの共通の目的を持って行われたものである。

① 事案管理 (Incident management)

テロ事件における国内での事案管理に関する現行の手順の全範囲をテストするとともに、「トップ・オフィシャルズ」を通じて関係する国々と協力して対応する能力を向上させること。

② インテリジェンス/捜査 (Intelligence/Investigation)

捜査や危機時のインテリジェンス情報の取扱いや流れをテストすること。

③ 広報 (Public Information)

一連のテロ事件の対応において、メディア対応や広報活動の戦略的な調整を演習すること。

④ 評価 (Evaluation)

学んだ教訓を確認し、最善の実践を促進すること。

米国政府が莫大な予算をかけてこの様な訓練を実施する背景には、未だにアル・カイダによる大量破壊兵器を使ったテロの危険性が高いからである。地下鉄サリン事件から10年、このように米国においては着実にこの教訓を生かして、テロ対策を強化し、また対応訓練を重ねている。一方、地下鉄サリン事件を経験した我が国においては、大量破壊兵器を用いたテロのことは、他人事のように忘れ去られている感がある。

今回のTOPOFF 3には、我が国からもオブザーバー参加しているが、もし、米国でバイオテロが発生した場合には、米国の主要都市と航空便の往来が頻繁な我が国においては、直ちに国内問題となることを忘れてはならない。ぜひ、今回のTOPOFF 4においては、我が国もこれと連動した国家レベルでの演習を計画し、TOPOFF 4に参加して頂きたいと考える。

【(財)公共政策調査会 第一研究室長】

コラム 企業の安全対策(1)

板橋 功

相次ぐイラクでの人質事件で気になること

5月9日に「アンサー・スナナ軍」を名乗るウェブ・サイト上に日本人を拘束したとする声明と、英国の民間警備会社ハート・セキュリティ社の日本人社員斎藤昭彦さんのパスポートやIDカード等が掲載された。本稿執筆の時点で、拘束の事実が確認されていないが、もし斎藤さんの拘束が事実であるならば、イラクでの日本人人質事件は約1年の間に4件目となる。イラクでのこれら事件を通じて、気になることがあるので、整理しておきたいと思う。

まず、僅か1年の間に発生したこれらの事件は、アル・ジャジーラやインターネットのウェブ・サイト上でも(特にアラビア語のサイトでも)取り上げられており、中東諸国やイスラム諸国において、頻りに「日本」の露出度、存在感が高まっているということである。すなわちこれは、テロリストや犯罪者においても日本に対する認識が高まったり、広がったりしているということを示している。ゆえに、日本の対応次第では、「日本」がテロリストの攻撃の対象となる可能性が高まる危険性があるのである。

さらに、これらの人質事件を通じて大変気掛かりなことは、人質事件の解決策として、「犯人側への譲歩(コンセッション)」がオプションの一つであるか

のように、当然のごとく語られる傾向にあるということである。一部の評論家等が、「お金の解決」や「米国への影響力の行使(非現実的ではあるか)をちらつかせ、人質の価値を高めることにより、犯人側と交渉の余地が生まれるのではないか」という旨の発言を行っているが、筆者はこのような対応は極めて危険であると考えている。その人質事件の解決にとっては有効である可能性もあるが、このようなその場しのぎの対応は、決して「日本」や「日本人」の安全にとって良い結果をもたらさない。

確かに人質事件はイラクで多発しているが、イラクだけで起こるわけではない。このような人質事件が発生した際に、短絡的にイラクの視点ばかりで見すぎるのは非常に危険である。日本人は世界中で活動していることを忘れてはならない。テロリストも世界中で活動しており、日本人の「人質としての価値」が高まれば、世界中で日本人が狙われることになりかねない。

我が国は、日本赤軍による1975年のクアランプールでの米国領事館・スウェーデン大使館占拠事件や1977年のダッカ事件の際に、テロリスト側の要求に屈し、超法規的な措置により服役囚等の釈放を行い、特にダッカ事件では「人

命は地球よりも重し」として、16億円に及ぶ身代金の支払いに応じたという苦い経験がある。ダッカ事件の責任をとって辞任した福田法相に代わって就任した瀬戸山法相は就任の会見で、「多くの先人が血を流して確立した立憲法治国家という制度を少数暴力によって破壊されることはきわめて重大なことであり、場合によっては血を流してもこれを守るといふ決意を持つことが必要であろう」(1977年10月5日付朝日新聞朝刊)と述べ、また同法相は衆議院法務委員会で、「法治国家を維持できない方策を断じて繰り返すべきでない。やむを得ない場合には一部の人命が犠牲にされることもあり得る」(1977年11月2日付朝日新聞朝刊)との答弁を行っている。そして、我が国はこれらの事件を契機として、「法秩序の維持のため、犯人の不法な要求に対しては断固たる態度を持って望む」、「テロリストに対しては譲歩しない」というテロに対する国家としての基本姿勢を明らかにし、いわゆる「ノー・コンセッション」をテロ対処の基本方針としてきた。

その後、在ペルー日本大使公邸占拠・人質事件やキルギスでの誘拐事件をはじめとした相次ぐ日本人誘拐事件等、幾多のテロ事件の苦い経験を経て、政府においては最近ようやくこの方針が確立されてきた経緯がある。「ノー・コンセッション」という大前提の下で、日本政府は人質の救出に最大限の努力をするという大原則を改めて確認しておかなければ

ならない。そして、最近の人質事件においては、日本政府はこの原則に則り、地に足のついたしっかりとした対応を行っていることを高く評価しなければならぬと考える。

最後になるが、人の自由を奪い、命をもてあそぶ「人質をとる行為」は、いかなる理由があろうとも許される行為ではない。もし、斎藤昭彦さんの拘束が事実であるならば、犯人グループを強く非難するとともに、斎藤さんの無事解放を心よりお祈り申し上げる次第である。

(注1) イラクでの人質事件

- 2004年4月7日:日本人3名が誘拐され、9日後の4月15日に無事に解放。
- 2004年4月14日:日本人2名が誘拐され、3日後に無事に解放。
- 2004年10月26日:ウェブ・サイト上で日本人1名の拘束映像を掲載、10月31日に遺体が発見される。11月2日「イラク聖職アルカイダ組織」がウェブ・サイトを通じ犯行声明を発表。殺害時のビデオ映像を公開した。

(注2) 治安フォーラム2005.1号68頁参照
(注3) 「海外において日本人を人質にとり政府に不法な要求を突きつけるような事件が発生した場合には、政府としては、事件解決に一時的責任を有する当該国政府と協力して、人質の安全救出に最大限の努力を払うことは当然であるが、同時に、国際社会における法秩序を維持し、将来同種の事件を抑制するためにも、累次のサミットで確認されたとおり、テロリストに対しては譲歩しないという原則にのっとり、断固たる態度をもって対処する必要がある」(平成7年度版外交書)

【(財)公共政策調査会 第一研究室長】

コラム 企業の安全対策(2)

板橋 功

ロンドン同時多発テロと日本

気がつけば、本コラムも60回を超えていた。本誌には95年1月の創刊以来書き続けて頂いているが、最初の本コラムは96年11月号の「メキシコ誘拐事件に学ぶ(1)」であった。以来、毎号連載とはいかなかったが、本稿で62回目となった。最近、ふと気づいたのは、本コラムの表紙が「コラム 企業の安全対策」となっており、ここ数年のコラムの内容とはいささかかけ離れたことである。このよくなることは、62回という中途半端な回ではなく、60回の節目で気がつくべきであったのだが、「企業の安全対策」と言いながら、61回内のかたまりをテロ関係のコラムが占めていくことに改めて気づいた。これはまさに、ここ約10年の間に著者の研究において、「テロ問題」の比重がいかに増しているかを如実に表しているとも言える。

このような回顧をしながら、7月4日の米国の独立記念日も何事もなく無事に過ぎたと安堵していた、そんな矢先に再び大きなテロ事件がロンドンで発生してしまった。現地時間7月7日朝、ロンドン中心部を走る地下鉄3カ所と2階建てバスの計4カ所でも同時多発テロ事件が発生した。地下鉄3カ所は午前8時50分頃の最初の爆発から僅か50秒以内の間に実行され、いずれも自爆あるいは自爆させられたテロであった可能性が高いとされる。次第に実行犯4人の実像が明らかになってきているが、4人も英国籍であり、ジャマイカ生まれの1名を除く3名

は、英国で生まれ、英国で育ったパキスタン系の2世であるとされる。また、実行犯のうち3人は18歳、19歳、22歳の若者であったことは大きな衝撃であり、このような新たに生まれるセルやスリーパーの存在は、今後もさらに大きな脅威となるであろう。このことは、東南アジア系の不法滞在者の多い日本も真剣に考えておかなければならない問題である。

今回の事件でも、発生直後から新聞、テレビ、通信社など多くのメディアの取材を受けたが、いずれも紙面や時間の制約があり、必ずしも十分に伝えられなかった点が多いので、少しフォローしておきたいと思う。メディアの方からは、異口同音に「日本でテロは起こるのか」、「日本のテロ対策は大丈夫か」との質問を受けたが、その際にまず考えなければならないのは、欧米諸国と違い、幸いなことに、日本には「日本人のイスラムテロリストは確認されていない」、また「外国から入ってきたイスラムテロ組織も確認されていない」、そして「イスラムテロリストを支援するネットワークも確認されていない」ということである。よって、このような土壌のない日本でロンドンやマドリッドで起こったような大規模なテロを起こすには、かなりハードルが高いという点である。しかしながら、単発で入ってきて起こせるテロの手法はあるし、東南アジアにはJ(ジュマ・イスラミア)やフィリピンのアブサヤフ、MILFなどのテロ組織も

存在し、当然、日本でもテロ対策を強化する必要がある。

また、「何故、今回ロンドンなのか」、「そして次は東京?」という質問を受けた。これは「ニューヨーク→マドリッド→ロンドン、そして次は東京?」という構図なのであるが、今回、ロンドンが特別に狙われたわけではない。もちろん、時期的な問題は、英国でのサミットの開催に合わせたものであろうが、これまでも英国はイスラムテロリスト達から狙われ続けてきたのである。2003年1月のリシン事件をはじめ、ヒースロー空港テロ計画、ロンドンの地下鉄での化学テロ計画など、いくつものテロ計画を未然に防いだということがある。今回は防ぎきれなかったということである。ロンドン警視庁のスティープス前警視総監は「英国捜査当局は過去5年間に少なくとも8件のテロ事件を未然に防いだ」と述べている。また、同総監は現職当時の2004年3月16日(3月11日のスペイン・マドリッドでの列車同時爆破事件直後)にリビングストーン市長とそろって記者会見を行い、「これまでテロ攻撃を阻止してきたが、今後も避けられるとは限らない」旨の警告を行っている。このような状況は、欧米の他の都市でも同様であり、ニューヨークやパリ、ローマなどでも、当局はこれまでにイスラムテロリスト達によるいくつものテロ計画を未然に防止してきたのである。

日本に関わるテロ事件やテロ計画が無いわけではない。1994年12月のフィリピン航空機内爆弾テロ事件をはじめ、ボジナ計画、ハリド・シェイク・モハメドの証言などがあり、ゆえに、当然、テロ

対策を強化して警戒をする必要があるが、欧米諸国とはちょっと事情が異なっていることも確かであろう。

いずれにしても、現状の日本は他の欧米諸国とは異なり、イスラムテロに対しては、恵まれた環境にある。日本では未だ日本人のイスラムテロリストや外国から入ってきたテロ組織の拠点、テロリストを支援するネットワークも確認されていないわけであり、「日本にテロリストを容れず」、「拠点を作らせない」ことが何よりも有効な日本のテロ対策である。そのためには、早急に入国管理、外国人の管理を強化するなど、昨年12月に政府が取りまとめた「テロの未然防止に関する行動計画」を着実に早期に実行に移すことが重要である。

(注1) 2005年7月11日付、毎日新聞オンライン版より

(注2) 1994年12月11日に、沖繩南方公海上を飛行中のマリナ7セブ機由成田行き(注3)のフィリピン航空434便の機内で爆弾が爆発し、那覇空港に緊急着陸した事件で、この事件は1993年2月26日のニューヨーク世界貿易センタービル爆破事件の犯人でもあるラムジ・ユセフの犯行であり、「ボジナ計画」の実験であったことが明らかになっている。

(注3) 「米国防空機同時爆破計画」で、東南アジア発、東南アジア経由米国内の米国防空機を同時に12機爆破するという計画で、このうちの4機は日本経由または日本発の便とされている。

(注4) 2004年2月14日の米国9・11独立調査委員会報告において、「(2002年の日韓サッカーワールドカップの際に)日本でのテロを計画したが、実行するためのインフラが日本にない、具体的な計画・準備には至らなかった」とのアル・カイダの最高幹部の一人であるハリド・シェイク・モハメドの供述が明らかになった。

【(財)公共政策調査会 第一研究室長】

「国産テロ」の脅威

英国議会情報・安全保障委員会と英国内務省は、2005年7月7日にロンドンで発生した同時多発テロ事件に関する報告書を5月11日にそれぞれ発表した。これらの報告書では、犯行の動機について、西洋によるイスラム教徒への不当扱いに対する激しい敵意と殉教願望であることを指摘している。しかしながら、アル・カイダとの関係については、実行犯のうちの2人がパキスタンを訪問しており、アル・カイダメンバーとの接触の可能性については指摘しているものの、事件へのアル・カイダの関与については、調査中であり、明らかではないとしている。

議会の報告書の記述の中で、特に興味深い点は、英国当局が7月7日のロンドン同時多発テロ事件以前からアル・カイダとネットワークによる脅威の評価を行う際に「3層モデル」を使って分析を行っていた点と、「国産(home-grown)テロ」の脅威を認識していた点である。

「3層モデル」での脅威評価について、同報告書では、

- ① 3層モデルは、アル・カイダのリーダーシップと調査対象者との関連度合いを説明するために、2005年半前からJTAC (Joint Terrorism Analysis Center) の脅威評価に導入された。
- ② 第1層はコアなアル・カイダと直接リンクしていると考えられる個人やネットワークを、第2層はアル・カイ

ダとかなり緩やかな繋がりを持つ個人やネットワークを、第3層はアル・カイダとは全く繋がりは無いが、彼らのイデオロギーによって感情が掻き立てられる可能性のある者たちを表している。

③ JTACは2005年5月には、その関心の大部分をアル・カイダとかなり緩やかな繋がりを持つだけであるか、あるいは完全に分離しているが、イデオロギー的な信念を共有している、第2層、第3層の個人やグループに焦点を合わせる必要があると判断していた。と指摘し、また、「国産テロ」については、

- ① 英国に対する攻撃を含むテロ活動に英国人が関係するようになる可能性を7月以前に認識していた。
- ② 2004年にJIC (Joint Intelligence Committee) は、国家保安部 (Security Service: MI5) の調査対象者に英国人が一定割合 (数字は非公開) を占めており、英国はこれからの5年間、外国人テロリストはもとより、国産のテロリストからの脅威に直面し続けるであろうと判断していた。(但し、テロ対策に関わる全ての情報機関が、国産テロの脅威と英国市民の過激化について十分に理解しているわけではない) となつたことも指摘している。
- ③ 英国で生まれ、育った者を含む英国

市民による潜在的な脅威を理解していた。これは、2001年から2005年の間に増殖し、表面化した。

④ JICは2002年の時点では、英国に対する攻撃は、英国に居住する英国人よりも、国外から入って来るテロリストによって行われる可能性が高いと判断していたが、2004年前半までに、脅威自体が変化していることを認識した。と指摘している。

4月に発表された米国内務省の国別報告書2005年版 (Country Reports on Terrorism 2005) においても以下のような指摘がなされている。

- ① アル・カイダやその系列との繋がりが希薄で、より小さな独立したセルや個人のテロリスト (micro actors) の緩やかなネットワークが増殖している。
- ② これらのローカルなテロリスト達が、インターネットや衛星通信などを利用し、またテロ活動を遂行する目的が結びつくなどの傾向がみられる。
- ③ これらのテロリストの捕足や対応が極めて困難である。
- ④ アル・カイダのリーダーや思想が引き続きテロ事件やテロリスト、また潜在的なテロリスト達に影響を与えている。

すなわち、9.11事件以降、最も脅威となっているのは、アル・カイダそのものよりも、むしろマドリドでの列車同時爆破テロ事件やロンドンでの同時多発テロ事件を実行したテロリスト達のように、コアなアル・カイダと緩やかな関係

を持つか、あるいは直接的な関係を持たないが、アル・カイダの思想に触発されたり、共鳴してテロを行う地域性のある(国産の)テロリスト達 (英国議会の報告書で言う第2層、第3層) であることが理解できる。これは、アル・カイダによるテロ計画が比較的探知し易くなった(現に、いくつかのテロ計画が未然に防がれている) のに対して、これらによるテロ計画が探知しにくい特性を持つことも一因と考えられる。但し、アル・カイダそのものによるテロの脅威が去ったわけではなく、引き続き警戒が必要なことは言うまでもない。

欧米諸国とは異なり、幸いにも我が国においては自国民 (日本人) のイスラム・テロリストも、外国から入ってきたテロリストのネットワークも今のところ確認されていない。すなわち、もし我が国においてイスラム・テロリストによるテロ事件が起こるとしたら、いわゆる「国産テロ」であるよりも、むしろ外国から入ってきたテロリストによる犯行である可能性が極めて高い。

欧米諸国に比べれば、思われた環境にある我が国においては、現時点で最も有効かつ緊要性の高いテロ対策は、入国管理と外国人管理の強化である。日本に入国する外国人に対して指紋や写真などの個人識別情報の提供を義務づける改正入管法が5月17日ようやく成立したが、予算を重点配分するなどして、早急に実施に移されることが強く望まれるところである。

【(財)公共政策調査会第一研究室長】

相次ぐテロ計画、テロは阻止できるのか?

6月2日から3日にかけてカナダ・オンタリオ州でテロ容疑者の大規模な摘発作戦が実施された。この作戦は、省庁横断的なスタック・フォースである統合国家安全保障執行チームがコーディネートし、王立カナダ騎馬警察、情報部、オンタリオ警察などから約400人を投入して行われ、大規模なテロを計画していたとして、17人を反テロ法違反 (テロの謀議、準備) の容疑で逮捕、拘束した。9.11事件後の2001年12月に反テロ法が制定されて以来、同法を使った最大のテロ防止作戦であった。

一部の者は、オタワの国会議事堂や人口密集地などでの大規模な爆破を計画し、爆弾の材料となる硝酸アンモニウム3トンの入手を図った (警察がおとり捜査の一環で提供したとされる)。また、カナダ議会の襲撃・占拠、首相など指導者の斬首、CBC (カナダ放送) の襲撃なども計画され、トロント北部に訓練キャンプを作り、訓練も行っていたとされる。カナダ当局は2004年頃から活動を察知し、監視を続けていたという。

一方米国では、6月22日に、数カ所のFBI事務所、マイアミの連邦ビル、シカゴのシアーズ・タワーなどに対する攻撃を計画していたとする容疑で、アル・カイダと関係するとみられる7名を逮捕し

たと、フロリダ州の当局が発表している。

また、7月7日にはFBIが、ニューヨークのマッドハット島とニュージャージー州を結ぶ列車の地下トンネルを今年の10月~11月頃に爆破する予定であった自爆テロ計画の捜査を進めていることを明らかにしている。この計画には、3大陸6か国にまたがる8人の外国人が関与しているとされ、すでに3人が外国当局に拘束されており、米当局の要請によりレバノンで拘束された主犯格のレバノン人は、UBIに忠誠を誓ったアル・カイダのメンバーであると自称しているとされる。FBIは約1年前にこの計画を察知し、関係者の監視等を行っていたとしている。このようなマッドハット島とニュージャージー州を結ぶ地下トンネルの爆破は、1993年にも過激な盲目のイスラム指導者であるオマル・アブドゥル・ラーマンらによって計画されたが、FBIによって阻止されている。

このように、僅か約1か月の間でもいくつものテロ計画が阻止されたり、明らかになったりしているが、これはテロ対策が有効に機能している証であろうか?

ところで、カナダで逮捕、拘束された17人のうちの5人は18歳未満で、残りの12人は19歳から43歳であったが、30歳と43歳の2人を除くと、17人のうちの15人

は25歳以下の若者であった。また、いずれもカナダ国籍、あるいは滞在資格を保有し、カナダに居住するイスラム教徒で、アル・カイダに触発された、いわゆるカナダ生まれのテログループであるとされる。「若年層」、「その国で生まれ、育ったイスラム教徒」、「アル・カイダに触発されたイスラム教徒」、[アル・カイダに類似している点も多く、まさに先月号の本コラムで指摘した、「国産テロリスト」である。さらに彼らは、米英など計6か国のテロ組織の関係者とも関係があったとの報道もあり、他国の「国産テロリスト」などとの連携の可能性が窺えることも不気味である。

6月に英タイムズ紙などが実施した、7.7同時多発テロ事件に関する英国のイスラム教徒に対する世論調査によれば、このようなテロ行為に対してある一定の支持層が存在し、今後も同様の事件が起こり得ると考えていることが窺える。また、7.7同時多発テロ事件の1周年の追悼式典で、ロンドン警視庁のプレア警視総監も「テロは将来また起こり得る」と国民に注意を呼びかけている。

これから先、テロを阻止できるかどうかは、この対応の難しい「国産テロ」をいかに探知し、摘発できるか、あるいは触発による拡散や増殖をいかに防ぐことができるかがポイントである (但し、米国については、コアなアル・カイダの脅威が依然として高いと考えられる)。

ただ一方で、アル・カイダやその幹部

達と一線を画そうとする流れが拡大してきている兆候も感じられる。今年の1月から2月にかけて、ムハンマドの風刺画問題に絡む大規模デモや暴動が世界各地で発生した際に、これに合わせるようにアル・カイダの幹部であるアイマン・ザワヒリによる、(ムハンマドの風刺画問題で) 欧米諸国を非難し、欧米諸国への大規模テロを呼びかける声明が3月5日にアル・ジャーラやウェーブ・サイトで流されたが、あれだけ過激な暴動やデモが各地で発生していたにもかかわらず、特にこの声明に呼応する大きなテロ事件は発生しなかった。これが影響力の低下なのか、あるいはテロリストの裾の広がりが増殖が止まってきた兆候なのかは明らかではないが、新たな流れも出てきているように感じる。最近、UBIやアイマン・ザワヒリが頻りに声明を発しているが、このような状況に対する魚り

の衰れなのであろうか?

(注) 英タイムズ紙とITVテレビが6月1日から16日にかけて、英国に在住する18歳以上のイスラム教徒1,131人を対象に実施した世論調査。

主な調査結果は下記の通り。
○ 13%が実行犯4人は殉教者として扱われるべきとしている。
○ 16%がテロ行為は支持しないが、彼らの大義は正しいとしている。
○ 7%が英国の一般人への攻撃は状況次第では正当化できるとし、軍事目標である場合には16%が正当化できるとしている。
○ 49%が英国での更なる自爆攻撃があると答えている。

[http://www.timesonline.co.uk/article/0,22989-2254764_1,00.htm] 参照

【(財)公共政策調査会第一研究室長】

コラム

板橋 功

転換期を迎えつつあるテロとの戦い

11月7日に行われた米中間選挙の結果、上院(定数100)は民主党51議席、共和党49議席、一方下院(定数435)は民主党229議席、共和党196議席となり、上下両院において民主党が過半数を占め、ブッシュ政権は惨敗した。この結果を受けて、翌8日にはブッシュ大統領はイラク政策の旗手を認め、ラムズフェルド国防長官を更迭したが、この直後の9日、10日に実施された、ニューズウィーク誌の世論調査では、大統領の支持率は31%に低下、「2008年の大統領選挙で民主党の勝利を望む」との声が48%に達した。

中間選挙2日前の5日には、イラク高等法廷が、サダム・フセイン元大統領に対して、死刑の判決を言い渡した。この判決に対してブッシュ大統領は、「サダム・フセインの裁判は、専制君主による支配から法による統治へと転換するためのイラク国民の努力の結果であり、一里塚である。それは、イラクの民主主義と立憲政治にとっての大きな成果である」として、イラク戦争の成果と正当性を強調した。

しかしながら、この判決のタイミングは、中間選挙を見据えた政治的意図を持っていたことは、誰の目にも明らかで

あり、この判決の映像は米国によって検閲され、一部がカットされるなどしたが、このような努力の甲斐もなく、選挙にはプラスに働かなかつたようだ。今回の中間選挙での主要な争点は、イラク戦争であったことは明らかである。ニューズウィーク誌の世論調査でも、民主党勝利の要因として85%が「イラク戦争の対応に対する反対」であるとしている。イラク戦争が争点となっている中でのこのような政治ショーは、むしろマイナスに作用した可能性が高い。

米国民も、9.11事件から5年が経過し、また開戦以来の米兵の死者数が2,800人を超えて、ようやくイラク戦争の誤りに気づき始めたようである。

米圏はイラク戦争を、「テロとの戦い」の一環として位置づけたが、筆者がしばしば指摘してきたとおり、(アフガニスタンへの軍事行動は、まさに「テロとの戦い」の一環であるが)イラク戦争はそもそも「テロとの戦い」としての大義は存在しない戦争である。

イラク戦争開戦前の米国の大義は、①イラクのフセイン政権がUBLやアル・カイダと関係していること、②大量破壊兵器の拡散防止、の2点であった。しかしながら、フセイン政権とUBLやア

ル・カイダの関係が無かったことは、開戦以前から明らかであった。また、大量破壊兵器の拡散防止については、「イラクは大量破壊兵器を開発、所有している」→「大量破壊兵器が拡散」→「大量破壊兵器がテロリストの手に渡り、これを用いて9.11と同様に米国土を攻撃する可能性がある」→「ゆえに、これを防ぐためにテロ対策の一環としてイラクを先制攻撃する必要がある」というかなり無理のあるロジックをしい、「イラクへの攻撃」と「テロ対策」との関連づけを行った。当時の情勢では、「テロ対策」という側面なしに、「大量破壊兵器の拡散防止」ということのみでイラクへの攻撃を容認する内外の合意が得られたかどうかは疑問であったし、米国の正当性を疑問視する声も高まっていた。そして、2003年3月19日のイラク攻撃の直前には、③中東の民主化という新たな大義を全面に押し出し始めた。

現在では、①フセイン政権とUBLやアル・カイダとの関係及び②大量破壊兵器のいずれの大義も存在しなかったことが米政府関係者などの証言や報告書などで明らかとなっているところであり、また、ブッシュ大統領が成果を強調するものの、③中東の民主化についても、現実的には極めて危うい状況にある。

テロ対策の視点で見れば、イラク戦争は9.11を実行したアル・カイダをはじめとしたテロ・ネットワークとの戦い

(本来の「テロとの戦い」)を歪曲させ、「テロとの戦い」に有効であると考えられるイスラム諸国をはじめとした国際社会における法執行やインテリジェンスなどの分野での協力を後退させ、テロリスト達にテロの口実を与え、テロの危険性をより増大させた戦争であったことは、今や誰の目にも明らかであろう。

米国民の多くは、「9.11事件にサダム・フセインが関与していた」と信じていたし、2年前の大統領選挙においても、「大義なきイラク戦争」を遂行するブッシュ政権を支持していた。しかしながら、ようやくその誤りに国民も気づき始めたようであり、ブッシュ政権はイラク政策の見直しを迫られている。

アフガニスタンやイラクがテロリストの拠点となることは、絶対に避けなければならない。ゆえに、テロ対策における軍事的側面を否定するつもりはないが、この際、「テロとの戦い」そのものも見直し、その機軸を軍事から法執行やインテリジェンスなどの非軍事的側面にシフトする必要があるのではないだろうか。

(*) ニューズウィーク誌世論調査
2005年11月9日～10日に、18歳以上の1,006人を対象に実施。
(http://www.msnbc.msn.com/id/15667442/site/newsweek/)
(*)2) 本コラム2003.3号「北朝鮮・イラク問題とテロ対策」参照。
(*)3) 本コラム2004.9号「イラクは9.11事件に関係したのか？」参照。
【(財)公共政策調査会第一研究室長】

コラム

板橋 功

北海道洞爺湖サミットに向けて

6月12日の閣議で2008年7月7日から9日まで「北海道洞爺湖サミット」(G8首脳会議)を開催することが了解され、政府として正式に決定された。また、外相会議は6月26日、27日に京都市で、財務相会議は6月13日、14日に大阪市で、内務・司法相会議は6月11日～13日に東京で、労働相会議は5月11日～13日に新潟市で、環境相会議は5月25日～27日まで神戸市でそれぞれ開催される予定である。

今年の6月6日から8日まで開催されたドイツ・ハイリゲンダムサミットにおいては、開催前の6月2日頃からサミットに反対する大規模なデモが発生している。無政府主義過激派が扇動した過激なデモでは、投石、放火や店舗の破壊、サミット会場へ向かう道路や鉄道施設の占拠などが行われ、警察部隊と激しく衝突し、双方で1,000人以上の負傷者が出るなどの事案も発生している。これらのデモには、ドイツ国外からも参加しており、警察に拘束された外国人の中には日本人1名も含まれていた。デモに参加していた者の中には、日本のテレビ局のインタビューで、「来年は日本に行く」と話していた者もいた。また、2000年の九州・沖縄サミットの際にも発生したが、サミット警備で閉鎖されていたハイリゲ

ンダムの沖合海上に環境保護団体グリーンピースのボートが侵入する事案も発生している。

来年の北海道洞爺湖サミットにおいても、このような過激なデモに対する対策や警戒も重要となってくるが、やはり最も重要なのはイスラムテロに対する対策であろう。多くの治安関係者も既に指摘しているところであるが、まさに2005年の英国・グレンイーグルズサミット(7月6日から8日に開催)の際のロンドンにおける同時多発テロ事件の教訓を活かすことが重要である。スコットランドのリゾート地グレンイーグルズで首脳会議が開催されていたまさにその7月7日の朝に、首都ロンドンにおいて、地下鉄3カ所と2階建てバス1カ所の計4カ所で同時多発テロが発生した。

グレンイーグルズやハイリゲンダムもそうであるが、最近のサミットは首都よりむしろ郊外や地方のリゾート地等で開催されることから、開催地周辺の警備と共に、首都をはじめとした大都市の警備が重要なポイントとなっている。我が国においても、2000年に九州・沖縄サミットを経験しているが、これは9.11事件やロンドンでの同時多発テロ事件以前のことであり、当時とは状況がかなり異なっている。

これまでも本コラムにおいて筆者が度々指摘してきた通り、幸いにも現状の日本においては日本人のイスラムテロリスト及び外国から入ってきたテロリストのネットワークや組織の存在は今のところ確認されていないし、特に欧米諸国で大きな問題となっているホーム・グロウン・テロリストの存在も確認されていない。このような意味では、欧米諸国に比べれば、現状の日本においては、イスラムテロの脅威は決して高くはないし、またイスラムテロリストにとってのターゲットとしての日本の位置づけも必ずしも高くはないものと考えられる。しかしながら、「サミット開催国としての日本」は、別問題であり、これから来年のサミットに向けて日本においてテロを行う可能性は高まるものと考えた方がよい。

このようなことから、来年の北海道洞爺湖サミット(G8首脳会議)や開催地が分散している各関係会議の開催に向けて今からテロ対策や警備体制を強化し、警戒を行わなければならないことは言うまでもなく、すでに各都道府県警察においてもサミット警備に備えて、体制の整備や訓練を行うなどの準備が始まっているところである。しかしながら、テロは今や治安当局だけの努力では防ぐことが出来ないことは、グレンイーグルズサミットの際のロンドンでのテロ事件でも明らかである。そこで、とりわけ重要となるのは国民や民間事業者などの理解と協力

である。警察当局においてもすでにその努力を進めているところであり、警視庁においては6月に交通機関や重要インフラなどの民間企業関係者を集めての会合を開催したり、大手町のオフィス街で爆弾テロ対応訓練や地下鉄でNBCテロ対応訓練を実施しているところである。

このような当局が主体となり、協力を求めることも重要であるが、空港や航空会社、鉄道等の交通機関、通信や電力等の重要インフラ事業者、あるいはTDRやUSJ等の大規模テーマパーク、六本木ヒルズや東京ミッドタウン等の有名なビル、その他アリーナや球場、テニスコートの大規模集客施設など、テロのターゲットとなり得る施設は事欠かない。これらを全て当局が守ることは不可能であり、警戒・警備体制の強化や社員の意識向上など、それぞれに携わる事業者自らが主体的に取り組みが求められるところである。

また、テロを防ぐためには、国民一人一人の意識と目がとりわけ重要である。交通機関や大規模集客施設などにおいては、利用者一人一人が不審者や不審物を注意を払い、警戒を行うことがテロを防ぐための大きな力となるし、それは自らの安全にも繋がることでもある。

微力ながら、筆者もこれから来年のサミットに向けて、民間企業等に対して協力や主体的取組を呼びかけていきたいと考えている。

【(財)公共政策調査会 第一研究室長】

コラム(67)

板橋 功

アフガニスタンでの韓国人人質事件について

2007年7月19日、アフガニスタンでボランティア活動中のキリスト教系の団体の韓国人23人(男性7人、女性16人)がタリバンによって拉致された。タリバン側は、アフガニスタン政府に拘束されている仲間の釈放やアフガニスタンで復興支援活動を行っている韓国軍の撤退などを要求した。

7月25日には団体のリーダーだった牧師1名が、また31日にも男性人質1名が犯人側によって殺害された。8月13日には健康状態が悪化したとされる女性人質2名が無事に釈放された。8月28日になり、カザニ州の赤新月社施設内でインドネシア外交官の立ち会いの下で行われた韓国政府とタリバン側の直接交渉の結果、以下の5項目の事項で、残りの人質19人全員の釈放を行うことをタリバン側と合意したことを韓国政府が発表した。

- ① 全ての韓国人が今年中にアフガニスタンから退去する(駐留韓国軍の撤退を含むことを意味する)。
- ② アフガニスタンで活動するNGOの韓国人職員は今月中に退去する。
- ③ 韓国人のキリスト教宣教師は、今後アフガニスタンには入国しない。
- ④ 韓国人は、アフガニスタンから退去するまで攻撃されることはない。
- ⑤ タリバンは、アフガニスタン政府に

対して要求していた、捕虜となっているタリバンメンバーの釈放を放棄する。

そして、29日に12人(男性2人、女性10人)が、30日に7人(男性3人、女性4人)が解放され、発生から43日目に解決を見た。

人質2名を殺害するなどの強硬な姿勢をとっていたタリバン側が、突然、なぜ仲間の釈放を取り下げ、残りの人質19人の解放に合意したのか、その背景にはいくつかの要因が考えられる。

一つには、残りの人質の大半が女性(19人の内の14人が女性)であり、タリバンとしても基本的には以下の2点で扱いや対応が難しかったということが指摘できる。

- ① 実質的に拘束する上で、女性人質が扱いにくかったこと。特に、ラマダンを控え、多くの女性人質の扱いに苦慮していたことが背景にあるであろう。
 - ② 女性を人質に取っていることで、国際世論、特にイスラム諸国の世論が気になっていたものと考えられる。
- そして、なによりも大きな要因として考えられるのが、この人質事件を通じて、韓国政府と交渉を行い、「大きな成果を得られた」とタリバン側が考えたことであろう。

とここで、重要インフラ事業者等において、サミットに向けての対策が進められているが、一般の企業も決して無縁ではない。最近、千葉県にある民間企業の事業所から放射性物質のイリジウム127が盗まれるという事件が発生している。このような放射性物質、爆発物や火薬などはテロに使われる可能性もある。自社の工場や事業所、研究所などで、このような物質を扱っていないかを社内に確認し、管理を強化する必要がある。特に、このような物質等は、施設された金庫等に保管されている場合が多く、紛失や盗難に気づかない可能性もあることから、サミットを前に、改めて点検を行う必要がある。

また、東京や大阪などの大都市、サミット開催地である北海道、とりわけ札幌や千歳などに所在する事業所などにおいて、テロ等への注意を喚起し、検問や交通規制、不審者や不審物の届け出等のサミット警備への協力の周知も必要である。さらに、少なくともサミット開催期間中(できれば1週

間前頃から)の北海道や東京等への不要不急の出張を避けるなどの措置も検討する必要がある。万が一、サミット開催期間中にテロが発生した場合の社員への対応について明確化しておくことも必要かもしれない。例えば、サミット開催1週間前頃から開催期間中に限り、通勤時の交通機関などでテロ等の発生し、交通機関が停止した場合、自宅待機とするなどの措置を事前に決め、明確化しておくことが発生した場合に、駅等での混乱を低減するだけでなく、テロでは化学物質や放射性物質等が使われる可能性もあり、社員への受傷を防ぎ、社員を安全確保につなぐと共に、安否の確認を容易にすることになることから、このような措置を決めておくことは、企業にとっても有益である。

あるいは、米国のサミット参加国の在外権益等がテロのターゲットになる可能性もあることから、企業の在外拠点においても、日本でのサミット等の開催を周知し、注意喚起を行い、拠点によっては警備強化などの措置を講じると共に、発生時の対応措置の検討を行うことも必要である。

今回のサミットや関係会議が無事に開催できるかどうかのポイントは、「国民の意識と協力」であるといっても過言ではない。万が一、テロが発生した場合に、冷静な対応を行うためには国民の意識は不可欠である。サミット期間中の不要不急の外出を避けたり、警備への協力、あるいは万が一、テロ事件が発生した場合には外出や交通機関の利用を避けるなどの心構えも必要である。これは、混乱を防止することにも被害を低減することにもなる。また、テロを未然に防ぐためには、市民の目が極めて重要である。地下鉄サリン事件直後を思い起こしてほしい。鉄道の利用者ほとんどは「不審物が無いが、不審者がいないか」と棚の上や周囲を見回して注意を払っていた。公共交通機関や大規模集客施設などにおいて、利用者一人一人が不審者や不審物に注意を払い、警戒を行うことがテロを防ぐための大きな力となるとともに、自らの安全を確保することにもなる。

2001年の9.11事件前までの旧タリバン政権は、1989年のアフガニスタン戦争終結以降、アフガニスタンのかなりの部分を実行支配しており、かつて、米国政府も旧タリバン政権の幹部を米国に招いたりしていた時期もある。しかしながら、ビン・ラディンやアル・カイダのメンバーを客人として庇護していたため、9.11事件以降は、国際社会からもテロリスト集団と見なされている。

今回の事件を通して、一国の政府(韓国政府)と直接交渉を行い、合意に至ることで、「タリバンは、アル・カイダとは異なり、野蠻なテロリスト集団ではない」ということを国際社会に示し、アピールする狙いがあったのではないかと考える。そういう意味では、今回の事件を利用して、仲間の釈放以上に彼らが満足できる成果を得たと考えたということであろう。

今回の事件を通して、一国の政府(韓国政府)と直接交渉を行い、合意に至ることで、「タリバンは、アル・カイダとは異なり、野蠻なテロリスト集団ではない」ということを国際社会に示し、アピールする狙いがあったのではないかと考える。そういう意味では、今回の事件を利用して、仲間の釈放以上に彼らが満足できる成果を得たと考えたということであろう。

ところで、折しも韓国では、危険国や地域への渡航及び滞在を制限することを盛り込んだ改正旅券法を2007年7月24日に発効させた。この改正旅券法は、今回のアフガニスタンでの人質事件発生のはるか以前の2006年12月22日にすでに国会で成立していたもので、6月26日の閣議で施行のための処理を行っていた。

この改正旅券法では、「旅行禁止国」を指定し、政府の許可無くこれらの国に入国した場合には、1年以下の懲役または300万ウォン以下の罰金が科せられることになった。「旅行禁止国」の指定は、

外交通商部、法務部、警察庁や民間などの関係者で構成される旅券審議委員会が決定される仕組みで、8月1日に開催された同審議委員会でイラク、ソマリア、アフガニスタンの3カ国が指定された。これらの国にビジネスなどで滞在する場合にも、政府の許可が必要となり、現に滞在中の者も、許可がなかった場合には、出国の措置がとられることである。

ちなみに我が国では、旅券法13条1項7号において、「著しく、かつ、直接に日本国の利益又は公安を害する行為を行うおそれがある」と認めに足りる相当の理由がある者」についての旅券の発給等を制限しており、このような渡航の制限が憲法には反しないとの最高裁の判例も出ている(注)。

韓国のような罰則を伴う法的な措置が、我が国においても必要かどうかは、議論を要するところであるが、今後、韓国においてどのような運用がなされていくかは、興味深いところである。

(注) 1958年(昭和33年)9月10日の最高裁大法廷判決
 「憲法22条2項の「外国に移住する自由」には外国へ一時旅行する自由をも含むものと解すべきであるが、外国旅行の自由といえども無制限のままに許されるものではなく、公共の福祉のために合理的な制限に服するものと解すべきである。」
<http://www.courts.go.jp/>
 【財公共政策調査会 第一研究室長】

いよいよ7月7日から、北海道洞爺湖サミットが開催される。9.11事件以降、我が国ではじめて開催されるサミットである。これまでの日本は、イスラム系テロリストによるテロの脅威は、必ずしも高くないが、しかしながら、サミット開催地としての「日本」は、別問題である。日本をターゲットにしたわけではなく、あくまでも、米国や英国などの先進諸国等の首脳が集まる「サミット開催地としての日本」でテロを行うという大義が成り立つからである。

思い出されるのは、ちょうど3年前の2004年7月7日、英国グリーンイグルス・サミットの際に首都ロンドンで発生した同時多発テロ事件である。今回のサミットにおいても、最もテロを警戒しなければならないのは、東京などの大都市であろう。大都市には、政治や経済の中核機能はもとより、大規模な集客施設や地下鉄をはじめとした鉄道網など、テロのターゲットになりやすい施設が多数存在している。これらは、その機能が麻痺すると、国民生活や社会、経済に大きな

Column (68)

北海道洞爺湖サミットに向けて、
テロの警戒強化を

財団法人公共政策調査会 板橋 功
第一研究室長

な影響を及ぼし、また大きな被害が出る可能性もあり、テロのインパクトや効果も大きいことから、格好の標的である。中でも、複合型の商業施設を併設した大きなターミナル駅や大規模な集客施設、地下鉄や新幹線などの公共交通機関などは、不特定多数が利用も利用でき、またその利便性(誰でもいつでも利用できる)から、極めて守り難く、一方、テロリスト側にとっては攻撃し易いという特徴を有している。

これら全てを警戒することは、不可能であることから、各事業者や利用者の警戒が不可欠であり、すでに各事業者においても監視カメラの増設や利用者への広報などの準備が進められているところである。鉄道や大規模集客施設においては、利用者の手荷物を全て検査することは難しいことから、爆発物探知大の積極的な活用も一つの方策である。但し、新幹線については、高速で大量の人員を輸送するところから、万が一テロ事件が発生した場合に、被害が甚大なる可能性もあり、一時的な手荷物検査の実施など、特段の対策をとる必要があるかもしれない。

講じると共に、発生時の対応措置の検討を行うことも必要である。

今回のサミットや関係会議が無事に開催できるかどうかのポイントは、「国民の意識と協力」であるといっても過言ではない。万が一、テロが発生した場合に、冷静な対応を行うためには国民の意識は不可欠である。サミット期間中の不要不急の外出を避けたり、警備への協力、あるいは万が一、テロ事件が発生した場合には外出や交通機関の利用を避けるなどの心構えも必要である。これは、混乱を防止することにも被害を低減することにもなる。また、テロを未然に防ぐためには、市民の目が極めて重要である。地下鉄サリン事件直後を思い起こしてほしい。鉄道の利用者ほとんどは「不審物が無いが、不審者がいないか」と棚の上や周囲を見回して注意を払っていた。公共交通機関や大規模集客施設などにおいて、利用者一人一人が不審者や不審物に注意を払い、警戒を行うことがテロを防ぐための大きな力となるとともに、自らの安全を確保することにもなる。